矯正図書館

刑政

第四十五卷　第二號　二月號

牢名主の今昔	正木亮	2
所謂確信犯人の處遇について	尾後貫莊太郎	4
刑法と心神耗弱犯人（上）	武藤文雄	11
收容者の給與（殊に食糧）に關する考察（下）	福山福太郎	24
「或る抗議書」の默殺に就いて	龜屋美彌雄	29
隨感隨筆	印南於菟吉	32
キユウバ「玖馬」共和國の新刑法草案	フオン・シエーン	37
海外時報		43
行刑小話	玖波文一郎	49
軍縮問題に就て（下）	西原少佐	59
第二次特別練習生證書授與式		67
刑法竝監獄法改正調査委員會總會決議及留保事項（刑法總則）（未定稿）		
雜報——刑政佛壇——練習所見學記——海外異聞錄——讀者の頁——家庭の頁——敍任辭令——行刑統計		

昭和七年一月二十五日印刷納本・昭和七年二月一日發行

財團法人　刑務協會發行

昭和六年十二月二十五日印刷納本・昭和七年一月一日發行）　第四十五卷　第一號

矯正図書館



刑政

第四十五巻第二號

牢名主の今昔

舊臘都下の諸新聞紙は「目下行刑當局は德川時代の牢名主制を復活し之を累進制と結合したことに決した」と傳へた。

わたくしはその事實が眞なりや否やに付ては關するところがない。しかし、ジヤーナリストが今日の行刑と德川時代の牢名主とを對比せしめたことに付き世間がどんな感想を以て對したかといふことを檢討することは行刑に對する社會思想を覗ふに重大なる機會であることを知らねばならぬのである。

先づ、第一にこの新聞記事が新聞の讀者をひきつけた點はどこであつたかといふ問題。わたくしはその重點を牢名主といふいやな聯想であつたと思ふ。

なぜ牢名主といふ名稱がわれわれ國民の頭にいやな聯想を起さしめるか、それは、德川時代に於て毒を以て毒を制するの策を牢名主によつて實現して居たからである。

行刑が敎化を本體とするものでなかつた、その當時の牢屋敷に於て多くの囚人を統制し、制壓するには粗暴なる力による外はなかつたが、その力を當局は暗默の中に是認し行刑を素朴なる力と化して了つて居たのである。

今日のわれわれが無批判に牢名主といふ言葉に暗い印象を懷くのは要するに非文化的の行刑の代名詞たる牢名主に對する反感、換言すれば非敎育的行刑に對する排擊に他ならないのである。

第二に、この新聞記事はどの點に讀者心裡を同情的に向けしめようとしたか。わたくしはその重點を

囚人の自治心を基本とする敎育といふ點に置いたものだと思ふ。

今日の社會は既に注入的敎育法を捨てて了つて居る。自主的敎育に敎育の成果を見出さうとすることが今日の大衆の思想であることはいなめない。

自主的敎育は苟しくも敎育と名のつく限り、それが學校に於て行はるゝ場合でも、低能兒の敎育に於ても乃至は犯罪人に對する敎育の場合に於ても共に基本の原則である。さうして、自主的敎育は他の刺戟により、自分に對する內省によつてあらはれるところの各人の發奮努力である。この發奮努力を基本として組成される行刑體系をわれわれは累進制度といふのである。

この累進制度と最も改化され、他を誘導し得る囚人を一には他囚の刺戟の對象とし二には他囚の指導者としようとするのが今次のジヤーナリズムのあつかつた所謂牢名主なのである。

さて、この二樣の意味に於ける牢名主を對比して見ると昔のそれは腕力の代表であつて今日のそれは自主敎化の表徵を意味するのである。さうして、あの新聞記事がどの點に於て世の批判と同情とを受けたかを觀察すればそこに今日の世想がいかに行刑敎育に關心を持つて居るかが明かにされるのである。

世は總てに注入的な有閑階級的敎育にあきて居ることがそれによつて明かにされた。われわれは行刑を囚人の自發力によつてその目的に近づかしむべき更に一段努力を拂はねばならぬことを世想的に義務づけられた。

所謂新しい意味の牢名主をわたくしは早く實現して貰ひたいと思ふ。

昭和七年一月十五日

正木亮

矯正図書館

所謂確信犯人の處遇について

尾後貫莊太郎

一

所謂確信犯人の概念については、諸種の概念構成が可能であるであらう(一)。私がここに問題とする所謂確信犯人とは現存の國家的秩序たる法律内容と相容れない内容の團體精神の下に統一せられた集團に屬し、この集團の團體精神から來る所の義務的確信を決定的動機として犯罪を犯す者を謂ふのである。さうして、その義務内容は或は宗教的、或は政治的、社會的、法律的、道徳的、科學的、等種々に區別せらるるのである(二)。確信犯人の問題については、既に木村學士によつて(三)、又牧野博士によつて(四)、多く論ぜられた所であり、今更、私が取り立てて云爲する心要もないことのやうにも思はれるが、既に半年餘に亙つて親しく治安維持法違反事件の被告人に接し、更に引き續き彼等被告人の審理に當らねばならぬ身として、『階級的政治犯人』と自ら稱する彼等被告人を如何様に處遇するを適當とするかについての卑見の一端を、此處に述べてみたいと思ふのである。

(一) 木村學士『確信犯人の問題』(法學志林第三一卷第一・二・三號)。
(二) 木村學士『昭和六年行刑學界の回顧』(刑政第四四卷第一二號)第六頁。

(三) 木村學士、前掲『確信犯人の問題』。
(四) 牧野博士『教育刑と確信犯人』(法學志林第三三卷第一號及び第七號)。

二

確信犯人と云ふ類型がドイツ一九二五年の刑法草案第七十一條に規定せられ、さうして多くの學者は此の類型が觀念せられ得るものなりや否やについて論爭を重ねたことであるが、よしんば、さう云ふ類型を觀念せられ得るとしても、瀧川學士の云はれるやうな、『鋼鐵の確信を鍛へに鍛へて牢獄を去る』(一)やうな眞の確信犯人なるものが果してどの位あるものであらうか。人間の確信なるものが如何なる條件、如何なる境遇の下にあつても、一生を通じて變らないと云ふ程、強力なものであらうか。『確信を洗ひ落して牢獄を出て來る確信犯人のそれは、實は確信ではない』(二)と謂ふべきかも知れぬ。しかしながら、およそ、人間の確信なるものが多くはさうした程のものであると云ひ得るならば、果して、眞の確信犯人なるものの實在が疑はしくなるのではあるまいかと考へらるるのである。思想犯人が凡て『鋼鐵の確信を鍛へに鍛へて牢獄を去る』確信犯人』であるかのやうに見るならば、それは大いなる謬見である。私の見聞の範圍は狹い。しかし、事をわが國に限つて之を見るならば、從來思想的犯罪人として取扱はれ、又現に取扱はれてゐる人々について考へてみても、『鋼鐵の確信を鍛へに鍛へて牢獄を去つた』程の確信犯人が果して幾人あつたであらうか。嘗ては尖端的ソシアリストとして、或はプロレタリアートの前衛として自他共に許し、社會的に活躍し、或は處刑せられた者も、爾後環境の變化のため、或

矯正図書館

は老齢のために、闘爭精神を喪失して、今は赤大根の惡罵に甘んじ、或はソシアル・デモクラットとして資本主義組織の支柱をつとめ、甚だしきは豹變して反動思想家に轉落するもの比々皆しかりと云ひつべき實狀ではないか(三)。ドイツ一九二五年刑法草案第七十一條の理由書の說く所によれば、低級な動機例へば權勢慾(Machtgier)、自利心(Eigennutz)、復讐心(Rachsucht)、殘忍性(Grausamkeit)の如き動機が行爲者に對して影響を及ぼしたる場合には、以て確信犯人とすることなき旨を明かにしてゐるけれども、所謂確信犯人なるものは多くはかかる低級なる動機によつて行動するか然らされば、單なるセンチメンタリズム乃至はヒロイズムの産物に外ならさるもののやうに考へらるるのである。近時、滔々として若きインテリゲンチヤの層が思想的犯罪性に移向するのはセンチメンタリズムにわざはひされた爲であり、プロレタリアートの層が同じくその傾向に走るのはヒロイズムの結果であるもののやうに思はれるのである。所謂確信犯人なるものが、おほむねかくの如しとするならば、その『確信』は實は眞の確信ではないことになるであらう。しかも暴力を以て當來社會の實現を企圖せんとするが如きは、實は、彼等が事物に對して十分なる理解と認識とを有せざるがためである。彼等にして一たび、事物に對する十分なる理解と認識とを把握する機會だにめぐまれるならば、一朝にしてその『確信』に動搖を來たすであらうことは、これこそ私の確信する所である。確信犯人なるものの類型を如何樣に定義し、如何樣に觀念しやうとも、さうして、それは事實上多くの人類の中に僅かに一と握り程の存在しか發見出來ないものであるならば、刑法上確信犯人の問題が占むる地位は極めて小さきものであり、從つて、それが教育刑論に重大な影響を及ぼすものとは毛頭考へられないことである。

(一) 瀧川學士『教育刑と確信犯人』(法學論叢第二五卷第四號第一一頁)。
(二) 同第一一頁。
(三) これらの事實について詳細正確な記述をすることを、現在の私としては、差し控へねばならぬことを遺憾とする。しかし、この程度の記述を以てしても、要を得らるることと信ずる。

三

しかしながら、私は所謂確信犯人の處遇を輕く考へていいとするものではない。否、社會の變遷推移が特に急激變調ならんとしてゐる今日に於て、それはたしかに重大な問題であるにちがひないのである。常習犯人が常に刑法上の問題であると同じく、確信犯人は今日に於ては國家にとつての重大な問題である。しかしながら、確信犯人が國家にとつて重大な問題であると云ふことは、刑法理論の問題とはおのづから異ると私は考へるのである。確信犯人論を中心として刑法理論を構成しやうとしたり、治安維持法を重心として刑法の系統を組織立てやうとする者があるならば、それはその者の自由である。應報刑論者、客觀主義者にして、若し、かやうな意圖をもつならば、それは自らその理論の破綻を暴露するものに外ならないのである。

所謂確信犯人なるものが、おほむね、かくの如きものであると考へてゐる私は、確信犯人と雖も尙、多數一般の犯罪人と同じく、教育的方法の對象として、そのカテゴリーに入れ得るものであると信じてゐるのである。なるほど、彼等は多數一般の犯罪人に比して異るものを有つてゐる。

さうしてそのことの故に多數一般の犯罪人に比して矯正が至難乃至は不能であることが多いかも知れぬ、しかしながら至難乃至は不能であるがために、このカテゴリーに屬しないと云ふわけにはいかぬ。同じく矯正が至難乃至は不能であると考へられてゐる常習犯人に對してもわれわれは廣い意義に於ける教育的方法によらざるべからざるものと信じてゐるのである(一)。現在の刑罰制度が眞の教育的施設から距ること甚だ大なるものあり、そのことのために不幸にも所謂確信犯人に對しては、殊に、矯正至難乃至は不能であることもあるかも知れぬ。しかしながら、われわれは犯罪社會學、犯罪人類學、犯罪心理學、教育學、精神病學等の進歩によつて、此れらの犯罪人に對しても教育的方法の可能なることを期待し得ると云ふことを忘れてはならないのである(二)。さうして、牧野博士はかく論ぜられるのである。『いふまでもなく、かくの如き教育の可能なるがためには、刑罰の外に、刑事政策社會政策が必要である。一般の犯人に對しても、社會は、自己の現狀を犯人に強ひることに因つてその刑罰の目的を達するものではない。ここに刑事政策社會政策の意義がある。刑事政策乃至社會政策は、社會が犯人に對して重要な讓歩を爲すことを意味する。犯罪の社會的原因と云ふことを考へる者にとつては、社會が犯人に對して重要な讓歩を爲さねばならぬことを考へるのである。この讓歩に因つて社會に進化がある。この進化に因つて犯罪狀態が改良されるのである。この考へ方は、そのまま確信犯人にも當てはまるのであり、この意味において、確信犯人に對して特別な理論を考へる必要はない』(三)。

惟ふに、確信犯人の問題は教育刑論にとつては些かも難問ではあり得ないのである。『確信犯人に改善を目的とする刑罰——教育刑——を科することは、實は、意味をなさない』(四)とか、『この範圍においては、理念としての教育刑は絶對に存在しない』(五)とか論ずるに至るは、教育刑論に對するデマゴーグでしかなく、教育刑を徒らに誣ゆるものと謂はねばならない。

(一) 拙稿『常習性犯罪人の處置について』(昭和六年四月一日、日本陪審新聞)
(二) 牧野博士『教育刑と確信犯人』(法學志林第三三卷第一號第八五頁)。
(三) 瀧川學士『教育刑と確信犯人』(法學論叢第二五卷第四號第一二頁)。
(四) 同第二九頁。

四

私は、冒頭に確信犯人の概念を掲げて『……團體精神の下に統一せられた集團に屬し、この集團の團體精神から來る義務的確信を決定的動機として犯罪を犯す者』を謂ふとしたのであつた。現に公判審理をつづけつつある、かの治安維持法違反事件の被告人等は、頭初より統一審理を要求し、統一せられた集團としての裁判を追つたのであつた。集團の一員に於ける確信は、集團によつて影響をうけて構成せらるるものであるからである。しかしながら、集團的犯罪を處理するに當つて、その集團を集團として處理することが出來るであらうか。若しも、その集團を構成する各集團員が何れも同等の意識乃至は確信の下に行動したものと見究めが付くであらうならば、それは理論上可能であり、又適當であるかも知れない。しかしながら、理論上それが可能であり又適當であるとしても、事實上その處置は果して如何なる形式によるのであるか。如

何なる政策がわれわれに殘されてゐるのであるか。私は、到底之れに答へることは出來ぬ。かゝる集團的犯罪を刑法によつて處理する限り、處理せねばならない限り、そこには刑罰を以て臨むより外には道はないのである。教育刑を以て、その集團員の反社會的意識乃至は確信を控制せしめて再應化せしめんとするの方策を採るより外にはないのである。われわれは此の一途に邁進せねばならないと考へる。しかもその道はひらかれてゐるのである。或る手段による の展望が正しいものと認められざる限り、センチメンタリズムやヒロイズムは時の經過と外部新社會からの積極的建設的な努力とによつて打ち碎かれ得る可能性をもつてゐるのである。社會の進化の階梯が辨證法的に理解せられる限りに於ては、行動が論理的に發展し、從つて合理的に進捗すべきことを希望すべきであり、さうして、そこに教育刑の可能な論理的基礎は十分に成立してゐるものといはねばならないのである。

（完）

刑法と心神耗弱犯人（上）

武藤文雄

一 心神耗弱犯人と現代の刑法
二 心神耗弱犯人の意義
三 心神耗弱者と犯罪との關係
四 心神耗弱犯人の犯罪の特質および刑罰との關係（以上本號）
五 心神耗弱者の處遇方法
六 心神耗弱者と世界の新刑法
七 心神耗弱者と社會的責任論

一

心神耗弱犯罪人に關する問題は、少年犯罪人の問題と共に、應報刑論から教育刑論への過渡に當つて、常に理論上、實際上の重要なる地位を持つてゐる。わが國においては、少年犯罪人については既に少年法の實施を見、教育的效果といふことが强調されてゐるにも拘らず、心神耗弱犯罪人に關しては、なほ依然として舊態を保つてゐる。精神病者に對しては社會が敏感であるのに對し、何故に心神耗弱者に對しては注目されるところがないのであらうか。わたくしは、重要な問題の一つとしての心神耗弱者問題を考へ、その刑法における理論上實際上の指導的地位を明かにしたいと思ふ。

わが國の刑法は、この心神耗弱犯罪人について、第三十九條第二項において、その者の行爲は其の刑を減輕するものとしてゐるにすぎない。これは、抽象的に人間の意思の自由を豫定した道義的責任論から出たものであつて、なかば自由意思を持たない例外的な者の場合として認められたものである。しかしながら、その論理的矛盾は別としても、刑罰を減輕することとするのみでは、實は、社會がかやうな犯罪人の行爲から防衛される所以でもないし、また行爲者みづからにとつても、何等その人格の保護ともならないのである。言ひ換へれば、かやうな刑罰を科す限り、刑法は刑法としての職能を少しも果すところがないのである(*)。

(*) ここに、刑法改正綱領において保安處分が掲げられてゐる理由が存するのである。

獨逸においては、現行刑法には限定責任能力についての規定はない。ただ刑罰が緩和されるべきものとされてゐる(*)。しかし、その後の刑法草案は限定責任能力者なるものを認めた。すでに一九〇九年案の第六三條第二項に規定が見えてゐる。一九二五年案は、第十七條第二項において、限定責任能力者に對しては刑を減輕すべきものとしたが、一九二七年案は、第十三條第二項で、刑を減輕し得るものとした。しかるに、一九三〇年案においては、再び、減輕すべきものとしたのであつた。限定責任能力者への刑罰の減輕の無意味であることが示されてゐる折に(**)、かやうな『義務的刑罰の減輕』は刑事政策の立場からは頗る疑はしいものである(***)。一九三〇年案のこの規定は、その意味において、むしろ退歩ではなからうか(****)。

(*) Frank, Das Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich, 18. Aufl., 1931, S. 151.

(**) Aschaffenburg, Das Verbrechen und seine Bekämpfung, 3. Aufl., 1923, S. 360. 牧野博士『日本刑法』第一二五頁註三。

(***) Mezger, Strafrecht, 1931, S. 501.

(****) これ等の草案は、同時に、かかる犯罪人に對する保安處分を規定してゐることを忘れるべきではない。この點は後に述べる。

英國はある意味において進歩してゐる。すなはち、精神缺陷法 Mental Deficiency Act, 1913 (3 and 4 Geo. V, c. 28) に依つて、成年犯罪人においては懲役禁錮の刑を受ける程度の犯罪が、心神耗弱者に依つて爲された時は、『有罪但し精神缺陷あり』"guilty, but mentally defective" との評決を爲し、判決を下す代りに精神缺陷者收容院にこれを送るべきものとしてゐる(*)。

(*) Kenny, Outlines of Criminal Law, 13th ed., 1929, p. 58. 尙、この『有罪但し心神耗弱なり』との異樣な評決の語は、若しこれを『罪なし』とすれば、その者が收容院から釋放されることについてハベアス・コルプスのやうな權利を持つことになるので、かやうな結果を避けるための窮策として用ひられるに過ぎない。われわれから見れば、英法流の無用な迂路としか思へない。この點については、P. Sheldon Glueck, Mental Disorder and the Criminal Law, a Study in Mediosociological Jurisprudence, 1927, p. 335, n. 4.

以上、英國を除き、わが國や獨逸を始めとし、佛國、スコットランド、北米合衆國など何れも限定責任能力者に對して刑を減輕してゐる。そしてその基礎は全く應報刑論に在るのである。しかしながら、應報を唱へるのみでは、それははかない曇氣樓にも比べるべきものではなからうか。諸科學の進歩の著しい折に、われわれ法律學徒のみが過去の堅い殻の中に身を屈してゐるべきではないであらう。わたくしは、いま、心神耗弱者について實證的な研究を進めたい。述べるところは心神耗弱者についてである。しかし、同時に、それは形而上論的な舊派の學說へのプロテストなのである。

客觀主義及び折衷論の學者が心神耗弱者を限定責任能力者として認めるにもかかはらず、その法律上の意義として掲げるところは極めて不正確である。わが國について一二の例を擧げよう。泉二博士は、心神喪失と心神耗弱とは『程度の差異に依て決す可きものと解』せられ、『社會平均程度の精神の全く欠缺せる者を無能力者と爲し、此無能力狀態に至らずと雖も平均程度の能力に比し低能狀態に在る者を以て減低責任能力者なりとするに在りと信』じて居られる(*)。また、瀧川教授は、その差異を『意識不明の程度』の高低に依つて定められてゐる(**)。そして、その空漠とした標準に應じて刑罰の輕重が嚴然と定められることに因り、應報が實現されることになるわけである。

(*) 泉二博士『日本刑法論』總論第四十版第四二五頁。

(**) 瀧川教授『刑法講義』改訂版第九五頁以下。

わたくしは、刑の減輕を受ける限定責任者なるものを認めることには、應報論的な形而上論に出るものとして極力反對する。しかし、全く別の意味において心神耗弱者を刑法上認める必要があると考へる、すなはち、責任能力が刑罰能力であるの意味においては中間責任能力者を認め得ないが、その處遇手段においてわたくしは心神耗弱者を他と區別するのである。主觀主義目的刑論乃至教育刑論においては、心神耗弱者に對し單に刑を減輕するものとせず、その處遇方法においてそれに應じた保安處分を採用すべきものとし、その見地から心神耗弱者を區別するのである。われわれは、その區別されるべき要點を刑の量の差異に求めるのではなくて、刑の質の差異に求めるのである(*)。

(*) 宮本教授『刑法學粹』第二八七頁參照。牧野博士はこの點を强調されるのである。同博士『日本刑法』第一二四頁以下、『刑事學の新思潮と新刑法』第二一一頁、その他。

目的刑論は、いふまでもなく、犯罪人の人格に適應した刑罰を科することに依つてその改善をはかるのである。それで犯罪人の診査に關しては、心理學、精神病學その他多くの隣接科學の援助を求める。かやうに主觀主義刑法理論はあくまでも實證的であり科學的であるの意味において、客觀主義的刑法論の形而上的であり道義的であるのとは全くその趣を異にする。心神耗弱者については特に科學的診査を重要視するのである。

しからば、科學的に實證的に定められる心神耗弱者とは如何なる者を指すのであらうか。眞に科學的な處遇方法を考究するには、先づ科學的にその意義を明かにしなければならない。

そもそも精神缺陷には三つのものを示すことができよう。その一は心神耗弱 Feeblemindedness, moronity で、これは僅かの精神的缺陷を有し、教育的方法に依つて大いに改善されることが可能である。その二は魯鈍 Imbecility で、教育に依る改善は可會の一員となり、好い狀況の下においては自立し得るのである。そしてその三は白痴 Idiot である。これは精神缺陷能でも、社會の一員としては立つことのできない狀態であるの甚しいもので、その低度のものは教育不可能であり、その高度のものは自然の要求に適合してゆくやうに辛うじて訓育され得るものである。そして、この三者は生來又は生後間もなく發育が止つたもので、精神病者がその有してゐる精神能力の錯亂から生ずるのと異るのである(*)。前三者は精神的に始から貧しき者であり、後者は貧しき者になつた富める人なのである。言ひ換へれば、心神耗弱者とは、好狀況の下においては生活できるが、生來又は幼少からの精神の缺陷のために、(一)均等な條件において通常の同輩と競爭することができず、(二)普通の注意をもつて自己又は自己の仕事を處理して行くことができない者である、と爲すことができよう(**)。いま、これをスタンフォード檢査法に依つて精神年齢から見ると、白痴は、精神年齢が三五箇月以下、若しそれが十六歲以下の子供なら智能商(IQ)精神年齢を生活年齢で除して百倍したもの)二五以下、魯鈍は精神年齢三六箇月乃至八三箇月、IQは二五

乃至四九、心神耗弱者は精神年齢八四箇月乃至一四四箇月、IQは五〇乃至七四となるのである。この結果を參照して更に心神耗弱犯罪人を定義すれば、刑罰、感化矯正機關の管轄に屬する人で智能商が七五以上でなく、その精神の低度であるのは發育の停止に因る者、と言ひ得よう(＊＊＊)。

(＊) Frank C. Richmond, The Criminal Feebleminded, Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. 21-No. 4, Feb. 1931, pp. 541-2. 尙、同樣な區別は、Glueck, ibid, p. 333 n 1.

(＊＊) Richmond, ibid, pp. 542-3. この定義は The Royal College of Physicians に依る (Glueck, ibid, p. 334)。尙、F. A. Doll On the Use of the Term "Feeble-Minded", Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. 8 (1917-8), p. 217 et seq. には同じことが六箇に分けて說明されてゐる。智能商については、松本亦太郎博士『心理學講話』第三三一頁以下參照。

(＊＊＊) 心神耗弱の智能商の限界について、七五とする外に、七〇、六八、六五とする說もある。

心理學者は以上のやうに詳細に分析してゐる。われわれはその結果を俟つて始めて精神缺陷者に對して適當な處遇方法を講じ得るわけである。かやうな立場からは、客觀主義論者の採るやうな目分量に依る刑罰の減輕論は許されないし、英法のマク・ノートン規則のやうな精神力の測定論も許されないであらう(＊)。この點についてアメリカのある州では一定の犯罪に對しては、先づ犯罪人の精神について科學的診査が施されるべきこととされてゐるのが著しい(＊＊)。

(＊) Richmond, ibid, p. 546 et seq. マク・ノートン規則については、Kenny, ibid, p. 53 et seq. Glueck, ibid, p. 161 et seq. 參照。

(＊＊) Mabel A. Elliott, Conflicting Penal Theory in Statutory Law, 1931, p. 164 et seq.

心神耗弱者の意義を以上の如く定めると、その犯罪に對する關係も實證的に明かにされるのである。

わが邦の法典を始めとして、從來の刑法は自由意思論を基調としてゐる。從つて、心神耗弱者は例外的な少數の場合と解されてゐる。一般人について考へれば心神耗弱者は例外の者であらう。しかし犯罪に關して考へてみるとき、それは果して例外現象であらうか。わたくしは統計に依つて、この點を明かにし得ると考へるのである。

一般人において、心神耗弱者は、普通、全體の約二パーセントを占めると言はれてゐる(＊)。しかるに、クールマンは心神耗弱犯罪人の一般犯罪人中の比率は、ミネソタ感化監では平均二九・一％であるとし、スロウンは、ニューヨーク州の少年犯罪人においては二〇％乃至二五％であるとした。又、アンダースンは、調査の結果、犯罪者の中二七％から二九％は心神耗弱者とした(＊＊)。更に、ウィスコンシンにおいて、一九二六年七月一日から一九三〇年六月三十日までの四年間に、五つの州監獄、感化監、矯正院に、男子四、四三九人、女子六八六人、計五、一二五人收容されたが、それについて調査が行はれた。その結果に依ると、心神耗弱者は、男子について、少年勞働訓育所 Industrial School for Boys では二〇・六％、感化監では三二・一％、監獄では四二％を占めてゐた。女子については、少女勞働訓育所 Industrial School for Girls では二四・五％、婦人勞働所では三五％、監獄では七一・八％である。四年間にその五箇所に收容された總ての者の中における心神耗弱者の平均比率は三三・八％で、男子平均は三三・九％、女子平均は三三・三％であつた。四、四三九人の男子中、一、五〇八人は精神缺陷者で、その中、一、二四六人は高度の心神耗弱者、二五六人はその低度のものである。六八六人の女子の中、二二九人が缺陷者で、一九二人は高度の者、三六人が低度の者であつた(＊＊＊)(＊＊＊＊)。

(＊) 大戰當時、アメリカ陸軍では、四七・三％、一七・六％なる數字を出したがそれは誤りとされてゐる。尙、その他に五・〇八％なる結果も出てゐる。この點については、Richmond, ibid, pp. 541-2; Erickson, A Study of the Relationship

Between Intelligence and Crime, Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. 19 (1928-9), pp. 595-6. ギリンは二%としてゐる (Gillin, Criminology and Penology, 1926, p. 117)。

(**) Richmond, ibid, p. 544; Erickson, ibid, pp. 596-7.

(***) これは The Psychiatric Field Service of the State Board of Control of Wisconsin の報告に依るもので、リチモンド前掲第五四四頁に示されてゐる。

(****) エリックスンは、ウィスコンシンにおいて一九二六年七月一日から一九二八年六月一日までの約二年間の調査の結果に依つて、又別の形で示してゐる（エリックスン前掲第五九五頁）。それに依ると、通常智能力者（IQ九〇以上）は全體の五〇・四一%、サブノーマル又は低度智能力者（IQ六〇—七五）は一九・三六%、高度心神耗弱者（IQ七五—六〇）は二四・一四%、低度心神耗弱者（IQ六〇以下）は六・〇九%となつてゐる。

わたくしの知つてゐる限りにおいては、このウィスコンシンの統計が最も最近のもので、最も完全に近いものと思はれる。これより古いものにも大同小異の結果が得られてゐるが、それを一一掲げることはこれを省きたい(*)。かやうに、一般人においては二乃至五パーセントを占めるに過ぎない心神耗弱者が犯罪人の中においては三〇パーセントを超えてゐるとの事實はそもそも何を語るのであらうか。心神耗弱者の問題は決して例外の問題ではない。心神耗弱者は犯罪に對して非常に危險な可能性を持つものなのである。かくて、ある人が言つたやうに、『心神耗弱は犯罪と貧窮と墮落との母』なのであり、『すべての犯罪人が心神耗弱者ではなくても、すべての心神耗弱者は潜在的な犯罪人である』ことが示されるわけである。わたくしは、この生々しい現實を眼の當りに見て、從來心神耗弱者に對して何等の保護方法從つて犯罪の豫防策が講ぜられてゐないことに不滿を感ずると共に、心神耗弱者なるの故をもつて限定責任能力者であるとして刑を減輕することをもつて足れりとし、徒らに自己の主張の破綻を防ぐことに汲汲としてゐた客觀主義刑法學者の傳統が今なほ餘命を保つてゐることを不思議に思はざるを得ない。われわれは獨斷論をあくまでも排斥する。われわれは心神耗弱者について、その者の犯罪の特質を考へ、進んでその處遇方法を考へ、そしてその基礎としての刑法理論を考へるべきではなからうか。かくして始めて實證的でありしかも規範的な刑法論が成立するわけである。それで、わたくしは、次に、若干、心神耗弱者の犯罪の特質に眼を注がう。

(*) Gillin, ibid, p. 106 et seq.

四

この點を論ずるに當つても、わたくしは專ら統計に依つて考察を進めて行きたいと思ふのである。

先づ、心神耗弱は如何なる種類の犯罪を多く行ふものであらうか。もちろん、ある特別の犯罪が犯されても、それは犯罪人に對して特別の意味を持つものではない。犯罪人は心理的に同價値の犯罪については、その何れをも擇ぶものであるからである。犯罪事實は犯罪人の惡性の徵表に外ならない。しかし、犯罪事實が犯罪人の惡性の徵表であることは、また犯罪事實に依つてその犯罪人の惡性を推測せしめ得よう。その意味において、心神耗弱者は如何なる種類の犯罪を犯すものであるかを見なければならない。エリックスンの掲げる統計を借りて考察したい。

	通常智能力者	低度智能力者	高度心神耗弱者	低度心神耗弱者
財産に對する犯罪	五七・〇四%	五一・三八%	四六・〇八%	三七・八六%
人に對する犯罪	六・六九	九・七九	七・八四	一七・四八
風俗に關する犯罪	九・九八	一一・六二	一〇・三〇	一六・五一
自動車窃盜	八・一〇	五・五〇	五・八八	一・九四
成文法上の强姦	八・一〇	一一・〇一	一五・二〇	一五・五三
遺棄	六・三四	四・二八	八・八二	七・七七
其の他	三・七五	六・四二	五・八八	二・九一

右の表において、心神耗弱者においては、人に對する犯罪、強姦、遺棄において著しく、財産に對する犯罪、自動車竊盜において少い。すなはち、感情的な犯罪は、智能の低い者に多いことが明かになると思はれるのである(*)。かやうに兇暴な犯罪が多く行はれることは、心神耗弱者は判斷力が鈍く、豫見力が少く、本能的行動を抑制する力がなく、そして普通暗示を受け易く、模倣力が強いことに因るのである(**)。

(*) Erickson, ibid, p. 604.
(**) Glueck, ibid, pp. 334-5.

次に犯罪と年齡との關係について見よう。通常犯罪人の多くは二十歳から三十歳の間であると言はれてゐる。しかし年齡の少い者の犯罪は智能力の高い者に存し、年齡の多い者の犯罪は智能力の低い者において行はれるとされてゐる。これもエリックスンの統計を見よう。

	二一歳—三〇歳	三一歳—四〇歳	四一歳—六〇歳	六一歳以上
通常智能力者	五八・三二%	二四・五四%	一四・七九%	二・三五%
低度智能力者	五九・一九	二三・八五	一五・二九	三・六七
高度心神耗弱者	五二・六九	二三・二九	一九・三六	四・六六
低度心神耗弱者	三五・九二	三六・九〇	二四・二七	二・九一

右表において、低度心神耗弱者の六四パーセントは三十歳以後において犯罪を爲してゐる。通常智能力者においては四二パーセントであるに過ぎない。これは、年齡のたつに從ひ、心神耗弱者にとつては職業上の適應力が自然的に少くなり、從つて社會應化力が缺如することに因り、生活問題がますます窮迫して來るものであることを示すものではなからうか。そして、更に、また、一般犯罪人においては三十歳以上の者の犯罪は著しく減少するに反して、心

神耗弱者においてはその減少の度が比較的に少い。これは、心神耗弱者においては、一度犯罪生活に入つた以上、更生の確實な望みの少いことを示すものと言へよう(*)。

(*) Erickson, ibid, p. 609 et seq. 尙、年齡が增すにつれ、心神耗弱者の犯罪の減少の割合が甚しくないことにつき、リチモンドも、同じやうに、年齡の增すほど社會經濟生活の負擔義務が多くなり、複雜になることに基くとしてゐる (Richmond, ibid, pp. 544-5)。

尙、ここに考へるべきは心神耗弱犯罪人と刑罰との關係についてである。

心神耗弱犯罪人は、その性質上、他と區別されて處遇されるべきである。しかるに、從來心神耗弱犯罪人における累犯率は一般犯罪人における大いなる相違を示してゐない。再犯及び三犯の者は、通常智能力者においては、そのグループの犯罪人の總數の五〇・二三%、低度智能力者においては五〇・一六%、高度心神耗弱者においては五〇・二三%、低度心神耗弱者においては四五・六三%である。四犯以上については、同じく四項について順次に示せば、一〇・三三%、一〇・七〇%、七・八四%、五・八二%となつてゐる(*)。

(*) Erickson, ibid, p. 599.

現代の社會制度と同樣に、現代の司法制度は心神耗弱者の特質を少しも認識するところなく、ただ刑を減輕するに止まつてゐる。われわれから見れば、心神耗弱者に對しては適當な施設に收容する方法を採れば足りるのであるが、現在、裁判所が無用な手數を反覆してゐることに驚かざるを得ない。尙、同時に、この數字に依り、われわれは、心神耗弱者は絕えざる監視を必要とすることに氣付くのである。

同じことは刑期についても言ひ得るのである。これもエリックスンの指示するところである。

刑期	通常智能力者	低度智能力者	高度心神耗弱者	低度心神耗弱者
一年以内	八・四五%	九・七九%	一〇・五四%	一三・五九%
二年以内	二六・五二	二八・四四	三〇・三九	二七・一八
三年―四年	二七・一一	二九・〇五	二四・五〇	一七・四八
五年―九年	二一・四八	一四・三七	一六・四三	一八・四五
十年以上	一四・四四	一三・一五	一四・九五	一八・四五
無期	二・〇〇	五・二〇	三・一九	四・八五

低度心神耗弱者において多少例外的傾向が見えるのは、それには、先に述べたやうに、重罪が多いことに基くとも言ひ得るであらう。その他の場合は、五年以下が六五パーセントを占めてゐる(*)。そもそも短期自由刑の無意義なことは學者に依つて說かれてゐるところである。心神耗弱者に對しては特にそれが無意義であるべきに拘らず、何等その點が考慮されず、專ら犯罪事實に基いて刑期が定められてゐることを如實に示すものに外ならない。心神耗弱者に對してはこの點からも特別な處遇を必要とするものではなからうか。

(*) Erickson, ibid, p. 601.

尙、假釋放について考へると、アンダースンは、各百名の精神病者と心神耗弱者とのパロールへの反動を統計に依つて示した。精神病者においては四九パーセントの成功を見てゐるのに反し、心神耗弱者においては僅かに二一パーセント成功してゐるに過ぎない。これは、心神耗弱者が精神病者と異なり、根本的に智能に缺陷があり、適當にみづからを處理してゆくことができないことに基くのである(*)。

(*) V.V. Anderson, A Comparative Study of Feeble-Mindedness among Offenders in Court, Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. 8 (1917-8), pp. 430-1.

わたくしは以上不完全ながら統計に依る心神耗弱犯罪人の特質を記した。この點に注目するところのなかつた從來の刑事制度が、一般犯罪人と同じやうにこれを取扱ふことに因り、不當な結果を生じてゐたことも以上述べた通りである(*)。かくて、われわれは、心神耗弱犯罪人の特質を明かにした上で、如何なる處遇方法を採るべきかを問題としなければならないのである。

(*) ある人は言つた、精神に缺陷があるほど罰を加へるべきではない。しかし、それだけその者を適當な施設へ送る必要が社會的見地から生ずるわけである、と (Henry W. Ballantine, Criminal Responsibility of the Insane and Feeble-Minded, Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. 9 (1918-9), p. 499)。ただ、この論者は自由意思論を常識論として採つて居られる（第四九四頁）。

刑政第45巻第2号
矯正図書館

收容者の給與(殊に食糧)に關する考察 (下)

福山福太郎

前號の如く、米二合六勺九才押麥四合一勺、合計六合七勺九才と、副食物前表の分量が、一日一人の給與である、合理的經濟的に取扱はるゝ關係上、以上の給與は一日一人、金拾錢六厘五九に、當るのである而して、右米麥のカロリーは、二、六五四・六であつて、副食物總カロリーは、三、二六三・六カロリーである。彼のチツテンデン氏は、六〇八・九八となり、結局一人給食總カロリーの保健食三、一一一を超過してゐる。

今假に、不吸收によるもの、徒費量等を、合して、右熱量の、半數としても、一、六三二カロリーとなり、所謂、佐伯博士の、保健榮養量を、凌ぐ事が二八五カロリーである、右の外に、祝祭日の特別の給與と、賞遇菜と作業奬勵による增菜等を、加ふるならば、三、五〇〇カロリーは上るであらう。

若し拘禁者が拘禁により、精神的打擊なく、心神に支障たしとせば、右に揭げし給食は、確に、保健を全ふし得べき榮養を有するものなりと、斷言し得るのである。

(拘禁者の體重との考察は行刑衞生雜誌第六卷第八號拙稿參照)而して拘禁者の、食料は原則として、米四分麥六分の割合にして菜は五錢以下なるも實際を點檢せば、質に於て量に於て、味に於て、社會中流に給され居る事を信ずる者である。

社會に於て、模範獻立として(榮養九卷第一號)警視廳工場課の、推稱、實施 立は、一日一人量は、七分搗米三合三勺、其賄費二十錢とせられ、然も右獻立は、大部分二十歲前後の女子であると云はれて居る、此カロリーは二、六〇六カロリーである。

又立川衞戍病院の獻立は、主食副食のカロリーは二、七七八カロリー一人所要金額は、三十一錢五六である。

按ずるに、收容者の給與は、一日(小菅)十錢六厘の賄にして、此熱量は、前述の如く三、二六三カロリーである、因て右模範獻立を凌ぐ事が六五七カロリーである。

尤も刑務所は調理費と燃料の薪炭代、水等は別經濟で右食料費には含まれては居らぬが、模範獻立に比し價格は半額に均しいのである。

右の計數は千人を標準とせられ、味噌醬油の釀造を初め、組織的に合理的に化學的に應用研究されて居るから、價格の點のみにて論ずる事は出來ぬが、實際安價に豐富の榮養を有し得るものを給する事は、一般の意外とされるところであらう。

七 敎化上の給與

給與の第一義が、榮養保健にある事は既に述べた、而して收容者を改過遷善善良なる國民として、社會に復歸せしむる以上、敎化の方針は國民的に基本道德によらねばならぬ。而も習慣が道德となり、道德が國民性として築き上げられたのである以上、傳統精神を維持すべき事も云ふ迄も無い。

故に受刑者に對しても、祝祭日に國民と共に、皇國の前途を祝福せしめ敎化の手段として、食物の優遇を爲し味覺の滿足を得せしむるは、是れ我國醇風美俗の一端を味はしめ反省歸善の機會を作らしむるものである。

る。卽ち監獄法施行規則第九十五條の二に於て、糧食の分量菜の增給を認めたのも決して故なしでない。

又賞遇の手段として增菜が認められ、小菅は一回一錢八厘に指定せられてゐる。舊規定によれば賞表の個數により度數を增加し、一回三錢以下と定められたが、大正十一年省令二十四號で撤廢せられた。

要するに賞遇菜も祝祭日と同じく、改過遷善に導く手段であり、善行持續が馴て慣習性を作り、陶冶の楔機となるからである。

今小菅刑務所に於ける大祭祝日の一食副菜物の獻立は大略左の通りである。

祝祭日　菜一食の獻立　同上所要金額

明治節　燒魚秋刀魚一尾 二三瓦大根オロシ 金九錢八厘七
赤白餅 二個

元始祭　豚肉八匁、里芋十匁、午蒡十匁、 金九錢六厘
雜煮餅、人參十匁、砂糖二匁

紀元節　豚肉十匁人參三十匁馬鈴薯三十匁生姜十匁 金七錢四厘
憲二十匁切麩四匁砂糖三匁醬油一勺餅二個

天長節　豚肉十二匁、馬鈴薯八匁、味噌 金十四錢九厘公
二匁、澤庵十匁、赤白餅二個

祝祭日の獻立は量に於ても、質に於ても價格に於ても中流而も國家の干城たる兵士の給與にも、左程劣つて居らぬ事であらうと信ずる者である。

教化的食料中小菅刑務所昭和五年中賞遇人員は、五一、一一八人にして其所要額は、七八五圓六七〇厘であり、一人宛一食金一錢五厘に當る割合である、此一錢五厘は一日指定額の四割に相當する。

賞遇菜は前述せし如く大正十一年以前は一個に付、一回順次回數が增されたが、其當時糧食の變更と增菜等が認められた。その代償に數の制度が取り除かれたのではあるまいか、實際豫算處理上年々減額せらるゝ今日 質を落すな量を減ずるな、作業收入上農產品の割引するな、能率向上の爲め食物を增加せよ、賞遇も舊規定より落すなと、各々自己本位より割出し自我を通さんとする。若し所長にして自己の主張を卻けば、囚情惡化の原因を所長に歸せしめ、能率の低下作業收入の低落を上司に歸せんとする。所長の立場も困難だが、給與當局の苦心は知る人ぞ知るである。吾々は小なる自我は通さうとはしない、面目の如きは大所高所から譲らう、刑の本質に副ふならば決して不面目も厭ふ者でなく、又責を上長に歸せしむる如き、卑劣な心根は更に持合せが無い。私は何處迄も刑務一體の實現が欲しくてかなはぬ。

賞遇菜の献立は一樣でないが大略左の通りである。

魚類十二匁二錢七厘油揚其他一錢五厘豆又は芋類一錢五厘

八 作業奬勵の給與

收容者の糧食は少年並に病者を除く外、勞働作業の種類によつて分量が定められ一食一等三合 米一六九 麥一七六 瓦より以下十等に分たれ各等差が二勺である。監獄法第三十四條には作業を斟酌してと規定し、業種に給すべしとは規定せざるも、實際木挽工の如き怠業するも、一食二合八勺の糧食を攝り、二人以上の働きを爲す者も、僅に一日一食二勺を增すの狀態である。私は科程設定を嚴格にし働き高により、糧食を增加する規定を設け眞に能率を揚げ、收入を增し社會勞働者に劣らざる、修養を積ましむる必要があると信ずる。

食料規定は、昭和二年十二月行甲第一八四〇號を以て訓令せられ、其第七には作業能率の優秀なる者に各二勺を增し夜間作業を爲す者には大正十一年行甲第一、五二七號の一により二勺を增す事に定められた、蓋し優良の見方夜間作業の解釋の仕方により、各刑務所の取扱は區々である、作業時間短縮の試みもあり、此機會に改廢し勞働能率により、增加給與の策を採られん事を望む者である。

抑〻作業奬勵に食物を以て爲すは、人格を無視し人間を動物扱にする、非人格的なりと批難する者を聞くのである。然し法令上實際上に於て副菜物の增給を爲し、作業奬勵に利用する事を規定した。而して能率向上の手段として種々の方策無きにあらざるも、食物の增給程有効適切な方法は無い、卽ち增菜給與を以て奬勵の必樞事項とせられてゐる。私は曾て五百人の採炭囚徒の作業經營に當りたるが、囚人礦夫を働かしむるに、種々の奬勵法を施したが著しき効果を揚げたのは、食物の奬勵であつた、其奬勵は現行訓令の例外取扱にて賃金一日約一圓の一割を受負人に寄附差入せしめた。右の給與は勞働の程度と能率によつて分たれた、收容者の能率は社會自由稼働者と競爭し得べく、勝りても劣らざるを立證し得た。今日作業經營上能率低下を理由に、社會勞銀より低下にすべしと、主張する者あるのを聞くのである。私は斯る主張の商略的便宜より出でたるものと斷じたい。

作業經營上當局の熱度の足らざると、今少しく官僚的色彩を薄くして、收容者の選別を確實に爲し得たりとせば、總囚八割は社會勞働者と競爭し得るものと信ずる。又力行週間を施行したが、佳良なる成績を擧げ平日の三倍の能率を揚げ得た、危險負擔の此種の作業も安全が保たれた、要するに作業奬勵に增食增菜は最も有効適切なる方策なりと信ずる〻今論議せらるゝ賣店制度が一日も早急に實施され、能率向上の顯著ならん事を切望して已まぬ。

九 献 立

献立とは飮食物の調製の目的を以て配合と料理との、形式を指定するものにして、所謂献立は收容者の副菜物を、調理配合を設定する事務である。

所謂献立作成の基礎は榮養能率を增加し敎化の目的に添ふ樣心掛くべきは勿論であるが、辛味香料形態に注意を怠りてはならぬ、辛味香料は嗜好の滿足を與へ、胃液の分泌を促し消化を助くる事となり、延いて信賴に進み情操陶冶に迄利用し得らるゝのである。

献立を經濟的に重要視せねばならぬ、殊に國家財政逼迫の折柄豫算を超過し不足を生ぜしむるは不當である。常に豫算範圍に於て最も有効に合理的に、化學的に衞生的に献立すべきである。

味覺が興奮と消化を助け、疲勞回復に影響する事は既に述べたが、氣候季節により注意を怠りてはならぬ。例へば盛夏酸類を好み冬季脂肪が喜ばれ、又溫度高きものが好まれる事である。又調理の場合野菜の根や皮等を切

り捨てるが是はヴイタミン含有が多いのでそれ〳〵味を著け利用する事である。又醤油醸造する際豆の煮汁は棄てゝはならぬ、是は滋養と味の素が混入してゐるので煮汁は鹽を入れて保存し、醤油に混入すべき事だ、調理献立は些細の注意が必要である。

前述の如く献立調理は、合理的に化學的に藝術的に工夫せねばならぬ。上下一致統制に從ふべき事は云ふ迄もないが、用度の係員は經濟衞生教化に理解を必要とし、關係主任と協力すべきは勿論なれど、保健技師とは特に聯絡協力すべきである。又炊事夫は選定を嚴にし健康にして眞面目に働く者なるを要し、清潔を好み同情ある愛の所有者を必要とする。

用度職員は對外的交渉多く、誘惑にも陷り易い職を局に置く者、一層清廉潔白の人格者にして常識に富みたる眞面目の人を要求する。

十　結　論

要するに、以上述べし處の給與殊に食料は如何なる性質を有し、如何なる關係を持ち、如何に進むべきかを述べた積りであるが、論理の徹底を缺き横途に這入たのを氣付くのであるが究極、給與は、人と、人との、關係であり、科學と經濟に立脚せねばならぬ。給與事務に携はる者は同情と、愛の、所有者でなければならぬ。而も常識に長け高潔清廉なる人格者を要求する。常に、醫務、戒護、作業、教務と、聯絡協力し所長を支持し、統制に從はねばならぬ。用度は家庭に於ける主婦の如く、責任の重きを感じ、名利を度外視し一意專心榮養保健に進まねばならぬ。自他共に尊敬し信賴と同情を以て世態の動きを凝視し、經濟榮養教化に重點を置き常に研究を忘らず、所期の目的に副ふべきである。

（終り）

『或る抗議書』の默殺に就いて

龜屋美禰雄

筆者は目下刑務官練習所在所中の一看守であるが、議論の著想その他の點より之を資料の一つに加へたわけである。今後讀者ペーヂに投書されたものの中特に面白いものは資料の中に加へたい。

——編輯子——

現文壇の巨匠、菊池寛氏が且つて、中央公論誌上に、『或る抗議書』と題する小篇を發表せられた事がある。而してこれは、間違も無く現行目的主義改善行刑に對する一つのプロテストであつて、氏が氏の人間味豊かな感情主義の下に、此の作品を通じて刑罰の應報主義を要求されたと云ふ事は、否定すべくもない。

行刑が目的主義に依據するか、或ひは應報主義に依るべきかと云ふ事は行刑方針樹立の根本問題であつて、行刑の實務に當る者の常に、明確なるイデオロギーを把握して居なければならない問題である。然るに斯如き行刑の本質問題に關する異論に就いて、行刑學徒の態度は案外に冷淡であつて、此の『或る抗議書』は、却つて刑法學徒の間に異常なるセンセイションを惹起したかの様であつた。

純理論的に云ふと、行刑の根本觀念は、常に刑法學理論に依つて決定せらる可である。然るに今日刑法學界に於ては、刑罰の目的を犯罪の自由意思と、應報とに基礎原理を置く古典學派、應報主義と、刑罰の目的を犯罪者の遷善改化に置く新派、實證學派とが、斷ず論爭を反覆してゐる。斯如く、刑罰の本質問題に關しても未だ理論の決定を見ざる刑法學の分野に於て、此の『或る抗議書』が一度發表せられるや、應報主義古典學派の人々に依つて、早くも歡迎せられ、合目的な、教育乃至は改善を理想とする新派、實證學派攻撃の材料に供せられたと云ふ事は、敢へて奇異とするに足りない事であつた。然るに、

之に反して行刑學界に於ては、大體に於て目的主義が認容せられ、此の理想の下に行刑は着々と改善せられ、實行せられてゐる。

一見、矛盾とも考へられる此の現象は、それは、行刑學界に於ては既に、古典學派應報主義が、原則として一般予防に據る結果、その學理が、社會の發達に從ひ犯罪の態様が次第と複雜尖鋭化し、次々へと新態様の犯罪が發生して來る事、竝に社會思想の變遷に隨伴して、刑事政策、乃至は行刑觀念が推移して行く斯如き社會の實際の狀態と、到底テンポを合し得ない、と云ふ事が理論よりも先づ、實踐に於いて明瞭となるに至り、從來の王座を目的主義の夫れに讓つたからで、この辨證法的なアウフヘーヴエンは寧ろ當然過ぎる程當然であつたのだ。

さて、斯如き推移の下に、現在に於ては吾等行刑學徒は大體、目的主義の學說を認容し又、實際行刑官も此の原則の下に行刑を遂行しつつあり、別に何等の支障も疑義も感じない實狀に在る。此の現勢こそ、實に『或る抗義書』が、行刑學界に於て刑法學徒の間に於けるそれと異りて、何等の感興をも惹き得なかつた原因である。これあればこそ吾等行刑學徒、竝に刑務官は、刑法學徒の間に多大な問題となつた彼の『或る抗義書』を默殺した所以である。

行刑學徒が『或る抗義書』に對して斯如き態度を執つた事は、誠に當然な事であつて別に非難を受く可き理由も無いと思ふのであるが、此處に吾等行刑學徒として看過し難き事は、それは現今文學が、社會の進歩發展に及す力其のものである。現今吾等は文學を通して種々の智識を授り、又幾多の指導を蒙り、然も文學は豊かな暗示性を持つて居る。今日文學に目的意識が包含せられて居ると云ふ事は、實に否定すべくも無い事實であつて、我等はあらゆる文學的作品を通して明瞭に、此の事は觀取し得る。而して文學が斯る目的意識を持つ事に依つて、屢々輿論を喚起する事があり得ると云ふ事も亦、否定す可からざる事と考へらるるのである。

『或る抗義書』の內容は、兇悪無慘な殺人强盜が獄中に於いて、キリスト教の感化に依り、天國を通して神の存在を信じ、自己の過去の悪行に對する一切の懺悔を爲し日々何の不安をも感ぜず、微笑裡に絞首臺に上つた。——然して、此の兇悪の最後に比べて、被害者及び、其の近親者達の精神的苦痛は如何程甚大であるか。此れは法として一つの矛盾では無いかと、被害者の近親者の一人が司法大臣に送つた抗議書が、內容となつてゐて、之れは明かに刑罰の應報主義を要求したものである。

吾等は、若し此の抗議書の要求の如く加害者に、被害に相當する刑罰の苛酷を與へても、夫れが被害者竝にその近親者等の興奮的な應報的な、感情に相對的な滿足を與へる他に、社會に對して何等の効果をも齎らし得ないと云ふ事は充分識つてゐる。然乍ら文學には文學獨自の技巧があり、誇張があり、巧妙なデスクリツプションが行はれてゐて、一般社會人に對して、ヒシヒシと迫り行く一つの迫力を持つてゐる。

行刑の進歩改良は常に、理論と經驗と而して輿論との、綜合的原由に依るものであるとせられるが、若しも文學の斯如き働に依つて、行刑の根本觀念に就いて、誤れる輿論が醸生せられるとしたら、夫れは吾等行刑學徒として、更に由々しい一大事と云はなければならない。

近時、思想問題の悪化に基き、ブルヂヨアジーロに對するプロレタリアートの對立抗爭は益々頻劇尖鋭化し、文學に於ても斯うした抗爭的な階級的目的意識を持つた作品が、盛んに現らはれ——就中、行刑に材題を採つた作品は、誠に少しとせない。

吾等行刑學徒は、斯る作品に依つて、一般社會に行刑に對する誤まれる世論、觀念の醸生するを防止し、一面社會一般人に、正しき行刑の本質、竝に目的を知らしめる爲めに、常に明確なる理論に依つて、此の種の文學に對する嚴正なる批判を怠つてはならない。(終)

「アメリカの魂はガソリンであり、其ゴッドはあらゆる轟きのモーターの咆哮である。若しアメリカ人にして今少しく落着いてゐたら、夜となく日となく、人間を不具にし人間を殺して飽くことを知らないマシーン(機械)を、其儘に許してはをかないであらう。スピードとノイズ(噪音)から生れた氣違ひじみた生活様式は、終にアメリカの文明をして自壞の道程を走らしめはしないだらうか」

ドクター・ビクター・ロビンソン
(「機械の話」より)

隨感隨筆

（續）

印南於菟吉

十二

現代に於て予は先づ當局に提唱したき件一あり、即ち刑務官吏の佩劍を廢止したきこと是なり、劍を以て威壓するの時代は既に過ぎ去りたり。規律の維持は劍に依るに非ず、官吏の注意努力に依つて行はるゝは既に何人も認識する所、收容者の目前佩劍を鳴らして威嚇がましき態度を採るの行刑は是れ豈今日の敎育行刑の旨義に戻るものに非ずして何ぞや。その之あるが爲めに收容者は官吏を敵視し或は反抗の念を高むるに至るべきは必然の數なり。たとひ凶暴無極の收容者ありとするも、予輩は毫も劍に依つて之を制壓せんことを欲する者に非ず。收容者を自己權力内に掌握しつゝも尙他に制壓方法なき程刑務官吏は無力なるものとは思はず、制服は可なり、しかも丸腰となつて彼等に接することに依つて如何に彼等の心性をして溫柔親しみ易き感を與ふるかを試みよ、外人の批評に曰く日本の刑務所は餘りにミリタリズムなりと、恐らくは此邊より來たるものならんか。佩劍鏘々の聲を聞くは今日聊か時代遲れの感あり、希くは之を單なる儀式に止め常時執務の際は全然脫除せられんことを。

十三

米國刑務所にては、日曜日受刑者は各々自衣を纏ひ着飾つてネツクタイを嵌め喜々として敎會に參集し、場合に依りては其所在の市民男女打揃ふて刑務所内の敎會に集まる例あり。此の場合市民は多く二階の棧敷に陣取るを常とす。

斯る風習は約百年前より慣行されて今日に至るも何等弊害を認めざる所とす、彼の國に在て一般市民が晴着を着て敎會に集まるの慣習あるは讀者諸君の既に知る所、これを其儘刑務所内に適用したる迄にして、敢て珍とするに足らざれども、我邦刑務所内の空氣に比して甚だ霄壤の差あるを認めざるを得ぬ。刑務所内の社會化は斯の如くして達成せらるべきものにして、僕は今强ひて風習の異なれる我邦に適用したしなんど、露思はざるも、或意味に於て囚人をして少時間たりとも監獄に在る位地を忘れしむることは、感化上頗る肝要のことゝ思はる。此點に於て或は特種の大祭祝日を期し上級者の一小部分に殊遇として此方法を行ひ茶話會を開き以て刑務所内に於ても全然知得し得さる社會の空氣を味はしむることも亦一方法に非ずやと思惟せらるゝ節あり。讀者諸君の一粲に供す。

十四

刑務官吏の氣風を觀るに小刑務所に奉職するよりも大刑務所に奉職する方、何となく肩身の廣きが如き感あるものに似たり。金澤、富山、福井に奉職するよりも名古屋、大阪に奉職する方一段優越の地位に在るが如く一般に解釋せらる。勿論交通の便否都市發達の關係上、善き場所には善き人を撰擇するは當然なるも、刑務所の大小に依つて凡そかん別せらるべき問題にはあらざるなり。收容者七八百人以上を拘禁する刑務所は最も不良の刑務所なりとは既に定說の存する所にして大は即ち惡を意味せり、予曾て紐育に在る刑務協會主事バーロース氏を訪問しシンシン刑務所參觀の希望を告げたるに當時千有餘を拘束する大刑務所にして又最惡の場所には相違なしと雖もバーロース氏は此點を强調して予に敎ゆる所ありたり、後告げて曰く併し希望とならば紹介狀を認むべしとて、頻りに刑務所拘禁人員過剩の弊及相當定員配分の必要を告ぐる所ありたるを記憶す、實に拘禁人員の多大は半面に於て粗雜、混濁、腐敗を示し精神的薰育の不徹底を物語るものなり、矢張り精々五六百人を限度とし十分の規律的訓育を施こす方一層效果を擧げ得べきを疑はず。然るに吏僚の多くは玆を去て大刑務所に就かむとする予共意を解するに苦しむ。

何は兎もあれ、僕をして現代の刑務所觀を露骨に言はしむれば、各刑務所に分化作用が行はれて居らないことを頗る遺憾とする。東京は姑く措き地方に依りては隨分收容者の少ない刑務支所もある樣であるが、構造設備の許す限りに於て移送費の增加は止むを得ないとしても、その他諸費の增加なくして現豫算の範圍内で相當分化作用が行はれ得ることゝ信ずる。少なくとも初犯者と累犯者とは全然刑務所を別異しなければならぬ。新聞紙上に

往々見ゆる出獄者の共同惡事は強ち誣言では無い、現に累犯者の多くは何れも監獄朋友の誘惑を訴へて止まない、共に累犯者同志であれば致し方なしとしても初犯者を此渦中に投ずることは如何にも殘酷である、せめて初犯者丈なりとも比較的惡友より救出する工夫を講ずることは最善の方策であると信ず。此事は既に多くの人々の承知して居られる所であるが、今日の實況にては何れも工場及舍房を別異する程度に過ぎない、それすらも業種の都合に依りては薫蕕同室の弊あるを免かれぬ、また行刑の手心としても、或は法規上よりしても、初累各々異りたるレヂームを持つて居る、同一構内で別異した位のことで異なつたる空氣を釀成することは出來ぬ。どうしても嚴然として刑務所を別異しなければならぬ、勿論初犯者必ずしも初犯ならず、頗る性嚮の不良なる者あるの事實に顧みて當局者は其撰擇を誤らない様にするの注意が肝要であることは謂ふ迄も無い。

由來當局者は餘りに潔癖に過ぎて統一的に規則立つて出來るならば格別、否らずんば全部行はずと謂ふ弊がある様に見受けらる。成程物を截然と爲し得れば夫れに越した結構な事は無いのであるが、生物を取扱ふ場合には左様に簡單には參らぬ、さり迚之を全部拋擲することも

十五

新聞の報ずる所に依れば司法省に累進制度制定の内議ありと、尚付記して曰く往時の名主制度を復活すべしと謂ふ。予輩未だ同制度の内容を知らずと雖も名主制度復活は恐らくは事實なるべきか、之に就て憶ひ起すは、予曾て内務省警保局に職を奉じ監獄事務を取扱ひたることありたり。明治二十四五年頃かと覺ゆ、當時固より微賤の一雇吏として先輩に小河、眞木、山上の三先生あり。其指導の下に事務を採りつゝありたり、記臆する所に據れば先輩の間に囚人中、傳告、誘工の役を授け事實その權力は新任の看守若くは押丁を凌ぐ者ありて、之れが爲めに行刑の公正を害すること尠なからずとの議一致し、終に新監獄則施行規則制定の際之を一掃するに至れり、事や既に四十年前の舊聞に屬し、其の當時側らに在て之を聽聞し心私かに其至理なるに傾倒したることありたり、今復た之を復活するの議を聽くに迫んでまた其の當

然なるを領かしめらる、自ら顧みて昨非今是變轉極りなき我心の輕佻を嗤はずんばあらず、聽く者以て異しむは當然なり、予强ひて辯明せんことを試むるには非されども、予にもまた一言なかる可からず。曩きに之れを非と思料したるは、慥かに積弊の在るが爲めにして今の是とするは監獄氣分を脫して社會化の捷徑たるが爲めなり、政策固より不可なるに非ざるも之を運用する當局者の手腕に依つて其効果を異にす、今日の刑務官吏は當年の比に非ず、必ずや相當の成果を收むべきを信じて疑はず、若し又不幸にして收容者の撰擇を誤り、權力の彼に推移することありて官吏を侮蔑する態度を生じ延て一般の平和を紊すことありとせば、予は退て今尚その時機に達せざるを嗟嘆せんのみ、以て刑は運用の如何に存するを知るべきのみ。

十六

統一せられたる累進制の採用と同時に各刑務所に存在しつゝある處遇内規なるものは消滅に歸すべきは言を待たぬ、殊に作業奬勵に關する内規の如きは全然廢止せられなければならぬ、否特に勞働のみを强制する精神を棄てなければなるまいと思はれる、自分も曾て此の强制の

點に就ては緊張した心を以て囚人に科した事もあつたが結局は失敗に歸した、色々な方法を以て作業强調を試みたこともあるが、當初は囚人も共に躍つて喜れた、慣れると利目が薄くていくら笛吹けども踊らずで、奬勵規程も何の効果がなかつた。それでは作業勤勉の良習が養はれたかと謂へばこれ以て偷安を貪ると云ふ有様だ。働けば相當仕事の出來ると云ふ身を以て、刑務所内では十分の力量を發揮し得られるのに、何故に外間に出て怠惰氣分に世を過すかと云ふ疑問には度々逢着する。固より個性の心理作用に依つて、夫々原因は異にしてゐようが、結局强制と謂ふ事が勤勉の良習を馴致し得ざる最大原因であらうと思ふ、果して本人が嫌厭な氣分でする勞働を多年强制したとて、これが習慣と成つて終には勞働を樂しむ様に爲るであらうか。小供の性情に反した不自然な習慣を馴致せしむるも多くの年月を要する、然るに況んや成年者に於ておやである、結局は外部から壓迫して勞働の習慣を養成するよりも、内心自然に勞働を好む感念を植付て自發的に之を誘導招致するの策を採らなければなるまいと思ふ、兎に角勞働を嫌ふ心より好む心に轉回させることが第一義である、それには進級殊遇と云ふ名譽心を利用しなければなるまい、唯單に作業計りを目當

に強制せずして、名譽心、希望、嗜好等を以て勞働心を向上發揚せしめなくてはならない、刑務所内に在ては勞働に勤勉なれと直接に勸告するよりも、寧ろ勞働すると否とは汝の心の嚮ふ所に從へと謂ふて、退て徐ろに且靜かに本人の態度を觀察すべきであらう。本人の僞らざる精神の眞骨頂は常に此場合に現はれる。外部の壓迫强制は本人では無い、虚假の本人である、故に自然外間に出て壓迫の手が緩めば仕事をし無いと謂ふ實在の本人が現はれるのであろうと思はれる、此邊の當局者の精神態度は累進制施行の場合に於ては幾分變更しなくてはなるまいか、之を如何に滑かに運用すべきかと云ふことは當局者の方寸に在ることであつて、其の眞精神を捕捉する樣に心掛けて、唯徒らに形骸を追はない樣に注意しなければなるまい。

十七

累進處遇の優遇條件としては減刑を最良とする、何程所内に於て彼是の優遇條件を設けても之れに優るものは無い、何人も一日も早く赦免に會ふことは最も望ましきことに相違無い、且また指定條件に適合したる者は成る可く早く出所せしむる方双方の利益であらう、故に英米

何れの國でも該制を採用する以上は刑期輕減の方法を採用して居る、例へば英國では六分の一、米國は各州に依つて異れるが四五週間に二、三日の割合で一年間の刑期が一、二週間早く出られると云ふ事である。或實務家はこれも餘り効能が無いと謂つて非難する人もあるが、大体に於て是認せられて居る、慥かに本人の向上欲を唆る上に於て効能ある者と見做さざるを得ない、これは曾て我國に於て實施せられた減刑令と違つて刑期を變更する者では無い、裁判の刑期は其儘で執行日數を輕減するのみである、何れにしても行刑法の中に此規定が無ければ實行出來ぬ性質のものであるから、此度直に施行することは出來ないにしても、他日改正せらるべき行刑法中に規定せられたいと思ふ。

十八

舊臘及今春に於て刑務官の大異動ありたり。沈滯せる空氣には時々清凉劑を投じてこれを攪亂するの必要あるべし。浮ぶ者沈む者千姿百態、悲喜各々あるべしと雖も人生を達觀すれば結局各自の到達點を覓めて進行するに外ならず、去りとは謂へ年を新にすると共に自奮自新の念を更に倍加せしめ、熱誠以て事に當らば驅ては榮冠汝の頭上に輝くは當然なり。切に自重自奮を祈る。

Eiu Kubanischer Strafrechtsentwurf

Frhr. v. Shoen

キユウバ(玖馬)共和國の新刑法草案

獨逸聯邦政府外務省參事官
フオン・シエーン

長く期待せられてゐた獨逸刑法改正案の決定の目睫に逼つてゐる今日、外國に於ける刑法改正の事業は、吾人の興味をいやが上にも高めずには措かないのである。是時に當つて、キユウバ共和國の檢事にして且つ刑事學者として著名なるドクトル・ブイエイテス (Dr. Moises A. Vieites) の手に成れる劃期的なる刑法草案は、我がドイツに於て多大の關心を惹起せずにはをくまいと思はれる。それは、一九二九年キユウバ共和國の衆議院より公にせられたる同氏の著作たる「所謂刑法の行くべき道」("Gomo debe ser la llamada ley penal" —— "Wie das sog. StrGB sein sollte") を云ふのである。この刑法草案並びに其理由書に冠せられたる右の題名によつて、最も好い意味の近代精神によつて支持されてゐる此の著作の傾向内容の一端が察せられるのである。ドクトル・ブイエイテスは「所謂刑法」と曰つてゐるのであつて、全然刑法なるものを眼中に置かないやうな態度を取つてゐるのである。かういつた理由は、彼が國家に刑罰權の存することを認めないからであつて、所謂「犯罪」(Verbrechen) とか「犯人」(Verbrecher) とかいふものについては、何物をも知らうと欲しないからである。彼は、「犯人なるものなし、唯だ人あるのみ」("Es gibt keine Verbrecher, es gibt nur Menschen") と曰つたスペインの偉大な刑事學者なるサルダナと同じ見解を持つてゐるのである。で、彼は、彼の「所謂刑法」を

「社會保安法」(Gesetz zum Schutz der Volksgemeinschaft——Law to protect Society)と名づけてゐるのである。

この保安法 (Schutzgesetz) を支配してゐる根本觀念は八つある。

(一) 犯人は他の人間と等しい一つの存在であつて、同じ生理的の必要を滿すために、他の人間に於けると同じ自然の法則に從つて行動してゐるのである。

(二) 犯罪とは、或る一定の社會的環境に在つて斯く名づけられた一つの所爲たるに過ぎないのである。

(三) 刑罰は、私人の報復と新しい犯行を防止すべきものである。而して更らに、刑罰は累犯を豫防しなければならないもので、從つて、犯人各自の場合に應じて箇別的に定められなければならないものである。社會は自ら防衛の道を講じなければならないのであるが、しかし、處罰といふことは其任務ではないのである。

(四) 罪を贖はしむる方法(Sühne)を箇別化すべき合理的な手段は、裁判官の自由裁量に任かすことである。この自由裁量は全權の委任とまでなるべきもので、成る行爲について適當と認めた場合には、刑を錯いて論じないでも差支ないのである。量刑の標準となるものは、行爲者(Täter)の危險性の程度である。

(五) 刑法々典には刑罰執行に關する規定を包括しなければならない。

(六) 社會は、たとへ刑法を毀損しないでも、その環境にとつて危險と見ゆるものに對する豫防手段を講じなければならない。

(七) 刑法は出來得る限り簡單で明瞭でなければならない。

(八) 犯人(Delinquent)は違法者("Gesetzübertreter")と名づけらるべく、犯罪 (Delikt) は違反 ("Übertretung") と名づけらるべく、而して刑法は社會保安法 ("Gesetz zum Schutz der Volksgemeinschaft") と名づけらるべきである。

といふのが、即ちそれである。

此等の原則は、ドクトル・ブイエイテスの草案では、驚嘆に値する程の効果を以て、巧みに適用せられてゐるのである。裁判官の裁量は全く無制限といつても可い程に自由なのである。法律には、單に違反（現行刑法の意味での Übertretung（違警罪）は草案には含まれてゐないのである）の事實內容を規定してゐるだけである。而して、これと同時に、裁判官には、この違反を抑壓防止

するために、法律が、「保安」並びに「豫防」の處分 ("Schutz-und Verbeugungsmitteln") として認めてゐるものについて、無制限の撰擇權が與へられてゐるのである。但し、此等の手段の中には、死刑は屬してはゐないのである。この手段としての自由刑は最長期二十年とは定められてゐるが、しかし、普通十年を越へてはならないといふのが、この刑法草案の起草者の希望なのである。裁判官の自由裁量で採擇せられる他の「保安處分」といふのは、返却償還(Rückerstattung)、損害賠償 (Wiedergutmachung von Schäden oder Entschädigung)、保釋 (Kaution)、將來の品行謹愼の保證又は誓約 (Bürgschaft oder Gelöbnis des künftigen Wohlverhaltens)、物件の沒收 (Einziehung von Gegenständen)、譴責 (Verweis)、親權、公職並びに名譽權の剝奪 (Entziehung der elterlichen Gewalt, öffentlicher Aemter und Ehrenrechte)、住所の指定 (Ortsverweisung)、外國人の國外追放(Ausweisung) 等で、別に、これと共に、「危險人物」("gefährliche Individuen") に對する豫防處分("Vorbeugungsmittel")が存してゐるのである。この豫防處分といふのは、拘禁 (Haft)（事情によりては違反の判決を受けたる本人の住居にて執行する場合もある）、武器の沒收 (Waffenentziehung)、官立の公安施設又は病院への收容 (Unterbringung in öffentlichen Wohlfahrtsanstalten, Krankenhäusern) 等である。危險性を帶ぶるものと認めうるものは、累犯者、贓品隱匿者(Hehler)、泥醉癖あるもの及び麻醉劑常用者 (Trunk-und Rauschgiftsüchtige)、賣笑業經營者 (Kuppler)、無免許醫師 (Kurpuscher)、賣卜者(Wahrsager)、法術者(Zauberer)、浮浪者(Vagabunden)、遺棄されたる兒女(Verlassene Kinder)、敵意ある外國人 (feindliche Ausländer)、精神病者(Geisteskranke)等である。

刑法中に規定せられたる刑罰執行に關する法規は、凡ての威嚇とか報復とかいふ觀念を全く棄てゝしまつたのである。個人の自由を剝奪するのは、社會を防衛し、犯人を改善して善良なる公民として再び社會生活に入らしめんとするがためであるから、是に於てか、行刑處遇のシステムは敎化的で且つ累進的でなければならない、といふのが起草者の考へなのである。

拘禁者は行狀良好の場合には、屢々歸休(Urlaub) を許され、更らに刑期滿了以前の假釋放 (bedingte Entlassung) によつて完全なる自由を恢復するの訓練が

與へらるゝのである。玆に吾人の興味と注意を惹起せしむるのは、釋放者にして職業を見出し得ないものは、本人の希望で行刑施設に留まつてゐることができるといふ規定の存することである。此場合には、施設内に於ける本人の作業に對しては、固より普通勞働者と同じ賃金が與へらるゝのである。受刑者が自由刑を執行されてゐる間に、其作業によりて多額の金錢を得た場合には、釋放の際全部は拂ひ渡さないで、時々賦拂ひで渡されるのである。かゝる規定の設けられたのを見ても、この刑法草案に、受刑者に向つての社會的なフユルゾルゲ(保護)を與へようとする努力の深く刻まれてゐるのが認められるのである。この受刑者に對する社會的な關心は、ストラーフアンスタルト(行刑施設)の管理にも十分現はれてゐるのであつて、所長一存で勝手にやるのではなく、施設の管理はグレミユウム(Gremium)と稱する一人の刑事學者と一人の精神病學者及び一人の陸軍士官とより成るボード(合議體)の手に委ねられてゐるのである。この草案の理由書には、種々の點で、合衆國のニユウヨークのエルマイラのリホーメートリー(感化監)やソヴエトユニオン(ロシヤ)に於ける刑罰執行(政治犯ならざる犯人に對する)のシステムの長所に言及してゐるのである。

特に學ぶべき所の多いのは、草案の各論中の多くの規定である。凡ての規定は、起草者の第七の原則に從つて極めて簡明緊密で、一箇の冗句もない。古臭い觀念や人世觀は一切容赦なく刈除されてしまつてゐるのである。例へば、離婚は決して犯罪ではないといふ命題を支持した如きは、ラテンアメリカ系のカソリツク教を奉ずるキユウバ共和國のような國家制度にありては、非常な勇斷と言はなければならないのである(註——カソリツク教では離婚を禁じてゐる)。ドクトル・フイエイテスは、二人の箇人間に結ばれた契約の破棄を公に法律で罰するのは、古昔の私人的の報復慾に後戻りするものだと看做してゐるのである。更らに又たソヴエト・ロシヤの刑法と同じく、フイエイテスの草案には、墮胎を行ふ姙婦の處罰を規定してゐないのである。但し、姙婦を敎唆し又は幇助して、墮胎に際して權利なき干渉をなす第三者は罰せらるゝのである。これは、自殺の場合に、其未遂は罰せられないが、自殺幇助者の罰せられるのと略等しいのである。ドイツに於て、墮胎に關する刑法第二百十八條が亂暴に違犯されてゐる今日、フイエイテスが其草案の理由書に於て、墮胎に關して與へてゐる解釋は甚だ價値

のあるものと思ふのである。次に、右に關する理由書の一節を文字通りに譯してみる。

「社會は刑法によりて確定した現實の權利を保護するのであつて、而して、生活能力の疑はしい胎兒はそういふ權利は有つてゐないのである。で、此の場合には何等の權利も存在してゐないのであるから、姙婦自ら墮胎することは何等の權利を害するものではない。しかもまたこの行爲は、社會がこれに對して自ら防衛せざるべからざる行爲者の危險性といふものは毫もこれを示してはゐないのである。

惠まれた境遇にゐる一人の女が、墮胎の罪を犯した場合に、社會が自分を排斥し、嘲笑を浴びせかけ、其上にもあらゆる困難の生ずるのを知つてゐるのに、此等の困難を彼女に蒙らせて平氣でゐる程に、已に自分自身が、愚劣で、無智で、其上に、我慾に滿ちてゐる我々が、今更えらそうに墮胎といふ彼女の棄てばちな行爲を罰して、かくして此行爲をしてかゝる厭はしい忌むべき多くの結果を生ぜしむるの甚しきに至らしむるようなことを、どうして要求することができようか。而して、墮胎といふ行爲には何等社會に對するの危險性の伴はないのであるから、彼女に有罪の判決を下す權利は尙更らないのである。しかも、この行爲については、彼女は責任は有つてはゐないのであつて、行爲者をして非常な損害の伴ふかもしれない重荷から自由にならうとするように、人間の無智と傲慢とから暗默の中に行爲を强ひてゐる我々にこそ責任があるのである。

子を産むといふことは、全く箇人一身の行爲(ein höchst persönlicher Akt)であつて、其行爲の結果は誰れよりも先づ第一に母たるものが是れを荷はければならないものである。如何なる理由からにせよ、母たるものが此等の危險を引受けることを欲しないならば、已に不正と錯誤と我慾とに自ら苦しむでゐる人間の社會は子を産む義務を彼女の意志に反してまでも彼女に負はせる權利ありといふような立派な口はきけないのである。それは僭越の沙汰といはなければならないのである。」

ドクトル・フイエイテスの草案の如き近代的精神を呼吸してゐる草案に、現行の獨逸刑法(Reichsstrafgesetzbuch)の雞姦獸姦に關する第百七十五條に相當する規定の存してゐないことは、當然分かりきつたことである。

矯正図書館

全く新しいもので、極めて注目に値するものは、草案中の箇人の名譽の保護に關する規定である。これは、人の逮捕、審理又は刑の宣告、いやそれ處ではなく、法律違反のため告發されたゞけでも、これに關する報道を、法律上有効なる判決の下されたる以前に、流布することを禁ずる規定なのである。この禁止規定(Verbot)の目的は、箇人の名譽を嚴に保護しようとするためばかりではなく、出來得る限り虚僞の告訴、恐喝、强迫等を防止せんがためである。この禁止規定によりて多くのセンセーションを起すべき特種を奪はれる新聞紙は、この新しい發案を喜ばないことであらうが、しかし、この案は已にキユウバの國外では注意を喚び起してゐるのであつて、ブラジルの刑法學者たるバンデイラ氏は、この規定(草案第百四十九條)のブラジル共和國の刑法中に採用せられんことを要求してゐるのである。

ドクトル・ブイエイテスは歐州の刑法學界に知られてゐない人ではないのである。已に一九二六年白耳義のブリユツセルに開催せられた國際刑法會議には委員として參列して、各國委員と共に働いてゐたのである。彼のこの刑法草案は、スペインの大刑事學者のサルダナによりて、「世界に於ける最も大膽にして最も進取的な草案だと曰はれてゐるのである。這同の我がドイツ刑法の改正に當りて、この新しい型破りの草案に適當の考慮の拂はれんことが望ましいのである。

Juristen-Zeitung, den 15. December 1931

英國では、パンを盗むものはかんごくへ送られるが、鐵道を盗むものは議會へ送られる。

ヂオーヂ・バーナード・ショウ
(自らソシアリストを以て任する有名な英國の作劇家)

海外時報

米國イリノイズ州行刑立法委員の報告

イリノイズ州のパロール(假釋放)、プロベーション(觀察)、並びに行刑施設に關する立法調査委員は、最近キヤナダ及び歐洲の行刑事情を視察したのであるが、歸來幾何もなく、去年九月二十一日同州のステートビル刑務所(Stateville Penitentiary)に開催せられた委員の會合で、下のような建議案を公にしたのである。

(一) 從來我が立法政策を支配してゐた刑罰相應といふ觀念は誤つてゐるもので、犯人の處遇は、犯罪の性質と並びに犯人の性格とを考察した後定められなければならないものである。

(二) 極めて重大な犯罪を除いては、初犯者は特殊のクラスとして取扱つて、特殊の施設に收容すべきである。

(三) プロベーションは、年齢の多少又は微罪の前科の有無に拘らず、別に危險でない犯人には、今よりも一層寬大に適用せらるべきである。

(四) パロールは、現在のように將來の危險の明かなるものに對して、行つた犯罪の性質をも顧みず、むやみに許されるべきではないのである。と同時に、他の危險ならざる受刑者に對しては出來るだけ早く許可してやるべきである。

(五) パロール・ボード(Parole Board——假釋放を決定する委員)は、政派に屬しないもので、公平な心を有つた、本質的に人間らしい情味のあるこの仕事に經驗のある人々の中から選ばなければならない。委員は兼職や內職でなく、働く時間を全くこの仕事に捧げるよう要求せらるべきである。任期もちやんと定めて、相當長くなければならない。報酬も十分に給せらるべきである。

(六) 刑務官吏の任用には、是非共本人の最小限の教育程度が定められてゐなければならない。刑務官は行刑といふ仕事に適した必要な性格を有つてゐなければならない。且つ、よく其職にかなはせるために、特殊の練習學課を習得せしめなければならない、

(七)何を措いても先づ受刑人口を減少する手段が講じられなければならない。

(八)犯人のタイプに従つて分類収容をなす最良の方法を定める目的で、現在利用せらるべき刑務所の設備の研究を直ちに開始しなければならない。

(九)受刑者の行狀による累進制は直ちに現在の行刑施設内に運用せらるべきである。

(十)將來の刑務所の建築には、受刑者によつて利益なりと認めらる場合には、普通ドーミトリー(合宿房)と呼ばるゝ十人又は十二人の受刑者を收容すべき大きなセル・ルーム(居房)を設ける工夫が施されなければならない。

(十一)刑事被告人は幾週も幾ケ月も拘置監(ヂエール)に拘禁せられてゐるのであつて、且つ、最後には、受刑者とならなければならないものがゐるのであるから、刑務所に於ける處遇の困難な收容者たらしむるやうな習慣常習を養はせないやうに、彼等のヂエールに在る間に、此點について十分の注意が拂はれなければならない。ヂエールに在る間も彼等には作業が宛てがはれなければならない。

(十二)千人以上の受刑者を收容するプリズンは結局之を廢止する目的で、將來の行刑政策を確立するに努めなければならない。

ニューヨークの中間防備級刑務所

ニューヨーク州の矯正局(New York State Department of Correction)より發行せらるゝ「コレクション」(矯正)誌の去年の八月號には、去年一九三一年二月同州の刑務所の建築及び管理に關する調査委員(Commission to Investigate Prison Administration and Construction)によつて議會に提出せられたる報告書中の、「中間防備級刑務所」("medium security prison")に關する建議案の議會に容られ、同州アルスター・カウンテイのワルキル(Wallkil, Ulster County)に建設せらるべき右刑務所の請負契約も已に議會の承認する所となり、目下建築工事に着手してゐるとのステートメントが發表せられてゐる。この案は、前記のニューヨークの調査委員が一九三一年度の行刑改良のプログラム中の最も重要喫緊のものとして提案したもので、議會はこの新しい施設のために、百五十萬ダラの豫算を可決したのである。この施設は五百の受刑者を收容するように設計されたものである。

猶ほ同州アッテイカ(Attica)に於ける新しいプリズンは、プリズン・コンストラクション(建築)の模範と呼ばれてゐるもので、一九三一年の秋から開かれてゐる。このプリズンは二千の受刑者を收容する目的で設計されたのである。

合衆國政府の精神病監

今度、合衆國モンタナ州のスプリングフイールドに、二百五十萬ダラを投じて、精神疾患による犯人を收容すべき合衆國政府の精神病監(Federal Hospital of Defective Delinquents, Springfield, Mo.)を新たに建設するの件が、去年八月十日、合衆國政府司法省(U. S. Department of Justice)よりアンナウンス(告示)せられた。この施設の收容能力は八百五十ベッドで、其中五百は發狂犯人及び精神疾患ある犯人のため、百五十は結核患者のため、二百は慢性病の犯人のために準備されるのである。司法當局の言ふ所によれば、この病監は世界に其比を見ざる程に完備したもので、將來、合衆國政府の行刑制度のメデイカル・センター(中央醫務局)となる筈とのことである。

Journal of Criminology, November, 1931.

ヂエッシー・ホッダー

國際的に善く知られてゐる有名なビーノロヂストなるヂエッシー・ホッダー女史(Mrs. Jessie D. Hodder)は、去年十一月マサチユセツツ州フレーミンガムの自分の家で長逝したが、女史の逝去によつて、世界中の受刑者は、明晰な頭の持主で、極めて情味の深い一箇の友人を失つたわけである。女史は、久しく、行刑の根本に横はつてゐる謬つた考へを攻撃して、管理上の弊害を除かん

と努めてゐた小數の先覺者の一人として知られてゐたのである。此攻撃の武器となつたものは教育と其實踐で、彼女の手中に收められたこの二つの武器は極めて有力なものになつたのである。受刑者の行刑施設へ送らるゝのは只だ刑期をつとめ上げる爲ではなく、それだけの時間を自分の身の爲に有効に使用するために送らるゝのである、と彼女は曰つてゐたものである。リホーメートリーについての彼女の概念は、單に拘禁の場所といふのではなく、之を教育施設として看てゐたのである。此考へは今では古い理論のやうに見えるが、ミセス・ホツダーが此考へを實行しだした當時は、全く新しい革命的なものであつたのである。

ミセス・ホツダーの實際職に就いて働いてゐたのは、大部分はマサチユセツツで、初めてランカスターの女子授産場（Industrial School for Girls）の長となり、最後の二十年は同州シヤーボーンの女子感化院（Reformatory for Women, Sherborn）の院長として働いてゐたのである。彼女は、教育並びに職業訓練を奬勵すると共に、日々の變に單調な拘禁生活より生ずる精神の沈滯を破る手段として、音樂、讀書、體操の色々なプログラムを組立てたのである。彼女は、シヤーボーンに於て實驗的に試みられた多くの考案が、多くの他の州の施設で標準的に實際に行はれるのを見て死んだのである。

Survey, December 15, 1931.

ロンドンに於ける犯罪

ロンドンのメトロポリタン・ポリス（警視廳）のコムミツシヨナー（長官）たるビング卿は、去年八月十日、一九三〇年の犯罪統計を發表したが、之に由ると、數年來嘗つて見ざる犯罪の增加を示してゐるのである。ロンドンに於ける起訴せらるべき犯罪は、一九三〇年中、殆んど三千件の增加で、一九二九年の一萬七千六百六十四件に對して二萬〇五百〇三件に達してゐるのである。ビング長官の報告によると、强盜竊盜は、不穩の程度にまで增加したのである。ビング長官は、この增加の責任を一般公衆の犯罪問題に關する無頓着と怠慢とに歸してゐるのである。

一九三〇年に於ける竊盜件數は七千、夜盜三千〇五十二件、押込强盜二千八百六十五件である。重婚罪さへも增加して、一九二九年の八十九件に對して百〇五件となつてゐる。殺人罪は十件より二十一件に增加したのである。

Journal of Criminology, November, 1931

一九三一年度 ノーベル平和賞

ミス・アダムスとバトラー博士

一九三一年年十二月十日付で、ノルウエーのオスロに於けるノーベル・インステイテユウトで、一九三一年度のノーベル平和賞（Nobel peace prize）が、二人のアメリカ人ミス・ヂエーン・アダムス及びドクター・ニコラス・マレー・バトラー兩氏に與へられたといふアナウンスメントが發せられた。今度の賞は約四万ダラで、兩氏に等分せられる筈である。

バトラー博士（Dr. Nicholas Murray Butler）はコラムビヤ大學の總長（プレシデント）で、平和の理想を促進せしむる努力に於て、世界の活動的なリーダーの一人であつた。死んだアンドリユウ・カーネギーを說きつけて、現在カーネギーの名を冠せられてゐる「カーネギー國際平和財團（Carnegie Endowment for International Peace）なる財團を創立せしめたのは彼だと曰はれてゐる。彼は現在この財團のプレシデント（會長）である。

ミス・アダムス（Jane Adams）は、世界中で最有名な女の一人で、彼のシカゴのハル・ハウス（Hull House）なるセツルメントの創設者として世界の尊敬を彼女一身に集めてゐるのである。ミス・アダムスは此年七十一歳で、尙ほかくしやくたるもので、恰もボルチモアのヂオン・ホプキンス大學病院で輕い手術を受けてゐた時に、この授賞（アワード）の報に接したのである。彼女に對する賞金の配分額は、彼女が十五年間引續きプレシデントであつた、婦人國際平和聯盟（Women's International League for Peace）の活動の資として捧げられると云はれてゐる。

この團體の爲めに盡してゐる外、彼女は、永世平和婦人國際委員（International Committee of Women for Permanent Peace）の委員長であつたし、且つ、一九一五、一九一九、一九二二及び一九二二年の國際婦人會議（International Congress of Women）の國際大會に議長の席を占めたのである。

ミス・アダムスの創設したシカゴのハル・ハウスは、世界一のセツルメントといつても可いもので、過去四十年の間、彼女は犯罪市と曰はれるシカゴの眞唯中で、こ

の城塞に據つて、貧者弱者のために獨力奮闘して來たのである。世界の名士にしてアメリカを訪れるものにして一度ハル・ハウスのドアを叩いて彼女に敬意を表さないものはないのである。英國首相マクドナルドも、社會主義の理想に燃えてゐた若かりし日、愛妻メリーと共に新婚の旅にアメリカに赴いた時には、一夜をこのハル・ハウスで過ごしたのである。

シカゴの二名物——犯罪王キヤポネとミス・アダムス。ヒユウマニテイーの最も興味の深いコントラストである。

これまでにアメリカ人でノーベル平和賞を受けたものは、シーオダー・ルーズベルド、エリフ・ルート、ウツドロー・ウイルソン、チヤールス・ドーズ、フランク・ビー・ケロツグの五人である。

Literary Digest, December 26, 1931

歡喜のない人生は暗い冷い穴倉に等しい。

プリズンは人間を閉ぢ込める穴倉であつてはならないのである。

光りを與へよ、空氣を與へよ。

彼等をリホームするのは、それからだ。

米國マサチユセッツ州行刑局長
ドクター・ワーレン・スターンズ

行刑小話 (10)

玖玻文一郎

Y君の一代記

(一)

僕は此處で思出の記をものしようとする氣持はない。しかし、罪を犯した僕の友達を語るにはどうしても小說めいた思出の記をつづらねばならぬはめになるのだから許して貰ひ度い。

Yと僕とは隣り村同士でしかも第二志望の山の中の中學校に追ひやられた關係から始めから馬鹿に親しむことが出來た。

Yは僕とは一つ年上だしそれに頑丈な身體をして居るので僕は彼と親友であることがなんとなしに光榮であつた。なんでも、Yは中學の一年の癖に黒い袴をはいて卷煙草をくはへて肩で風を切り乍ら步いて居たと思ふ。

僕達は入學當初から寄宿舍に這入つたが上級生が壓迫すればするほど僕はYをたよつた。五月に蛙の聲が聞えて來ると僕はいやに淋しくなつてよく窓際で泣いて居たものだが、そんなときはきつとYが馬鹿話をしてなぐさめて呉れたものであつた。

一年の學年試驗が終つた日のことであつた。僕は急にYにだだをこねだしたものだ。

「Y君これから歸らうや」

「どこへ」

「家へよ」

「馬鹿、家まで十八里もあるぢやないか。それに今はもう二時だぜ」

「なあーに、二人で夜通し步きあえぢやないか」

「そがいに步けるもんか。いくんなら車でいつてY町で泊らう」

「わしやどうしても步く。あしたの朝までに家へつき度い」

Yも歸心が大いに動いては居るのだ。しかし豐富な學資を送つて貰つて居るYは步く必要を感じないのだ。僕は一刻も早く兩親に抱かれたい、しかし月五圓の學資金にどうして車に乘り宿屋に泊る餘裕があら

う。だから、パトロンYの同行を衷心願出たのであつた。

Yも兎に角僕の決心に動かされたやうだ。十五の僕と十六の彼とは草鞋をはいて陽の傾かんとする頃寄宿を發足することになつた。M町から一里半でA坂、それから二里半にしてY町更に六里にして羊腸奇嶇たるK峠にかゝらねばならぬのであるがそれを今二人の少年が徹宵踏破しようといふのだから今から考へると無謀な話ではあつたのだ。

A坂に至るまでは二人ともすばらしい元氣なものであつた。

比熊の山の錦繍の
もすそに添ゆる江の川

美聲のYと唱歌の下手な僕とが大きな聲で歌ひながら行くその元氣を僕は今でも追憶から拂ひのけることが出來ない。

「おいどつかで休まうや」

「休まずに早くいかうよ」

「わしや肉豆が出來た

去つた。

「屁の罰金はなんぼうになつた？」

「さあ一圓はあるが」

「そいぢやー今夜茶話會をやらう」

「誰れが買ひにいくんや」

「わしがいつて來る」

「よせや見付かると退校ぜ。柵を越へて出るところを見付けられて見い」

「大丈夫、わしにまかして置け」

Yは脫柵して饅頭をか、へて來た。そして彼はなに食はぬ顏をしてびんとく先生を招待したものであつた。

僕の室はYによつてだんだんと素されて行つた。晝間ですら煙とにほひがするので舍監は嚴重に僕の室の監視を始めて居た。

「玖波一寸來て呉れ」

H舍監が呼びに來た。

「君はこれを知つて居るか」

「こんな煙管や皿は見たことがありません」

「しかし、君の室にあつたんだよ。本當に誰が煙草を喫ふか言ひ給へ」

「わしの室は二年丈けですから煙草なんかはのむものはありません」

爾來H舍監は極めて陰險に僕の室を注意した。その結果竟にYはその犯行をあばかれて退舍を命ぜられることになつた。

Yの生活はその退舍を一轉期とし て荒んで行つた。それまでの彼には さして惡性はなかつたがそれ以後の 彼には惡性が濃厚になつた。煙草は もちろん酒すらも飮むようになつた。

未だ、十七だといふのに女にも關係が出來たし、友達から煙草錢をゆすり取る位は朝食前のことになつた。

試驗前になるとみんなに試驗に出さうなところを聞き歩いてそれを僕たちに講義させたものであつた。かくして、彼に來るべき運命は落第と退學とであつた。

不良少年のたどる經路を十分にたどつて彼は竟にH市の最も不良の中學に入學して更に更に荒んだ生活に陷入つて行つたが僕と彼とはそれ以來全く關係が斷たれて了つて居た。

四、五年の後のある夏の日に僕の母が隣り村にYといふ人が居たがあなたの友達だらうとたづねた。そしてその男があるお婆さんの家に覆面して忍び込んだ上金を强奪したさうなといふことを話して呉れた。

おそらく彼は刑務所に繫がれたことであらう。そして、僕と彼とは永久に關係が斷たれ、ただ時に追憶すべき中學生活の一人物として浮び出るに過ぎぬと考へて居た。

（三）

それから、幾とせか過ぎた。僕は偶然にもH管內の假釋放上申書を審査する運命に結び付けられた。H管內は僕の鄕里の關係があるので一體どんな奴が刑務所に這入つて居るだらうかといふことが隨分好奇心をそそつた。

しかし、いくら鄕里關係とはいふものゝ、犯罪人は一村に二人も三人もあるものではない。僕の好奇心はだんだんと麻痺して犯人の中に僕の知人を見出さうとする不祥な豫見はなくなつて了つた。

「Y……」

上申書に彼の名が出て來た。彼だ。僕は彼に對して許可案を起草するのだ。その當時の彼を追回した。その瞬間に於て僕は僕を捨てた暴君のやうに僕達を壓迫した彼を思ひ出した。大根畑から大根を窃んで來た彼、寄宿舍の屋根裏で鳩を虐殺してひそかに舌鼓を打つた彼、その當時は一つ一つ反感の對象であつた彼が今の僕には懷しい思ひ出の彼となつて居たのである。

しかし、僕は彼に對して少からぬためらひを感ぜざるを得ないのである。刑務所長がその身上票の中に特記して居る「官吏に對して は柔順、信仰心厚し」などとあることが往年の彼の最もいやな僞善心のあらはれのやうに感ぜられてならなかつた。

中學時代の彼は粗暴の反面に於て先生をごまかすことがとても上手であつた。カンニングは彼の生命だとさへ考へられて居た。その彼が刑務所に於て官吏に柔順、信仰心に厚しといふのだから僕はどうしてもそれを信用することが出來ないのだ。

許すのが僕として正當なる裁斷であるのか、許さないのが誠實なる職務であるのか若い僕には煩悶の種であつた。

僕は所謂自由裁量といふものゝ至難を痛感した。裁判官がその自由裁量を爲すに際して果して僕と同じ惱みに逢着しない者が一人だつてあるであらうか。

自由裁量の大きな欠陷は人情まけをすることである。社會のいささも、刑務所のいささも要するに人情まけの自由裁量から始まるのだ。僕も今Yに對して人情まけをやつたのだ。

之を動機に彼が再び刑務所に這入つて來ないように僕は心から祈つた。

また幾とせか過ぎた。

「先生この方がお會ひし度いさうですが」

「アッ……、何Y、どうか」

非常におびえた彼は裸足で、そのズングリとした身體を僕の前にあらはした。

「かけ給へ」

「ヘッ」

「君はあれからどうした」

「わたしはたつたこないだH刑務所を出たんですが」

「何つ！　君は三年前にH刑務所を出たぢやないか」

「あれから又やつたんです」

「さうか、何をやつたんだ」

「いえ、親類の證文を僞造したといふんですが、親類の方では承諾して居たのにやられたんです」

「そんなことがあるもんか。君のやりさうなことだよ」

「こんどは石にかぶり付いても眞面目にやりたいと思ふとりますが」

「まあとにかく夜にでも家に來給へ」

往年の親友に對し僕は今錯雜した感情を持つて對して居る。救ふべきか、捨てるべきか。

「君、刑務所はつらかつたかい」

「お話になりませんでしたよ」

「そんなとこへどうして二度も這入つたんだい」

「それが矢つ張り意氣地がなかつたんですね」

「君と二人でH市まで歩かうといつたことがあつたね。オイひどいよあんなところで捨ててしまつちや」

「それだけは言はないで下さい。あれですよ。あんなことが出來る性質だから刑務所に這入るやうになつたんですね」

「刑務所でも同囚に意地悪をしたらうね」

「そんなことはありません。なにしろわたしが中學の四年も行つてるもんですから教誨師さんは可愛がつて呉れましたし、看守だつて大切にして呉れるもんですから惡いことは出來ませんでしたよ」

「君のことだから情願位やりさうなもんぢやないか」

「ところがそれをやるとにくまれますからね。一ぺんだつて申出でませんでした」

「ときに、刑務所ではなにをして居たい」

「繩工と印刷工と雜役と二度目のときはミシンをやりました」

「よく變るぢやないか、それが君の欠點だぜ」

「今度こそはなんでもやりますから一つ世話をして下さい」

「どうだ、一つ土方になつちやー、君の體格なら土方で苦勞した方が將來の爲めだぞ」

「やつて見ませう」

「ア、やつて見給へ、君にはその位な苦勞が藥になるよ」

（四）

「先生！わたしには土工は出來ません、これを續けるときつとくたばりますから、外の仕事に代らうと思ひます」

「なんだ、もう弱つたのか、まだ一と月たゝんぞ」

「今Oビルデイングの作業場に行つてるんですが、幾十貫といふ鐵棒を棟の上まで運ぶのでこんなに肩がむけました」

「それが固まると本物になるんだ。も少し續けなければ駄目だ」

「しかし、十なん時間ぶつ通しに働いてやつと一圓にしかならないんです。それに雨が降るとあぶれでせう。とても食つて行けませんから、それよりミシンをやつて見ようと思ひますが」

「駄目だなあ、それもやつて見ようよ」

「何それなら本當に大丈夫です。これでも刑務所では一人半やつてましたからなあ」

彼は玆にいよいよ刑務所で訓練されたミシンを以て競爭場裡に彼の生活の安定を計らうとした。しかし、彼の直面した社會は今まで住んで居た社會とはまるで異つた社會であつた。仕事が出來なくても食はせて呉れる今までの社會とはちがつて、自分の働き高によつて食べたり食べなかつたりする社會であつた。

それに、今の社會にはより立派な腕前と、より多くの能率とで他人を蹴落さうとする敵があとからあとから續出した。そして、それによつて使用主は彼等に支拂ふものを益々低下して行くのである。

一人前以上に働けば二人分働いても三人分働いても同じ利得にあまんじねばならぬ前の社會とは違つてその高に應じて多くの收得がある關係から人々は夢中に働いて居るが、永久の慣習に固定したYの腕はどうしてもさきの一人半分以上に上ること

はなかつた。しかも、驚くべきことにはYの一人半分は今の社會に於ては一人前としての價値をも認められないのである。

Yは毎日泣きたい氣持ちであせつて見た。一日を食べるために朝の七時から夜の二時頃までミシンを動かして見たがそれで居てやつと得るところは一圓足らずのものであつた。

彼はつらいと思つた刑務所での仕事が今の彼にはむしろなつかしく考へられだした。彼は嘗つては刑務所の作業時間が長いことをかこつた。科程が高過ぎることを憤慨もした。それを今では刑務作業の最大の欠陷であるとさへ考へるに至つたのである。

移り氣のYは再び僕を訪れた。

「先生！わたしは今度或る劇場に勤めることが出來さうです」

「馬鹿又ミシンを止めたのか」

「いへミシンはやつて居たいんですが劇場の方は月給を六十圓呉れますし、切符の賣上げの歩合も貰へるので生活が安定しますから」

「君はさういふやうに轉々として世を送るんだよ。僕は大不賛成だ勝手に行くがいい」

「しかし、保證人がいるんです。先生のことをいつたら、その人が頼みに來られるならやとつてもいいといつて居るんです。今度だけ頼みに行つて下さい」

「僕は知らん」

「先生が行つて下さらんとわたしはとても生活の安定が出來ません」

「君は前科のことを言つたかい」

「いいえ」

「僕が若し頼みに行くとしたら前科のことはみんないふよ」

「それを言はれたらきつとことわるでせう」

「それでことわる位なら、長續きはしないよ。大體僕は今日の保護事業が根柢的に誤つて居ると思ふんだ。保護事業家はとかく前科をかくしたり、時によると僞名さへすることを認めて居るが、それで使ふ者と使はれる者とが長く續き得ると思ふかね。すつかりさらけ出して將來を眺めて貰ふところに保護の大成があるんぢやないか。僕は今日の保護政策はその點で行きづまりだと思ふね。どうだ前科を言つてもいいかね」

「困りますなあ」

「君はやつぱり昔の君だ。人をごまかすことを忘れることが出來んのだ」

「ぢやー米騒動で這つたことにして呉れませんか」

「とにかく僕は君の前科を告白することを條件に頼んで上げよう」

（五）

劇場主のK君は倶利加羅紋々の一角の親分である。僕は倶利加羅流の粗暴な男は元來が好きではない。しかし、倶利加羅流の男は純粋な江戸魂の傳統を見せるものだ。

ベランメイの裏に意地がある。粗暴のうしろに涙がわいて居る。そこが僕にはたまらなくなつかしい。

西洋流のハイカラに徹底した胸奥を期待するのは無理だが、傳統的な江戸式バンカラには人を容れる雅量がある。

保護事業なんていふことは西洋の刑罰思想に肥やされて上すべりに人のロにのぼるやうになつたものの、その徹底が容易でないのはそれと同時に西洋流の個人主義が肥やされて居るからだ。

だいち、ロに保護をとなへる豪い人たちの家に一人の釋放者をかつぎ込んで見給へ大低は魂消げて追ひ返すだらうよ。それでは、いつまで經つても保護事業は發達するものではない。その理由から僕は從來刑務所を見たことのない男の行刑論と保護の經驗のない男の保護論に敬意を表したことはない。

ところが、茲に倶利加羅紋々のわがK君はまるで人の爲めに生れたやうな男だ。

「わたしはYの親友ですが、あなたにこれからYを使つて頂き度いと思ひまして」

「ようござんすとも、さうして、あなたがわざわざ來て下さつたことを丈けでもわつちやー面倒を見ます」

「ところが、Yには前科が二度ほどあるんですが」

「なーに、前科があつたつてわつちでも双の下を幾偏だつてくぐつたことがあるんですからねー、驚きませんや」

「いやYはあなたを襲ふようなことをするやうな男ではありませんよ」

「なーに、襲つたらぶつたぎつてやります」

「とにかく一つお願ひします」

「ようござんす。可愛がつてやりませう」

それ以來はKの下に於て一心不亂に働ひた。江戸前のKはYの前科を知らないが如く、又その命を的に過

して來た俠客生活より得た重味によつて無言の壓迫を加へつつYを支配して行つた。

Yは四十年の全生涯の中で今始めてなまけることも、ごまかすことも出來ぬ生活にぶつつかつた。

「先生」

「ヤアY君どうしたい」

「先生實はわたしは今度嫁を貰ふことになりました」

「そいつはいいなあ、しかし食はすことが出來るかい」

「それが、Kさんのお世話で髮ゆひさんのところに婿に這入らうと思ふんです」

「それはいいなあ、夫婦共かせぎか」

「さうなんです」

「Kさんもえらいね。君もそれで本物になれるぞ」

僕はK君を無名の保護家として眞に尊敬することが出來た。

思へば、Yは持つて生れた放縱な生活を社會の人々、例へば寄宿舍の友達から家庭の人々から、同職の人々から益々放縱にさせられた。そして、その根性をなほすべき刑務所すら或る意味に於て放縱のつけ藥であつた。

ところがその放縱性は人の重味と情味と豪放との前には雌伏すべきものであつた。偶然にYはここにそれを見出し得たのであつた。

わが愛すべきYはここに始めて眞の個性を見出して芽出度い正月のお雜煮を祝つたといふ話。



軍縮問題に就て（下）

陸軍省　西原少佐談

次は多少緣が薄くなりますが、海軍に取つて重大であるアメリカはどうであるか、アメリカは陸軍とは緣は遠いのであります。只彼はイギリスと同じく自由兵制度ですが、アメリカとイギリスとは極く最近に一番大きな海軍を持つて居る。その海軍を自發的に條約を結むで縮少したではないが、今度やるのは陸軍の番だといふことを始終口にして居る。さうして彼の陸軍は人口に比例しては少なふございます。そこで彼が陸軍が少いのであるから、他の方は海軍を下げたからと云ふて他に陸軍の縮少を强ゆるといふ態度にることは明瞭に窺はれるのであります。アメリカが世界に剛者を唱へる動機は澤山な金を持つて、大きな海軍を持つて居れば世界に濶歩が出來るといふ確信がございますから、陸軍は比較的尻押しながら腹の中はさうでない。參謀總長をして居つたパージングの如きは現時の機關で戰時集め得る二百萬人、これを以て海兵に當つるといふことを堂々演說をして居る。それは義勇兵ですから金で集めることになれば兵隊は出來る。それから工業が盛むであつて天然の資源が豐富でありますから、各國の兵器を少くさして置いて自分も引下げて置き、いざ事が起つた時に絶大なる財力と工業力とを以て莫大なる軍隊を急造することが出來る。所が日本のやうな國は大砲などは造兵廠でなければ製造出來ぬのに平素から其數を少くして置けばいざといふ時にアメリカ邊りと較べて勝つ目途がない。之では喧嘩にならない。我々から申しますと、苟も今日國家が持つて居る有らゆる資源が戰爭の資源ならざるは無い。例へば蒲團一枚でもその綿から綿火藥が造れる　我々の生活に必要なるもので戰爭資源になり得ないものは一つもない。それで只國防機關であるといふて出來上つたもの丈けを縮めれば公平だといふ議論は出發點に於て誤がある。いざといふ時に準備をする人間がある。それに飯を食はして鐵砲と彈をやれば直ぐ軍隊は出來上る。その時に士俵際に立會ひをするのに、人口が多くて金があり、資源がある國と然らざる國家とやり合へば直ぐ叩かれるに決つて居る。それだから我々としては貧乏國であるといふ點から見て、平生から或る程度迄兵器を準備し、置かなければならぬことになる。又現在の徵兵制度、これは軍として整然とし成力あるものであると云ふ根本問題がありますけれども、日本の如き貧乏國

は義勇兵制度は採れない。これには非常なる金を要します。一人に何十圓とか、何百圓とかいふ給料をやらなければ來ないのです。さういふことをやりますと日本などは兵隊が持てぬことになる。又今度の軍縮會議に於きましても軍用の飛行機の數は幾らといふことになつて居るが、然らば民間で持つて居る飛行機はどうだといふことになる。一昨年の會議に於きまして、それ迄は條約案の中に軍用の飛行機を縮少する場合には相手國の民間の飛行機の數を見て、俺の所は軍用飛行機を幾らにしやうといふ規定があつた。所がこれは日本が昔から主張する所であつて、飛行機の如きは——アメリカと日本は飛行機で以て國防關係がデリケートになる。さういふ場合にアメリカが眞ッ平御免だ、私の方は非常に國が大きくて交通するために飛行機が必要だ、それの制限を軍縮會議でやるならば俺の方は眞ッ平御免を蒙るといふことを會議で以て主張する。今日の條約案には民間飛行機を云々といふ條項は削られてしまつて居る。所が飛行機は軍用も民用もない人の代りに爆彈を積めば直ぐ爆撃が出來る。普通の飛行機であれば偵察用の仕事をし、寫眞を撮すやうなことも民用と軍用の差別はない。さうして軍用飛行機は出來るだけ制限しやうといふことは正義人道を叫ぶアメリカで云ふべきことでない。所がこれをアメリカが主張すると反對する者はない。ジュネーブの會議邊りに於きましてもアメリカの代表が立つと新聞記者が皆眼の色を變へてシーンとして居る。寔に横著千萬、次はフランスです。フランスは世界に於て最も大なる五十六萬五千といふ兵隊を有して居ります。フランスが最近國際聯盟の注文によりまして軍備の通報といふものに彼が書いて居る文句は徹底して居るのでありまして、一兵も引かぬと云つて居る。我々から見ると苟も一つのレベルを下げやうといふならば考へ直さう。併しいざとならばさういふことはやつて呉れない。歐洲戰爭では兵は出して呉れたけれども、あれだけの損害を蒙つて居るではないか、それを只軍縮會議で御前の所は多いから下げろといふやうなことでは御免を蒙る。さういふことを有らゆる新聞雜誌で今日は宣傳をして居ります。

その隣のイタリーはどうかといふと、海軍會議に於きまして彼は貧乏でフランス邊りと太刀打は出來ない癖に、フランスだけに兵を持つと云つて居る。ムソリニーといふ人は向腹が强いから、出來ても出來なくても、貧乏でも何でも兎に角議場で喋るのは金が掛らぬから喋るが、出來る出來ないは別問題、兎に角六十萬要るといふ主張だけは出來るから、さういふことで頑張れば何處で軍縮が出來るか。

イギリスはアメリカと大體同じ國でありまして義勇兵であります。先程アメリカについて申上げましたやうに海軍で以て下げて居る。もう一つはフランスの陸軍が怖はくて仕樣がない、殊にフランスの飛行機は世界中で一番餘計に持つて居る。三千機も持つて居る。ドバー海峽邊りを飛ぶのは何むでもないからイギリスはたまつたものでない。そこで動もすると先日のやうなフウバーとの會商といふことが出て來る。それ許ヨーロッパの色々な諸國でフランスに肩を持つ國、ドイツ或はイクリーに肩を持つて居る國が各々付いて居つて、利害關係は纏綿として居る。殊に國が小さければ小さい程直ぐビンと來る。さういふ現狀に於て人の數が何人とか、大砲の數が幾らとか、まるで痴人の夢のやうに我々に考へらるる。

只最近最も注意をしなければならぬことは、經濟不況に乘じまして、ヨーロッパの諸國はアメリカに皆金を借りて居るからアメリカの方には足を向けて寢ないといふ狀態です。そこで俺の方の借金を少し負けてやるから御前の所の軍備を今日以上に殖すな、或は一割なり一割五分引け。斯ういふことは相當可能性がある と私は考へて居る。それは各國の兵隊がどうだ、鐵砲がどうだといふからこんがらかつて會議になりませぬから、兎に角國防豫算を一割引かうぢやないか、さうすれば御前の所から拂ふものを五分ならば五分引いてやるからといふことをアメリカが持出したとなると、ヨーロッパの弱い國には直ぐ効くのでないかと思ひます。それでドイツから皆金を貰つて、その金に自分の國の金を繼ぎ足したものが皆アメリカに行つて居るから、アメリカの方で幾らか引いてやるから軍備を殖さぬやうにといふことは效くだらうと思ふ。我々個人から考へても借金百圓を半分にしてやるから刺身を毎晩食ふのを廢して呉れといへば止める氣になる。これは可能性があるのでないか。軍縮の方式は非常に簡單で而も自分の所に金が浮ぶのですが、只一番問題になるのはフランスです。フランスはドイツから貰ふ金がアメリカに拂ふ金よりは多いから先達も一年間モラトリアムをやれといふことを云ふた時にフランスは御免蒙ると云つた外の國はその方が德をするが、フランスはさうは行かぬ。そこでさういふ風な案があつた場合にどうだらうかといふと、私の想像ではフランスが一番難色があるので、その他の國は大したことはないかと思ひます。そこでこの間フランスのラヴアル首相がワシントンに於てフウバーと何か密議をして居る、これは經濟打開

といふことについて今日の世界不況とか景氣を直すとかといふことは、フランスとアメリカと片手宛に握つて居るといつても良い。併し彼れ何を密議したか知れぬ。日本は金をアメリカに借りて居らないから、ヨーロッパが宜しいと云つてもアメリカが借金を負けてやるからといふので、一緒に豫算を減すといふことになれば割りが悪いといふことになる。それのみならず先程申上げたやうに支那には國家の豫算がない。それと一緒になつてやると酷い目に會ふ。そこら邊りは腹を決めて掛らぬと軍縮會議では酷い目に遭ふと思ふ次第であります。

次は滿洲事作の方に御話を移したいと思ひますが、突發事作が突發をしまして理事會が招集をされました　これは時機が非常に悪い　毎年九月には聯盟總會を開き同時に聯盟理事會がジュネーブで會議をやつて居つた。そこに事作が起きたものだから、世界平和といふのが表看板だから兎に角鐵砲を打つたといふなら默つて居れない。そこで施肇基がメンバーになつたから此處を充途として爆動した。そこで理事會招集となつて色々なことが起つた。あの時新聞にもあつたが議長はフランスの實に煮ても燒いても譯の分らぬブリアンです。これは私の個人の意見ですが、その時の聯盟の規約には聯盟理事會に聯盟國でない國はオブザーバーと雖もこの會議に列席をさせるといふことは聯盟の規則にはない。所が彼れ直ぐ電報を打つて誰かオブザバーをよこして呉れといふことであつた。それには色々魂膽もありませうが、私は斯う解して居る。一つは今國際聯盟で一番御利益を蒙つて居る國はフランスである。何故かといふとこの國は非常に富むで居る。ヨーロッパをズット廻つて見ますとフランス位悠長な生活をして居る國民はない。實に贅澤なものです。あゝいふことを一寸見て來た日にはとても我々の生活は出來ない。これでも同じ人間かといふ感じを抱く、卑近な例を申上げますと、フランス中歩いても乞食などゝいふ者はない。ロンドンのハイドパーク邊りに行くと汚い者が手を出して金を呉れといふ、あの金持のイギリスがさうだ。然るに海を渡つたフランスにはさういふ者はゐない。五月一日にメーデーをやる。フランスはサンヂカリズムの本源のやうに思つて居るが、勞働者は立派な服を著て、妻君の手を取つて、さうして音樂に連れて悠々と歩いて居る。建物は大きなものに多くの家族が住むで、その入口に玄關番が居る。その玄關番の妻君はピアノを彈いて樂しむで居る。實に富の程度が違ひます。百姓はどうかといふと今年麥を蒔いて來年は其處に蓮華草を植えて外の方の畑に麥を蒔いて居る。詰り一年隔きにやつて居る。これは山といふものがなくてズット平地で、氣候は夏でも一二週間少し暑いと思ふと直ぐ秋に入る。さういふヨーロッパで一番良い所を取つて居るのがフランスです。さうして人口はどうかといふと、せい〳〵三千九百萬か四千

萬である。さうして現在の人口は殖えないが富の力はグン〳〵殖えて居る。即ちフランスといふ國は現狀を維持することによつて世界に於て最も安樂の出來る地位に居る。それだからドイツが怖くて仕樣がない。そこで成るべく聯盟といふ風力を借りてフランスの現狀を維持しやうと思つて居る。そこで今度の滿洲事作でも解決しやうといふ考へはありませうが、本來アメリカといふ國が金をうんと持つて居つて暴利の荒いものが外に居るから、國際聯盟が微力で困る。海軍會議もアメリカの力でやつてのけたと云ふことは聯盟御守役のブリアンには決して愉快の事ではない。斯ういふ機會に理事會に引張つて來て、アメリカを國際聯盟に入れやうといふ利己主義から出發して、一寸色眼を使つたのでないかと思ひます。アメリカはアメリカで利巧ですから、一寸手を出しましたけれども、不戰條約に關する限りといつて手を引いてしまつた。

つもう一つの考へ方は、これは聯盟ふものは力が無い。所が世界の大國の一である日本が事作の一方當事者であるといふことになると、現在の聯盟が日本に對ら云つても聞くことはない。日本はアメリカと云へば神經衰弱氣味に怖がつてるから、そこで日本を抑へやうといふのであゝいふことをやつたのだとも考へらるゝ。所が今日はどうかといふとアメリカはズット手を引いて居る。

私は錦州爆撃時分には寒天に居つたのですが一體錦州といふ所は立派な街です。そこから大分離れた交通大學といふものゝ中に張の幹部が集つて假政府を設けて一つ何かやらうといふことを計畫して居つたからこれは怪しからぬといふ譯、それはその筈です。當時寒天には歩兵が二個聯隊しか居らぬ。それに御承知の如く逃げた兵が逐次錦州方面に集つて居る。――この交通大學に爆彈が落ちた。所がヨーロッパ人は日本人が錦州を爆撃したといふのでビックリした。さうして理事會が騒ぎ出した。結局十一月十六日の期限中に撤兵をせよといふことを決議した。

滿洲に行つて御覽なさい。居留民などは戰々競々として居る。私は歸つて來て滿洲の話をしたが、同じ軍人でも今在滿軍隊はどういふ心理狀態で警備に任じて居るかといふことは想像が出來ない。我々が實地に行つて見た感じと内地に居つての想像とはまるで違ふ。世間が天邊りで衆集を買つて歩いて居る支那人が、夕方になると鐵砲を持てやつて來るのですからその危さ加減が違ふ。さうして支那人は殘酷性が酷く、耳を斬り、鼻をそぎ實に酷い所を見せられて居る。そこに行つて居る日本人が永年かゝつて築き上げた地盤を取られてしまつても良いといふなら歩兵をしても良からうが、苟も日本人なら之に同意する人は無からう。滿鐵は實に生命線である。その周りには日本人と朝鮮人が住むで居る。さうして毎日

馬賊や敗殘兵が暴行を加へて居る所に理事會が撤兵しろといつてもすることは出來ない。これは將來の問題ですから、私共一書生のいふ所ではないが、我々の考へでは聯盟が何を云つたからといつて撤兵をする必要はないと思ふ。日本が撤兵しなかつたからといつて聯盟はどうも仕樣がないだらうと思ふ。勸告を十遍しても百遍してもぢつとして居ればそれ迄。而も誰が來て見てもこれは正當なりといふ事實に即して居るならば誰が何といふ者があるか。日本は火事場泥棒をしやうといふのではない。聯盟が撤兵しろといふのが間違つて居る。若し斯の如く正々堂々たる日本の行爲に對して國際聯盟が撤兵しろといふ不條理をいふならば正義を尊ぶ日本は聯盟を脫する外ない。今でもアメリカは入つて居らぬ。ロシヤも入つて居らぬ。そこに常任理事國たる日本が拔けてしまつたら聯盟は傾いてしまふ。大きな聯盟の屋臺が三十度位曲る。だから聯盟側の腹からいふと日本に出らればでは大變、就中フランスは大變だといふことを知つて居るから、あまり强いことは云はぬだらうと思ふ。兎に角滿洲の現狀に於てさういふことを云ふならば正義のために倒れても良いではないかといふ感じが致します。

よく新聞とか雜誌に出て居りますが、經濟封鎖を受けたらどうするといふが經濟封鎖などを受ける理由がない。聯盟理事會がさういふことをしやうといつても聯盟規約にはない　それは要するに約束を無視して戰爭に訴へたる聯盟國は當然他の總ての聯盟國に對し戰爭行爲をなしたるものと見做す。他の總てこれに對し直に一切の通信上、金融上の關係を斷絶し、自國民は違約國民との交通を禁止し、聯盟たると否とを問はず違約國民間の金融上、通信上の總てを防壓す云々とある。所が日本は始めから戰爭に訴へて居らぬ。事件を擴大したくないと堂々と宣言して居る。これ以上に戰をしやうとか、天津の方に出掛けて行かうといふやうな野心などは持つて居らぬ。だから戰爭をする意志はない。假に一步を讓つて經濟封鎖をやつた場合にどうなるかといふと……（速記中止）

上下一致して經濟封鎖に對する覺悟が必要だと思ひます。今日日本は世界の大國です。而も地理的には歐米から隔離をして居る。さうして國民は義勇奉公の念に厚い。正義といふ點からも歐米人には劣つて居らぬ。さういふ國民が絕對不條理の決議には服さないといふ聲明をしてそれだけの覺悟をして居れば經濟封鎖をしても何も効がない。所が又非常に外國人を怖がる者からいふと、兵力を以て押掛けて來たらどうするか、支那の兵は幾ら來ても何むでもないがロシヤはどうだなどゝ心配する。ロシヤは今ポーランドと睨合つて居る。假令ひアメリカ邊りは金を出すか知らぬが、ロシヤがそんなことをやるものではない。さうすると何處から兵隊を持つて來る。一番起り易いのは日米戰爭です。實際戰をして勝てぬといふなら日本の軍人は俸給は貰へない譯である。アメリカが國を賭して日本と戰をするなどゝいふことを想像するのは間違ひと思ふ。彼は滿蒙には相當金は下して居るが、アメリカといふ國は滿洲に資本を下ろさなければやつて行けぬといふやうな國ではない。所が日本は滿蒙でどうかしなければ飯が食へぬといふ譯で、まるで桁が違つて居る。そこで十一月十六日迄にはどうなるか知りませぬが、私の少い經驗と聯盟その他を一瞥しました感想からしますと何にも騷ぐことはないと思ふ。

皆樣方は此度の聯盟の抗議には怖れましたらうが、併し私は聯盟は無價値とは申しませぬ。現にヨーロツパ大戰前にフランスの外務大臣と、ドイツの外務大臣が何處かで會つたといふと大問題を起しなものである。近頃はどうです。私共一昨年の總會の顏振を調べたのですが、現職の總理大臣が十四五人、辭めた總理大臣が四五人。外務大臣が二十數人も居つてそれが一堂に會して會議をするのですから、精神的には非常に効果がある。人間といふ者は顏を見て話すといふと意志の疏通が出來る。近頃はフウバーが飛むで來ても誰も何とも思はないが、さういふ風に集會をして顏を合せて話をすると非常に効果がある。もう一つの効果は小さな國が大國と同樣に皆發言權を持つ。パラグワイといふ小さな國でも日本と同じ一票を持つて居る。その席で大國の代表が出て何かやると、小さな國が立つて直に反駁が出來る。軍艦一隻もない國が「軍艦は」といふことをやり出す。これは正義人道から來て居るので、外の國は何むとも云へない。小さい國の代表程寧ろ雄辯です。ギリシヤのボリテイスなどは議論も立つし堂々たる者ですが、その結論に於ては何むでもない。支那の蔣作賓とかいふ者は支那語で何かやつて居つたが、誰も判る者はない。結局國家が背景である。それに對して日本の代表の如きは言葉が下手ですから世界の新聞記者の誤りを招く。フランスとかドイツとかアメリカの代表が立つた時と違ふ。ギブソンなどゝいふ人は詰らぬ男ですが、アメリカの海軍々縮に對する意見などを吐く時には堂々たるものです。これは國家の背景がなければ幾ら博士でも總理大臣でも三文の價値もない。世界に信用を持ち、正義であり、實力のある國民は世界を股に掛けて非常に尊敬を受けます。

私共は日本の現狀に即し社會改良も必要だと思ふ。が併し共產主義の人などは一週間で良いからモスクワに行つて見て來るが良いと思ふ。或は奉天の城內を一日步いて廻つたら成程といふことが判らうと思ふ。少し眼を廣く開いて改良する所は改良して行くべきだが內に許り居て喧嘩をして居ると結局元も子もなくするやうな事になりはしないかと心配する。

先達或る所で柳條溝の鐵道線路が一尺程壞された。然るに自衞權の發動と稱し

て奉天、長春、吉林迄も占領した。これ等は自衛權の發動が程度を越してはいないかといふことであつた。さう物事を簡單に考へてはいけない。所謂法理論といひますが、學問上に於ける自衛權は緊急行爲であつて、それを堰止めること以上に出ればこれは自衛權の濫用になります從つて法理論からいふと、鐵道を壞はしたならばその壞はした兵隊をその場で殺せばそれでよいのです。遠く滿鐵附屬地以外へ兵が行つた。これは此度の事件丈けを見たのでは諒解が出來ないのは當り前である。滿洲に於ける張學良政府の橫暴は充分御存知の通りである――滿鐵を脅威するやうな鐵道を造つてはいかんといふことが條約にある。然るに實際は如何、商租權も條約に認められて居る。然るに土地一尺でも日本人に貸した支那人は叩き付けられる、現に奉天でも居留地と支那町その間で稅を掛ける、長春、吉林皆さうです。長春に行つたとき瀨戸物屋の主人が私に話した。日本から來る瀨戸物には四割即ち十圓に四圓稅を掛ける。數へ來ると條約違反は三百數件に上つて居る。近くは日本の軍隊に向て發砲したこともある、中村大尉の事件の如きは餘りにも暴虐過ぎる。この儘で行つたならば滿蒙百二十萬の日本人はどうなるであらうか。――我々軍隊で所謂戰略、戰術を研究して居る者は機先を制するといふことがありまして、これがこの度のやうな事件に對しては唯一の方法である。滿洲に於ける鐵道の防備、居留民の保護といふ重任を帶びて行つて居る軍司令官が萬一手遲れして、戰鬪に負けたとしたら司令官一人が腹を切つても濟む問題ではない。實に日本帝國死活の問題である。それだから橫暴の軍隊だけをやつた譯です。支那人は鐵砲一挺あれば飯が食へるから必ずこれを持つて逃げる。今は馬賊が澤山來て亂暴するから軍隊が居るのは自衛權である。兎角我々は何かすると腕力沙汰でやるといふが、近頃の軍人はさうでない。關東軍の行動を以て法律上どうとか、自衛權の程度を越すとかいふが、個々について色々な批評を受けるのは仕方がないが、大綱に於ては異論がある譯はない。重大なる任務を果せといはれた出先の指揮官は今日迄採つた行動を是認されなければ軍司令官は現地位に居ることは出來ないと思ふ。

以上のやうな實狀を御考へ下すつて、國民の一人でも二人でも聲援して、アメリカやイギリスの主張でも正當でないものには從ふことは出來ないといふ覺悟と抱負が無ければならぬと痛切に感ずる次第であります。

永々我田引水の御話をし、多少脫線も致しましたが、軍人といふ者は斯ういふ風な考へを持つて居るといふことを御承知を願ひたいと思ひます。御靜聽を感謝致します。

（完）

第二次特別練習生證書授與式

第二次特別練習生證書授與式は、舊臘廿八日午後三時より刑務協會樓上に於て開會、鹽野練習所長を初めとし、岡部、池田、森山、正木、戶澤の各講師、根木市ヶ谷、吉田小菅の兩刑務所長、森口典獄補列席の上伊藤刑務協會主事開會の挨拶をなし、次て鹽野所長より證書を授與し、終つて、同所長は、卒業生に對し左の意味の訓示を行つた。

昭和六年も將に暮れやうとして、世間は多忙を極めてゐる折柄、玆に練習所關係の職員一同列席の上、第二次特別練習生の證書授與式を擧行いたしますことは、まことに春に魁けるの心持ちで、欣快に堪へない次第であります。

今回の實務練習中に於ける諸子の成績は、殆んど甲乙がなく何れも優秀で、しかも第一次特別練習生に比し一層立ちまさつてゐるといふことは、直接間接諸子を指揮敎導せられたる職員方の御勞力によることも勿論であるが、第一が諸子各自が、眞面目に熱心に、御勉强御精勵せられた結果であることは申すまでもないことであります。この點、他の職員諸先生方と共に、練習所長たる私として、頗る滿足に思ふ次第であります。

そも〳〵當練習所が、全國の刑務官中でも成績の特に優秀なる人々を、次ぎ〳〵と當所に召集して、この特別講習を開講することになりましたのは、見聞をひろめ、智識經驗を豐富にすることによつて、刑務官としての人格にみがきをかけ、以て將來行刑の第一線に立つべき立派な人物を作り出さうといふのが結局の目的ではありますが、當面緊切の目的としては、いはゆる思想犯人に對する取扱方について、特に見學實習を行ふためであります。思想犯人は、他の普通犯人とは餘程事情を異にし、智識の程度もちがへば、又思想、言語、動作等に於ても、大分趣きがかはつてゐるのであります。しかもこの種の思想犯人は、將來益々增加して行く傾向がありますので、刑務所としても、これ等犯人の取扱ひについては、可なり愼重なる考慮を必要とするのであります。それには、受刑者に對する取扱ひと、被告に對する取扱ひとでは、自ら手加減を異にする必要もありませうし、その他かれ等の信書、接見等一切の取扱ひ方法について、一々實際にあたつて見學をなし、經驗を得るといふことは、諸子が將來夫々各刑務所に歸任されて、思想犯を取扱ふ上に、非常に參考となることであります。その點からいつて、時恰も東京地方裁判所に於て、共產黨主腦者の公判

のありまする折柄、過去二ケ月間に於ける諸子の見學、實習は、今後の職務遂行上に、尠なからぬ教訓と利益とをもたらし得たことであらうと確信いたすのであります。市谷、豊多摩の兩所長から私の所へ届いてゐる報告を見ましても、諸子は實に熱心に眞劍に實務にあたられ、思想犯人取扱ひの上に、相當の智識と經驗とを積まれたことがよくわかり、かくてこそ、當特別練習所を設置したる趣旨も相立ちまするわけで、御同樣まことに喜ばしいことであります。

しかしながら、前にも申す如く、諸子が思想犯人の取扱ひに關し、智識と經驗とを積むといふことは、この特別講習の當面的の目的——即ちそれを以て、將來諸子が職務を行つてゆく上の、一つの大なる參考資料にする、といふに止るのであつて、その根本的の目的としては、何處までも刑務官としての人物を養成することにあるのであります。智識も必要、經驗も必要でありますが、諸子が刑務官として常住坐臥、心掛けねばならぬことは、自己の人格の向上、完成といふことであります。勿論人格の向上、完成といふことはひとり刑務官のみでなく、何人といへども心掛けねばならぬことではありますが、刑務官には特にそのことが要求されるのであります。といふのは、申すまでもなく行刑の根本目的は、受刑者の改過遷善にあり、而して受刑者をして改過遷善せしむるがためには、行刑の第一線に立つて活動すべき刑務官諸子の人格の力によるの外にないからであります。勿論行刑上には、或は作業、或は戒護、或は何と、それ〳〵事務の分擔があります。しかしそれは單に、事務上、便宜上の都合から來てゐるのであつて、行刑の本來の使命としては、今申す受刑者の改過遷善といふことに歸著するのでありまして、分擔の如何を問はず、目的は一つとなつてゐるのであります。而してその目的を達するがためには、第一の要件として、刑務官の人格の向上完成といふことが要求されるのでありますから、つまり申せば、行刑の中心問題は刑務官の人格にある、といつても過言ではないのであります。諸子は何れも、全國の刑務官中でも、特に成績優秀を以て選拔された人々である、從つて將來は、我刑務界の中心人物たるべき人々でありますから、その矜持と抱負とを以て、深く思ひをこゝに致され、以て刑務官中の模範的人物たることを庶幾せらるゝやう希望してやまないのであります。

特別練習生は、特に優秀なる刑務官を選拔することの方針なのでありますが、しかし第一次練習生は、行刑當局の考が刑務所長によく徹底しなかつたせいであるか、或は所長の意見として、或は事務上の都合で、優秀な人々であつても、その人を當所へ送ることが出來ず、斷つて來たといふやうなこともあつたと聞いてゐますが、幸にして諸子の長官は、優秀なる刑務官として、諸子を當所へ送り越すだけの雅量を有してゐられたので、その點、諸子は、諸子の長官に對して、深く感謝すべきであらうと存ずるのであります。

特別練習生は多少時期は相前後しても、卒業後、一人の洩れもなく任官の運びにいたることになつてをりますが、第一次卒業生の中には少數の人が何程か後廻しといふやうなことにもなり、その後、種々の事情で任官を御斷りになつた方もありましたが、第二次卒業の諸子は、何れも甲乙なき優秀な成績で、從つて遠からず皆任官される筈でありますから、お斷りになる等のことがないやうに御願ひ致す次第であります。諸子の中には、或は卒業以前に辭令を受取つた方もありませうし、又遲い人でも、御歸任後には必ず辭令がまゐるのでありますから、何卒それを樂しみに、任地に歸られたならば、從來にもまして、熱心に、誠實に、職務にあたられんことを、最後に希望して、こゝに深き滿足を以て、諸子の前途を祝福したいと存じます。

右に對し、廣島刑務所看守吉川祖一氏は、第二次特別練習生總代として、左の答辭を述べた。

答辭

本日玆ニ第二次刑務官特別練習生ノ爲メニ修業式ヲ擧行セラルゝニ當リ閣下竝ニ諸賢ノ貴臨ヲ辱フシ生等ノ前途ニ對シ御懇篤ナル訓諭ト祝福激勵ノ至言ヲ戴キマシタコトハ生等無上ノ光榮トスル所デアリマス

抑モ現今ノ如キ思想的犯罪者激增ノ時ニ於テ是等ニ接スル刑務官更ガ思想的智識ヲ涵養シ以テ其職務ノ萬全ヲ期スベキハ極メテ緊要ノコトデアリマシテ當練習所ヲ開設セラレタル所以モ此處ニアルコト、考ヘマス

幸ニ生等ハ曩ニ選バレテ當練習所ニ入所ヲ命ゼラレ爾來練習所長閣下竝ニ諸先生ノ御懇篤ナル薫陶ニ浴シ又實務練習ニ關シテハ根本市谷刑務所長閣下竝ニ同所幹部各位ノ御懇切ナル御指導ヲ仰ギ將來執務上ノ指針ヲ與ヘラレマシタコトハ生等ノ欣幸何物モ之ニ過ギザル所デアリマス

此意義アル練習ニ依リ習得致シマシタ經驗ヲ持チテ各々其任ニ就キマシタ上ハ奮闘努力其任務ヲ全フシ以テ閣下竝ニ諸先生ノ恩顧ニ報ヒ一ハ以テ斯界ノ爲メ稗補スル所アランコトヲ期スル覺悟デアリマス修業生一同ニ代リ聊カ蕪辭ヲ述ベ答辭ト致シマス

最後に伊藤主事の閉會の辭がありて午後四時式を終つた。



新年名刺交換會

年を追つて愈盛大

恒例による刑務協會主催の名刺交換會は、昭和七年一月一日正午から、例年の如く協會樓上で開催された。來會者は年を追つて增加し、本年は大講堂におさまりきらず、廊下にまで席を設けるの大盛況を呈した。

定刻岡部副會長をはじめ出席者一同設けの席につけば、伊藤主事開會の挨拶を述べ、ついで岡部副會長は起つて、國家多事なる緊張のうちに穩かに明けたる春を頌し、この新年を迎へたる國民の覺悟より延いて刑務官の使命に及び、協力一致いよ〳〵以て行刑の實蹟を擧げられむことを希望し、同副會長の發聲によつて天皇皇后兩陛下の萬歲を三唱の後、宴は開かれ、折詰の料理を肴に酒杯の獻酬は賑かに始まつた。酒は例年の如く大阪刑務所長を煩はして送り届けられた灘の生一本、酒杯の廻り初めると共に忽ちにかくし藝が出で非常な賑はひを呈し、いかにも初春にふさはしい氣分に浸りつゝ和氣謳々の裡に散會した。當日の來會者は左の通である。

（行刑局）岡部常、芥川信、森山武市郎正木亮、大原虎夫、中田主稅、鍵山俊治仁科正次、山本作藏、宇田象三、土橋惣太郎、井川信一、山本銓吉、金田榮三郎三宅定男、天津剛、妙圓薗弘吉、掛樋松次郎、中尾文策、久保田眞太郎、佐藤備六郎、前田靜雄、野崎陽之輔

（小菅刑務所）吉田律、富井隆信、平川浩一、三井文夫、關敬信、大場正雄、香椎豐次郎、福山福太郎、山根信松、深澤林作、古田圓正、野崎重雄、杉藤豐治、吉田益雄、箕浦良緣、栗田紀道、柴山重俊、竹田益平、大河內恭三郎、吉田武男島田鍬太郎、水野太郎作、桐島太一、山下忠太

（市谷刑務所）根本仙三郎、森口藤松、曾川良貞、藤井惠照、松岡修一、齋藤文藏、島田幸治、吉永聽夫、松山憲太郎、土谷正光、大森佐登美、岩花辰次、横山和義、大坪春治、志々目慶男、高橋三郎大橋大秀、小笠原天道、藤井廉、柴內春治、中村興四郎、照井明治郎

（豐多摩刑務所）椎名通藏、神俊三、山下孝行、井澤實猛、古屋盛安、三宅中二近藤梁二、富樫博、曾我恂、齋藤茂三郎山內永七、平方義孝、布施寬、猶原由之杉下學人、加藤專精、川添敬三、藤井義海、鈴木長次郎、横山金太郎、田上義人勢野客宗俊、鈴木深史、谷合湖、神崎優二場實俊、富田信雄、神酒澤孝四郎、益山喜三郎、柳澤重誓、西田直、大竹敏太郎、宮川義光、大津功

（浦和支所）上田茂登治、宇野平、金澤一郎、松富哲、小久保義晴、難波哲雄

（巢鴨刑務所）佐藤乙二、西岡三郎、岡崎重太郎、永田友之助、鷲津愛十郎、山田寬、林仁次郎、木宮進、瀧澤勝司、松野岩吉、彌永熊雄、大草東三郎、正木時雄、宇都宮四郎、峰岸邊、工東寅信、奥山忠七、土倉是空、加藤敎榮、關井義雄小室華雲、竹津眞一、荻生治雄、武本宣正、時岡鐵太郎、淺田松太郎、田村秀穗野中藤太郎、青木清藏、前山三之助、小掠喜直、野口淺之助、山田丑太郎、渡邊勝己、遠藤休榮、秋山藤一郎、島田源藏岡庭榮、瀨戸敬助、武田慧宏、野村六一郎

（横濱刑務所）河邊湛然、三好高彥、河合藤太郎、楠本順作、吉川桂太郎、甕川兵次、大村曉心、野手甚之助、鈴木英三郎、西榮、小山博、多治比宗興、原三郎根田兼治、辻山義光

（川越少年刑務所）長谷川鐘太郎、行定形治、岸野春一、菅原唯定、三浦惣次郎越田利二

（輔成會）香川又二郎、近藤亮雅、遠藤理一、木村行雄、服部要次郎

（刑務官練習生）青木善助、森元桃隆、高貫鴻、森本時春、田羅間巖、飛田重雄渡邊恒敏、坂本義德、每熊一郎、菊池菅雄、彌井幸家、川添猪之吉、富永勝兵衞柏茂俊、若松武次、大味三也、佐々木亥三郎、岩切好美、幸田永吉、大江小市、相馬虎男、田中竹市、趙根善、圓入英雄林田唯義、永田岩雄

（名古屋刑務所）加藤重太郎

（姬路少年刑務所）柳原虎雄

（刑務協會）伊藤忠次郎、印南於菟吉能勢弘忍、野口幸喜、阿部清衞、大森日榮、平居三郎、澁谷善藏、北原道之助、野中賴一

故住江敬義氏遺族の篤志寄附

故本會理事住江敬義氏遺族住江義和氏には、故人の遺志を承け、過般、本會事業のために金五百圓を寄附された。此の篤志に接することは事業のためまことに感謝に堪へぬ次第である。

矯正図書館

新年茶話會

恒例茶話會は去る一月十六日（土曜日）零時半から刑務協會に於て開催されたが、新年に入り最初のことゝて出席者も例會に比し頗る多數に上り、且つ餘興等も、例會の活動寫眞の代りに、靈狐術といふ珍種なものをやつたので、大喝采であつた。靈狐術といふのは、一種の靈媒ともいふべき一婦人が目かくしをして、觀衆の差し出したいかなる品物でもその名稱や形狀等を一つの間違ひもなく言ひあてるもので、電車券の番號や、バツトの吸ひ殘り何本といふやうなことまで言ひあてたのには、一同も呆氣にとられた形であつた。

それがすんで、逃走防止警報器の實驗があつた。この器械は、眼に見えぬ赤外線の放射を利用せる光學的裝置により、盜難、逃走のあつた場合、即ち人體によつて赤外線の遮斷せられた場合に、自動的に警報を發する仕かけのもので、軍隊で主として使用せられてゐるさうである。次で午後二時半から、文學博士中村孝也氏の「建國の精神」と題する講演（梗概は次號揭載）にうつり、午後五時和氣靄々裡に散會した。追つて出席者は左の通りである。

（行刑局）中田主稅、掛樋松治郎、鍵山俊治、井川信一、三宅定男、金田榮三郎、仁科正次、久保田眞太郎、印南眞一、野崎陽之輔、宇田象三、鹽見市郎、中林勘次、土橋惣太郎（小菅）福山福太郎、山根信松、香椎豐次郎、島田鍊太郎、箕浦良緣、野崎重雄、吉田益雄、古田圓正、三井文夫、深澤林作、鈴鹿由太郎、古家正、青木愼一郎、栗田紀道、雁部敬治、吉田武男、關敬信、別所海應、小倉知孝（市谷）小笠原天道、松山憲太郎、大橋大秀、島田幸治、齋藤文藏（横山和義）森元桃隆、藤井康、三原宣雄（巢鴨）佐藤乙二、西岡三郎、土倉是空、正木時雄、大草東三郎、奥山忠七、岡井義雄、竹津眞一、長谷場正壽、武本宣正、永田亥之助、彌永熊雄、松野岩吉、工東寅信、木村彦作、南方榮、勝又勇次、廣瀨高藏、貴家統江、前山三之助、服部忠藏、黒木麟鹿（豐多摩）加藤專精、藤井義海、二場寶俊、檜原申之、柳溪重誓、三宅中二、平方義孝、川添敬三、鈴木深史、西村京一、山本實、山下久雄、神酒澤孝四郎（横濱）宇野海、

吉川桂太郎、甕川兵次、石野良之助、小山博、多治比宗興、阿部源三郎、淺野勝清、横田儀助、藤田清人、村木孝吉（前橋）高橋健、渡外三郎、西村安太郎、飯島長治郎、藤島源治（甲府）須藤善一郎、渡邊清次、小宅芳明、窪田政雄、小林宗吉（千葉）野口堯尙、北畠顯夫、古屋盛安（浦和）上田茂登治、難波哲雄、三好高彥、松富哲（水戸）飯島藤作（宇都宮）赤城一雄（栃木）向後米太郎、上野平一郎、小林キン、小林アサ（長野）藤居虎、秦信亮、内田亘理（八王子少年）武田又市、鈴木環（小田原少年）川村次郎、保貞良　長澤隆（川越少年）長谷川鐘太郎、行定形治、豐田友平、大庭猛雄（其他）長谷川喜一、伊集院藤七、小松數馬、和田千松郎、引野信夫、鷲津愛十郎

教化標語入選發表

後光會主催にて廣に募集せし教化標語の當選左の如し

（第一位）うつかりと前半生、しつかりと後半生　埼玉縣熊谷町　山田久子氏

（第二位）後半生強く明るく眞直ぐに　滋賀縣彥根町　森田薊村氏

（第三位）前の半生は妻子も泣いた後の半生は笑顏にて　大分市大道町　三重野繁馬氏

（第四位）見ておくれ後半生の我が努力　岡山刑務所　中田京市氏

（第五位）勤勞の汗に輝く後半生　北海道釧路　木部元雄氏

（第六位）日は高し今より先を努力せばやがて花咲く後の半生　朝鮮論山　楠瀨守愚氏

（第七位）過去を思ふな悲觀すな後の半生が待つて居る　黄海道海州刑務所　岩瀨竹藏氏

（第八位）醉ふた心で迷ふて居たが覺めて嬉しい後半生　和歌山縣南廣村　吉水宏瑞氏

（第九位）清く樂しめ後半生　北海道札幌大化院内　尾崎貞男氏

（第一〇位）心から眼覺めて強く後半生　長野縣上田市　小宮山榮太郎氏

（第十一位）清く明るく健かに後の半生は國の爲め　京城西大門　高口岩吉氏

（第十二位）鬼と云はれた手の平を二つ合せて後半生（合掌生活）　東京南千住　高橋靜円氏

（追記）朝鮮論山楠瀨守愚氏は住所明細に通報ありたき由

矯正図書館

選句所感

琴湖君の「寒鴉」の句、よく單純化されてゐて、句の底に一抹の寂情が湛へられてゐる。餌に窮してゐる寒鴉は、山から出て野の上に或は刈田の中に出るやうになるがそれが次第に人里の家近くまでも來るやうになる。そして朝から爭ふやうに懸命に餌をあさり廻るさまは、これだけですでにあはれである。里に出るやうになつた鴉は人をも怖れなくなつて、一すした口鐵砲の脅かし位では逃げなくなつてゐる。平常は仲々敏捷な鳥で周圍に注意を拂つてゐるが、飢ゑのためには人を怖れてばかりゐたのでは窮死しなければならない。斯うした鴉も日が暮れゝば歸るべき塒へ歸らねばならない。そこで夕風の冷たい中を思ひ思ひに、三々五々、或は一羽だけで羽音もなく山をさして歸つて行く。見てゐるとただ黒く無氣味に見える林の中に吸ひ込まれるやうに消えて行く。平常は憎むで來た鴉でもその寂しいさまには哀情を持たずにゐられないのである。內にこの寂しい情を湛へて淡々と詠つたところにいゝところがある。

□

松峰君の「歸り花」の句、日本畫の小品を見るやうな閑寂さがある。追々寒くなると鶏も日向を選んであさるやうになり、なかなか遠くまでも出て行く。これは籔の中であるが、そこは日向で小春日がよく溜つてゐる。ほかほかした暖かさに誘はれた歸り花が二三咲いてもゐる。この日向をよろこんで鶏は枯草の根をかき、僅かばりの落葉を返へしゝて、專念にあさつてゐる。一度見てまた時經つて見るとまだゐるのである。これは琴湖君の句の竪に進む味が出されてゐるのとは反對に、横に擴がつてゐる繪畫的な味である。竪の句は句の味はひに含蓄があり、これが本當の詩の境地である。横に擴がる句は美しくなる傾向がある。これが成功した時繪畫的の印象を與へる。

□

鹿擊君の「後の月」の句、これは後の月即ち十三夜の月のさびしさを對象の上から詠はうとしてゐる點が、相當効果をあげてゐる。

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意 メ切毎月十五日限 用紙官私製葉書

編輯部選

天

寒鴉日暮の山に入りにけり　大邱　琴湖

地

雨過ぎて冷たき庭や後の月　福岡　鹿聲

鶏あそぶ藪の日向や歸り花　熊谷　松峯

人

百舌の尾の動くが見えて柿紅葉　北支　ふるた
風凪ぎし夜の海黒し冬の星　青森　寥洲
朝寒や着膨れて出し渡守　三重　章堂
逝く秋や梢搖れ合ふ風の音　秋田　溪風
福引の等引ばかり引きにけり　金泉　青甫

佳作

夜廻りに覺めて枕を直しけり　元山　芙蓉
繁りたる河口の船や時雨空　靜岡　一心
一列になつて通れり竹馬の子　豐多摩　巴波
陽に乾く鶏の餌箱や冬の蠅　小田原　一峰
はかり賣る小笊の氷魚や雪晴るゝ　平壤　龜友
冬の月狐出て啼く山近し　京都　秋水閃
門締めて大きく一つ嘘かな　咸興　峰月
ひとゝころ吹かれ寄りたる紅葉かな　福岡　愛山
一人づゝ飛石渡る紅葉かな　同　虎溪
岩鼻に碎くる水や薄紅葉　同　琴松
初雪や犬に追はるゝ田の鴉　大曲　初歩
初鶏の長鳴き高く明けにけり　柳町　紫瀾
木枯や亂れて過ぎし下駄の音　群山　苔洲
長き夜や壁に張りたる世界地圖　大曲　呑洋
其の中に軍事郵便の賀狀かな　八王子　燕菁
冬の雲折々雨をこぼしけり　橋通　とめ女
初鶏の高々聞ゆ一軒家　大邱　不老
陣中に故郷懐かし初日の出　金泉　梅雪
大雪に圓うなりたる草家かな　市谷上　州
燒杭の深くうたれし刈田かな　大阪　指月
江を渡る雁幾棹や月の前　清津　なつば
靄晴れて百舌高く啼く野の一樹　巢鴨　大洋
溫突の狹きに入れて冬の梅　金泉　雪山
初日の出梅の影ある障子かな　小菅　寛山
頬冠り馬叱り行く塞さかな　金泉　泉安
藁屋根の葺き替えてある師走かな　安東　奇峰

ゐる。後の月の句は仲々むつかしい、餘程いゝ配材を捉へゐと普通の秋の月になつてしまうおそれがある。またあまり特殊な配材を選ぶと、その配材に季題が壓殺されてしまつて、後の月の持つ氣分が出なくなる。この句もすこし平淡の嫌ひが無いではないが、後の月を思はしめる氣分は持つてゐる。後の月となれば秋も深く夜の冷えも身に沁みて、月を賞するそぞろ歩きなどはあまりに風流が過ぎてゐるといふもの。月光は水の如くに澄んでゐる。これだけでも充分冷たい感じであるが、時雨の前觸のやうにひと降り過ぎた雨に濡れた庭の上に照り沁みるさまは、いよいよ冷たさを增して見えるのである。

□

本選句は新年號に入るべきであつたが、同號は印刷を非常に急いだゝめ、選句は濟みながら遂に入れることが出來なくなつた次第で、投句諸君には甚だ氣の毒なことをした。これは全く同號の印刷の都合上からで、俳境を廢止したわけではないから、前に倍して大に秀句佳什を寄せられむことを希望する。

三重　望塵
松山　石村史
三重　魅嫁
水戸　皎月
平壤　旭水
飯田　葉椰子
大曲　船.風
金澤　靈峰
大邱　柳水
大曲　華白
橋通　靈雪
三重　吻笑
大田　雄心
同　四友
同　不仙
同　楳城
富山　一水
晋州　あらた
集鴨　平星
上田　眞田
宮城　宮童
水戸　麗月
鶴岡　繁翠
大阪　春朗

たゞ一人降りし小驛や冬の風
火の番の一軒家まで廻りけり
落ち入りて瀧壺めぐる紅葉かな
押板の下に春待つ小袖かな
半分は古りたるまゝや障子張り
下駄の音ひゞく夜更の寒さかな
初雪や庭かけまわる犬の群
支那蕎麥のチャルメラ冴ゆる霜夜かな
年の市赤札に寄る人輪かな
木枯や空寒々と晝の月
初明り射し添ふ島や鷗の聲
揚舟に蔑かぶせあり冬の月
冬晴の陽ざし明るき疎林かな
乾柿の影壁にあり後の月
緣先に松影寒し後の月
つくばいにからみし蔦の紅葉かな
雪の中を藪に入りたり犬の路
雪崩るゝや險しき谷に晉寂く
初霜や菊亂れたる園のさま
道狹く運び出しけり大根引
細き指反らし樽へぬ歌留多會
啄木鳥の終日叩く日和かな
初冬や殘りし柿に來る鵯
巡航船過ぎたるあとを柳散る

練習所見學記

(一) 東神倉庫東京支店
(二) 東京日々新聞社
(三) 小田原少年刑務所
(四) 陸軍衞戍刑務所

東神倉庫東京支店見學の記

渡る生

十二月五日土曜此の日練習生一同は日本橋區箱崎町にある株式會社東神倉庫東京支店を見學すべく日比谷停留場より電車に乘つた。街路樹の梢の間に隱見する商店の裝飾、行き交ふ人々のあわたゞしさにも、はや歲の暮が迫つて來た事をしみじみと感じさせられる。永代橋停留場で電車を降り左に進み豐海橋を渡ると堂々たる鐵筋コンクリート造の大建物の正面に出た。大したものだなアと仰ぎ見ると、それが今日見學する場所であることを知る。門を入ると附近には十數臺のトラックが連なり數多の人夫が吾等一行には目もくれず、貨物の積み降しに餘念がない。しばらくして一同はエレベーターで屋上の廣場に運び揚げられた。見れば眼下の隅田川の清流は幾多の船を浮べはるか彼方の灰色にぼやけた東京灣に注いで居る。川の兩岸からは見渡す限り赭色や灰色の大厦高樓がマッチ箱を積み重ねた樣に打ち續き、處々に鋭く尖つた高塔はあたかも天を突き刺して居るかと思はしめる程である。一同は大東京の雄大さにしばし恍惚として居た、やがて職員より當會社の沿革、事業の狀況等につき御話があつた。それによれば當會社は明治四十二年創立し、三井家直營事業の一であつて、資本金壹千五百萬圓、本店を日本橋區本革屋町に置き當支店は、一般貨物の保管を業として居る外に大藏農林兩省及び、東京米穀商品取引所の指定倉庫として主に砂糖、米穀、棉糸の保管をして居る。そうして、敷地の面積は六千八百四十坪餘、建坪は壹千貳拾坪、總延坪五千參百八十八坪、建築は耐震耐火上最善の考慮を拂つたものであつて地下室共七階最高軒高は地盤面より九十五尺、その設備の完全な事には歐米各國の專門家も驚歎して居る程だといふことである。話が終つて一同は案內者に從つて倉庫內

を一巡した。各階の荷役場には、各二ケ所に消火栓を設け、延長二百八十尺のホースを備へ、ポンプモーターの起動竝にホース懸は自動的裝置として迅速機敏に應急の措置を爲すことが出來て、電氣裝置による自動火災警報器で出火の際は直に宿直室竝に消防手詰所へ自動的に連絡報知する樣になつて居る。各倉庫の換氣孔は雨期に於て濕氣の浸入を防ぐため適時に密閉することが出來る防濕用の戸が設けてあり、隅田川に面して居る外壁の上部には昇降速度一分間に一五〇呎容量一噸吊のモノレールホイストが七臺程設けてあり、隅田川の上に突出して居て船で運搬して來た貨物は、各階の貨物取入口に取付てある扉兼用の荷受臺によつて直接艀取をすることが出來る。尙他の三方面には、外壁の要所に昇降の速度一分間に一五〇呎容量半噸のホイップホイスト十臺が設備してあり、任意に各階の貨物取入口に於て安全に運轉荷役することが出來て、荷役場内には螺旋形の重力運搬機が各階に連絡してあり任意に下層荷役場に貨物を滑降運搬することが出來る。又二臺のエレベーターがあり貨物の昇降に間斷なく動いて居た。各階の倉庫には砂糖、棉糸、澱粉等が山積してあり、砂糖は主として臺灣製であつて、吾人の家庭で使用する砂糖は大部分この倉庫を經由するもので、昨年積出した砂糖總高を日本人の人數に割り當て、見ると一人十二斤平均に當つて居るとのことである。棉糸は日本製で澱粉は米國から輸入したものであると　吾等は一巡を終へた後倉庫の隅々迄秩序整然と整理されて居たのに全く感服した。それはその設備が完全便利にしてあることにもよるけれどもそこに見逃すことの出來ぬのは、職員一同の眞劍な努力の結果であるといふことである。特に人夫など百五十斤入の砂糖袋を難なく運ぶ樣は人間業とは思はれぬ。そうしてその一擧一動は、生々とした活氣あり喜悦的に精進して居る。聽けば此處の職員は精神的にも身體的にも特に健全なものを採用せられ勞働爭議等は毫もなく社内上下一致和氣藹々たるものがあるとのことである。吾等一同はこの尊い經濟界の鬪士に滿腔の敬意を表して、東神倉庫永遠に盛大なれかしと祈りつゝ厚く禮を述べて退出した。時に午前十一時十分、午後刑務協會で催される茶話會列席のため急ぎ歸途につく。

○

M　Y　生

從來見學といへば殆んど雨天か曇天で晴天の日は稀であつた。然るに今日は晴天、空に一點の雲なく初冬の陽光は昇々と大地に微笑んでゐる。颯々と吹き來る風は冷かなれど清新の氣充ち〳〵て心氣頓に爽なるを覺え、吾等一同の胸は勇躍歡喜した。

大森氏に引率せられた吾等一行は、日比谷公園の停留所より永代橋行の電車に乘つた。車内は殆んど練習生で滿員だ。電車はやがて動き初めた。左に宮城を拜し右に帝國劇場東京會館と云つた大建築を後に雜然混然と右往左往する人、車馬自動車の中を縫ふが如く疾驅する、電車に搖られて居寢る人、法律問題を持出して論ずる人、或は何々と面白さうな微笑をたゝへ乍ら私語く人樣々である。電車は拾數分後永代橋停留所へ著いた。一行は電車より投出される如く飛び下り一路東神倉庫に向つた。間もなく東神倉庫へ著いた。吾等はエレベーターに乘りバルコニー(七階)へ通された。

バルコニーより遙か彼方を望めば隅かに巍然と聳ゆる富士の雄姿を見、視線を西南に轉ずれば渺茫たる東京灣展開し四方は恰も箱を連ねた如くモダン建築が遠近に起伏し、或は高く或は低く或は薄く或は濃く櫛比してゐる。往來を通る人、車馬、自動車は頻繁である。その有樣は恰も蟻の如く小さく見ゆるも面白い。吾等は何んだか空の王者にでもなつた樣な感がある。やがて支店長小谷猶爾氏がやつて來られて笑顏を以て吾等を迎へられ次いで社の概要に就いて說明された。その内容は次の如くである。社は三井家直營に係るもので資本金實に二千五百萬圓日本橋區本革屋町の本店を初め他に支店を横濱、大阪、神戸、門司の四個所に有し、本建築の工費參拾五萬七千圓を以つて昭和二年四月一日に起工昭和三年七月三十一日に竣工約一年三月の日子を要し總敷坪の面積六千八百四拾四坪建坪の面積壹千〇貳拾坪本倉庫の構造形式は耐震耐火的鐵筋コンクリート造りで近世式地下室共七階建高さ約九拾五尺餘、倉庫内には消火、防濕、排塵の設備あり又荷役設備としては貨物用のエレベーター一臺モノレールホイスト(隅田川口に面した外壁の上部に容量壹噸吊のもの)七臺。ホイップホイス(他の三面の外壁の上部の要所に容量半噸吊のもの)拾臺而して又荷役場内に鋼鈑製のスパイラシュート貳臺あり、設備の點に於ては東洋は勿論世界的に優ると雖も劣ることなしと、在庫品の種目は砂糖、バルブ、反物、綿糸澱粉等就中砂糖が大部分を占む、但し該倉庫には爆發物取締罰則に該る火藥揮發油等は警視廳より入るゝことを嚴禁さると、倉庫料としては普通の品物一噸拾日間八錢位、一ケ年の倉庫料如何程なりやと質問すれど營業上面白くない關係が明答がなかつた。以上說明が終れば實地見學となつた。先づ第一に倉庫内を見る。倉庫内には說明の如く砂糖その他の品物が、整然として高く積まれてある。砂糖は多く臺灣沖繩産と聞く、皆俗に謂ふアンペラドンゴロス包としてある。一袋約百五拾瓩のもので、吾々の家庭に使用するものは、殆んどこの倉庫を潜つたものださうである。吾々一人一月の消費料約一斤餘り年々消費料は增加の傾向を辿りつゝあり、砂糖消費の增減はその國家の文明の程度を計るバロメーターであると謂ふことである。

各階の荷役場には各二個所の消火栓設けられ、延長二百八拾尺のホースを箱内に裝備せられポンプモーター の起動竝に

（ホース懸）は自動的裝置とせられ迅速且機敏に應急措置を爲す樣に出來てゐる。次にモノレールホイストを見るモノレールホイストが設備せられてある下には百噸積の船が三艘横付せられて倉庫内の砂糖がホイストに依つて積まれてゐる。人夫は慣れたもので九拾五尺の高所に突出してゐる三尺四方位の鐵鈑一枚の上に生命を托して荷物を巧みに操縦してゐる。一歩誤れば身は忽ち千尋の川中命はない。吾々も恐る〳〵その踏臺に乘つて見る。とても怖はくて見られない位である。

次にスパイラシュートを見る。これは螺線狀重力運搬機で階上の荷物をその機械によつて下層荷役場に滑走運搬せられ下層荷役場の自動車に積まれて行く、下層荷役場には拾數臺の自動車が待設けてゐる至極簡單に出來てゐる。次はバラック建の倉庫内を見る。此處の倉庫内全部砂糖で目の届かない位澤山積んである。數名の人夫達は一個毎にその重量を檢査し檢査濟のものは自動車に積み市場へ出されてゐる。砂糖は恰も白水晶の如く透明で立派なものである。支店長は試食して見てくれとの事で皆試食した。仲々味は最上である。この砂糖は最高級のもので吾々の家庭には一寸使用の出來ないものであるといふことである。吾々一同は懇切なる案内に依り倉庫内の設備その他の狀況を詳細に見學することを得大いに益するところがあつた。一同は支店長を初め社員の方々へ厚く禮を述べ別れを告げ歸所した。時に午前拾壹時であつた。

東京日日新聞社見學記

K K 生

文化の巨彈を放ち新智識を吾等に提供して呉れる文化の堡壘日本新聞界の總帥東京日日新聞社を匆忙の師走九日午後二時より見學した。

先づ階別すれば屋上が鳩舍及スカイサイン機室五階が大會議室四階が活字鑄造室三階が活版場二階が荷造發送場一階が印刷工場である。其の五階の大會議室に於て我等練習生は當社係員の詳細なる說明を傾聽し、終つて一階の印刷工場より順次參觀さして貰ふ。

此處には高速度輪轉印刷機が二列に十二臺と一列に三臺と都合三列十五臺が据付けてあるこの一列三臺の輪轉機は最新型プロダクション機であり、其の能力は一臺一時間十五萬枚を印刷するとのことである。

此等の機械は電鑰を一度押せば今迄の眠を破つて大活動を開始するのである。

今や三臺の輪轉機は巨人の咆哮にも似たる大音響裡に本日の夕刊を盛に印刷しつゝあつた。ローラの廻轉につれ白紙は目にもとまらぬ速さでシリンダー内に吸込まれて行く。

それを見て居ると自分が機械に卷込れさうな思ひがした。

シリンダーから出て來るものは刷られて切斷せられ四折に折られ數迄數へられて其の儘コンベヤーによつて二階の發送場へと運ばれて行く。

二階は發送場である。送られた新聞紙は發送係の手によつて紙數表により別けられ、荷造りせられて發送場の中央を流れて居る水平のコンベヤーの上に載せられると、荷物はひとりでに中二階に落ち待受けたトラックに積載せられる。

其の時間は刷始められてから僅かに三分しかかからぬとのことである。斯して積込れた新聞紙は停車場又は出張所へと迅速に運送せられるのである。

三階の活字鑄造室を見る。朝刊夕刊地方版に使用せられる活字が最新式トムソン鑄造機により、盛んに鑄造せられてゐた。

この機械は一臺一分間に百二十個を作製すとのことである。

文字は西洋のアルファベットと違ひ漢字及假名を使用するが爲に一日四十萬個の莫大な數に上るとのことで、其上活字を鮮明にする爲使用は一回切ださうだから十二臺あるトムソン機も休む暇とては ないらしい。故に活版工が百二十名一時に仕事に取掛つても決して支障を生じないとのことである。

新聞を迅速に刷上る爲に毎日千本を鑄込むと言ふ自動製版機も亦此處にあり、二人の職工によつて盛んに鉛鈑は造られて居た。

この製版機も十二臺であつて、一臺一分間に六枚を製する これも活字鮮明の爲一回しか使用せないとのことである。

鉛鈑製造に使用する鉛釜は號外發行等の爲め不經濟ではあるが何時も沸騰さしておかねばならぬと係員は語つて居た

世界に誇る我がNE式電送機室は四階である。音波が電波にかへられて遠方と通話が出來る樣に光波を電波にかへて遠方に寫眞を送る裝置が電送寫眞機である。

現在此處に設置せられてある機械は、歐米先進國のものを凌駕する日本電氣株式會社丹羽博士獨創の純國産品であり發受機各一臺を据付て居る。電送寫眞機が發明せられた初期に於ては寫眞銅鈑が燒付寫眞からでなければ送れなかつたものが、今日は寫眞の種板からでも新聞切抜からでも其儘送られるとのことである。送るものはひとり寫眞のみではない、簡單な報道もこれでして居る。

以上の說明を聽て居る時偶倖にも大阪から電送があつたので其實際を見せて貰ふことが出來た。

この室は東京と大阪との直通電話線が架設せられて居て、僅か十二分位で完全に發受が出來るとのことで、今回の滿洲事變畫報等も支那から大阪毎日新聞社迄は飛行便、其から當社迄電送して居るとのことである。此處でも現代科學の進歩に感嘆の聲を洩しつゝ、其から屋上の鳩舍へと案内せられた。

飼養せられる鳩は五百羽で、仲よく餌をつつき合つて居る樣は如何にも平和其ものだ。

平和の女神とも稱せらるゝ鳩君も一朝事ある場合に於ては 空の勇者となつて吾人人類に貢獻して呉れるかと思へば自

ら愛らしさも增して來る。此の鳩君の活躍舞臺は主として電信電話のない交通不便な所、例へば八丈島とか日本アルプスとかからの通信連絡であるさうな。傳書鳩に原稿を運ばせる器物は口徑三分五厘長さ九分のアルミニユーム製の圓筒で中に原稿紙二枚を入るる樣になつて居り、目方は十匁足らずの八分で足に取付ける樣になつて居り、寫眞は寫眞共に二匁五分の目方のあるセルロイド製の圓筒管を脊に負はせるのである。

朝晝夕の運動時間にはこの五百羽の鳩が圓形を描いて丸の內を飛翔する光景は偉觀だとのことである。

最後に夜の大空高く號外を電光文字で報導する新裝置のスカイサインを見せて貰ふ。幅九尺に長さ四十三尺の板面に次次に流れ行く電光は確に夜の美觀であるに違ひない。

終に係員の說明を概記して筆を擱くことにする。其の話に依れば、當社本年一月の調査の結果は一日の發行部數は大毎社一五一萬部で東日社一〇二萬部であつたさうであるが、滿洲事變以後二〇萬位を增加したとのことである。

二百數十萬餘の部數を發行する社は當に日本一のみならず世界一であり、一九五萬を發行して世界一の稱ある英國のデイリメール紙を凌駕すること遙かであると。如斯なるを以て其通信網に於ても全國主要の土地六百數十ケ所に通信員を、各都市には支局及通信部通信所を外國には特派員特置員通信員をあまねく配置して居るとのことである。此等の通信網にかかつた通信は有線無線の電信電話汽車汽船傳書鳩等の便に依り、晝夜の別なく當社の編輯局に集まつて來るのである。其集まつて來た各種の記事は整理部で取捨選擇せられ活字に組れ乾性紙型にとれ鉛版となり印刷するといふ順序になつて居るとのことである。

完全な新聞紙として吾人の手に入る迄は上述の如き階程を經て居る。これを思へば新聞記者諸君の奮鬪も並並のことではあるまいと彼氏等の苦鬪を心に描きつゝこの文明の堡壘を辭した。

小田原少年刑務所參觀記

川添生
龍屋生

「シネマ見ませうか、お茶飮みませうか。いつそ小田急で逃げませうか」……

慌だしい近代人の生活にも戀はある。咽び哭す樣なサキソホン、瞳一ぱいさしぐんだ泪にも似たネオン燈、そして小田急は惱ましい戀を滿載しては、いと朗らかにおつ走る。新宿は近代人の全豹だ。

その新宿から小田急に乘つて、と云つても我々のはランデブウに行くんじやあない。サーベル腰にブラ吊げて小田原少年刑務所參觀に行くんである。

築地小劇場で、ゴオリキイの「夜の街」が上演せられてから、あの「明けても暮れても牢やは暗い……」つて云ふ歌が盛んに流行つた。その爲に、我々行刑學徒實務家は少なからぬ迷惑を感じたものである。それはこんな歌に流行られて刑務所は暗いものであると云ふ事が益々世間の人達に考へられる樣になるからである。さて行刑が時代の思潮と、テンポを合せるために、過去時代の一切の淸算をして、所謂目的主義を確立した結果「明るい刑務所」と云ふ事が、近代行刑上の一つの重要な主張として數へられるに至つた。それは、過去時代のあらゆる陰慘的な陰影を抹消して、敎育、改善の合目的な行刑を敷衍する爲めには誠に當然な要求であつたのだ。そして今日に於ては斯うした努力に依つても早や昔の牢やみたいな陰慘なものは見ようたつて見る事は出來なくなつて仕舞つた。夫れにも拘はらず、社會の多くの人が、行刑の眞の姿を見究めもせず、依然として昔の牢やを考へて居るのは、實に怪しからん事である。

さて劈頭から脫線して仕舞つたが小田原少年刑務所は誠に明るい刑務所である。恐らく吾等が今日まで見て歩いた刑務所の中で、採光と云ふ點に於ては確かに一番完全であつたと思つた。そして居房の換氣と云ふ事も中々周到な注意が拂つてあつた樣だ。一體居房の換氣は相當六ヶ敷いものだと考へられる。何しろ窓と、居房の扉と兩方開放しにしなければ完全な換氣は出來ないのだから。だが此處の居房は窓側に、床に沿つて橫に長い窓がまたついて居て、つまり此の小窓から入つた空氣が、上の窓から逃ると云ふ仕掛になつて居て、他の刑務所の居房がほんの申譯に大便所の臭氣除に使用してある煙突の孫みたいな換氣裝置と比較すると確かに、優れて居ると云ふ事が出來ると思ふ。それから又便器が、居房の殆んどが木造の古い建物であるにも拘らず大部分差入便器になつてゐたのは嬉しかつた。

工場、舍房、敎誨堂、敎室等殆んど木造で、大體於いて建築樣式は散在的なパビリオニズムに據つたものであると云へよう。

構內に正方形のプールがあつた。川越少年刑務所の、氷溜みたいなプールと比べると、立派なものだ。

作業は、矢張り色紙の風船張許りだ。年から年中風船許り張らして置いたんじやあ仕樣がないだらうと思つた。ジーッと風船張るのを見てゐたら、一人とても仕事の速い子がゐた。鼻汁をたらし乍ら頻りに親指の爪を頭にコスリ附けては風船張りをやつてゐたが、その早い事、速い事全く機械みたいだつた。

「隨分上手だね」と云つたら「へへ……」と云つて笑つた。そして擔當看守の方を一寸盜み見して又盛んにやりだした。少々白痴じやなからうかと思つた。木工場の一棟があつた。建具工は行刑作業としては適當なものの一つだらう。構成的な、創意的な、製作慾は敎育の目的の上から確かに偉大な價値があると考へられる。

何處に行つても深く思ふ事だが、到る所の職員が心から吾等を歡迎して下さる事である。吾等は只一介の行刑學徒でしかあり得ない。それにも拘らず、到る所の職員が心から吾等の見學を歡待してそして懇切な、理解的な態度であらゆる

研究の資料を提供し、機會を與へて下さる事は、誠に感謝に耐へない事である。

最後に、軍隊教練を見せて頂いた。それはわざわざ吾等の爲めに行はれたものらしかつたが、嘹喨たる喇叭に合せて、小隊行進、中隊行進、分列式等々、一糸亂れず號令一下横隊、縱隊、隊形變更等々その訓練のよく行届いた樣に、見てゐる中に思はず、眼頭が熱くなるのを覺えた。

斯くして正午少しく廻つた頃、小田原少年刑務所を辭して、今日の今一つのスケヂュールである箱根に向ふ。

○

柏　生

モボの鼻唄、新宿行進曲で御馴染の小田原急行の人となつたのは正に午前八時であつた。

車内は練習生四十五名を以て滿されてゐる。滿目簫條とした武藏野の初冬の野趣にチヤームされて彼は夢路を辿つてゐた。

フト目醒めた時は五重の塔を連想させるやうな藁小積の點在した田甫と三寸位に伸びた麥畑の中を走つてゐる。二宮尊徳先生誕生の地とした大きな標柱が雜木で圍まれた一角に現出したが瞬間にして過ぎて仕舞つた。先生の遺徳を忍び遠い昔に想を走らせつゝ目的地の小田原驛に着いた。時に十時どんよりとした空から柔い日光が我等一行の頭上に投ぜられて今日の見學の幸を祝福して呉れる。

一行の爲に席を設けられた演武場に落ち付き待つ事數分の後所長殿に幹部の一人が御見えになる。先づ沿革及處遇法に付いて所長殿よりの御說明を承はる。その健康と繹放後の授職手段の他の刑務所に類例の無い所、實に小田原刑務所獨特のものと言へるのである。

それから工場に這入る。印刷工場、麻工、指物工と順次に案内される。成年受刑者のみに接して居る吾にとつては此處に働く少年受刑者の快活で規律正しさに接した時、刑務所と云ふ觀念は吹き飛ばされて仕舞つた。

水を豊かに湛へた可成なプールに出る。小さいボートが其縁に置れてある。これが即ち正木先生に教つたフォークシステムの爲に造られたもので、此處で彼等は四ヶ月間の漁撈訓練をされ支所に送らるのである。目下支所には五十九名で其中二十人は各刑務所から選抜されて來た者との事、一航海十日間の豫定を以て受刑者十五六名、看守二名、他に漁師五、六名を一組として、大島や伊豆の荒波に「マグロ」撈に船出する。そして一航海約二千圓の收入を擧げるさうである。バウルの言ふた「働かざる者は食ふべからず」の原則を如實に物語ると同時に、彼等の

一巡して控室に入る、一同中食の御馳走を受けて勇壯活潑な規律整然たる陽兵を見學する。軍事教練が非常に精神修養の糧となる事を痛感しつゝ、大震災の際に現在の表門の個處から三間位地滑りしたとの老榎に別れを告げ歸途に着く。

陸軍衞戍刑務所見學記

中　園　生

十二月中旬小田原少年刑務所見學を最後に一時執行停止となつた我等練習生の期待したる見學も、新春を迎へて一月九日第二土曜に復活した　當日は一同の見學の再生を祝福するかの如く晴天に惠まれ、我等同期生四十五名は集合地たる溫谷驛に午前九時集合、それより驛前を右折徒歩數丁にして廣漠たる代々木練兵場に隣接せるコンクリートの外塀を廻らせる陸軍衞戍刑務所に着いた。係の人に案内されて事務所の一室に通され豫て設けの椅子に腰を下し茶の接待を受け休憩する事暫時にして所長殿からの挨拶に次で沿革收容區域種類處遇方針其他に付いて御說明下された　其に依ると此の刑務所は元虎門徒刑場と稱して今の赤坂三聯隊裏に有つたものを明治二十三年に現在の地に移轉したもので、收容人員は五百名現在の收容人員は五十一名で內禁錮一名との事にて昨年中の收容人員一三一名との事、處遇方針は嚴正な軍規と秩序に依て軍人精神を涵養し軍隊に復歸せしむるにあるのであつて、我等の刑務所が受刑者を過改遷善し社會適應性を扶殖して釋放後社會の良民に復歸せしめ再び犯罪を累ぬる事なからしむるにあるのと善人に立歸らしむると言ふ點に於ては同一であるが、唯ここの受刑者は軍規違反者であるから總てが軍事的であるとの事、每日の日課は午前六時三十分の起床で夜は九時に就寢、其間學科一時間軍事教練三時間作業五時三十分間であるとの事、所長さんの話が終ると我等は二班に別れて看守長さんに案内され先づ接見室を見る、軍隊式と謂ふか、人たるの存在を認めぬ格子越の接見室を賭る時何となく不快の感を抱いた。其れより炊事場に案内された。炊事場は掃除萬端行届き淸潔であつた。飯菜其普通刑務所のそれに比して待遇が善かつた。普通の軍人に左程劣らぬとの事で何時にても戰爭に堪へる樣に給與につとめて居るとの事で、此の點は普通の受刑者が何時にても社會の生存競爭に堪へる丈けのそれが必要だと思つた。それより更衣所舍房作業場等順次に見學したが、總てが秩序整然として一糸亂れず掃除拂拭等に至る迄行届いて居るのには感服せざるを得なかつた。作業は軍隊需要品で印刷靴下編洗濯等で、洗濯は機械作業で少數の人員で良く能率を揚げ得るとの事、建物は木造建で古いが皆質素と堅牢とを主として建てられたものと思はれた。此の見學を午前十一時頃終りて一同電車にて練習所に向つた。



海外異聞錄

◇ニューヨークの犯罪王射殺さる

シカゴのアル・カポネと並び稱せられたアメリカ惡漢列傳中の大親分、ニューヨークのジヤック・ダイヤモンドが同市において何者にか射殺された。

日本にはカポネほど響いてはゐないが、ニューヨークの暗黒世界を支配する有名なギヤングで、かつて博徒仲間の縄張り爭ひから殺人事件が持上りダイヤモンドも一度其筋に檢擧されたことがある。敵味方いづれによらずかばひ合ふのが、この仲間の規則になつてゐるので證據不十分で放免された。男前もキリツとして膽玉も太い、いつも武裝した影武者を護衞にして、かくれ歩いてゐるが、稼業柄勢力爭ひの敵も多く、一朝にしてアンダーワールドの支配權を喪失したと見られてゐるが、ニューヨークでは相當のセンセイションを起したらしい。

◇人間の成分はメ めて二圓

有名なる化學者エフ・イー・ロウソン博士は、人體を構成する諸化學的成分を分析して、次の如き興味ある發表をした。それによると體重百四十ポンドの標準男子は、十ガロンの水槽を充すべき、石鹸七個分の脂肪、鉛筆九千本分の炭素、二千二百本のマッチの頭を造り得るだけの燐、舍利塩小量に含まれてゐるだけのマグネシウム、鷄小屋をぬることが出來るほどの石灰、及び一匹の犬から蚤を驅除し得るだけの硫黄より成つてゐるものであつて、これ等を現在の價格で換算すると五シルリング、即ち約二圓に當ると。

◇トーキーを裁判に利用

裁判の證據調べにトーキーが利用されたといふ劃期的事件——訴訟を起したのはメルボルンの郊外コールフイールドの居住者で、被告は同所に在る精乳工場の所有主、要するに其工場は夜半でも仕事を繼續し、附近住民は安眠を妨げられてその迷惑一方ならずよつて今後官憲の命令で安眠妨害を禁止することと、そして一萬圓の損害賠償を要求したものである。ところが、これに對して被告側は安眠妨害の騒音に關する事實を否定し證據の有無が問題となつた。

すると氣の利いた原告は秘かに夜半自分の寢室の窓に擴聲器を据附け、騒音と同時に現場の光景を專門技師に撮影さしたものである。そして判事や辯護士は映畫製作所に出張し、そのトーキーを基礎として證據調べを開始した。先づ夜半の二時頃といふに勞働者の途方もなく大きい聲が聞えて來る、そして牛乳の罐のガラガラといふ音響、續いて犬の鳴聲、やがて勞働者らしい聲で「散歩しやうぢやないか」と怒鳴つたかと思ふと、今度は流行小唄か何かを歌ひ出す始末、それに動力機や運搬自動車の騒音なども混つてなかなか賑かだ。右のトーキーは二回映寫され、撮影技師の審問もあつて閉廷した。

斯の如く證人代りにトーキーが持出されたのは、有史以來のモダーン審問だとあつて濠洲全土の大評判。

◇獨身者には運轉手を免許せぬ

円タクやバスの洪水は日本に限つたことでなく、トルコにおいてもこれが激増したゝめ、最近の自動車事故は驚くべき數に達し、その大部分はバスが非常に增加したためとこれを運轉する各バス會社が他社と競走のために惡道路も構はず滅茶苦茶にスピードを出すからである。そこで警察の方では運轉許可を出すことを極力嚴重にし、かつスピードを制限することに努力したが、殆ど効果が擧らなかつた。これではならぬと當局は尚もさんざん頭を絞つた擧句、一つの名案を考へ出した。それは結婚してゐない男には絶對に運轉手免狀を下附せぬといふ案である。その理由といふのは、結婚しない者は家庭といふ束縛がなく、これに反し既婚者は大いにその責任を感じて、運轉も愼重にやるからといふのである。

◇少年の刑罰は日曜學校通ひ

ヂヨージア州オーガスタのマレー、カラハン及びマーシヤルと呼ぶ三少年は、ハムを盗んで賣り飛ばした廉で裁判所に呼出されて、三人はその罪を自白したが、この裁判にあたつた判事チエンバース氏は、これを如何なる方法で處罰したものかと一寸當惑した。といふのは罰金を科したのでは、その親がこれを拂ふだけで何等當人等の懲戒にならぬし、さうかといつて子供のことであるから懲役を言渡すことも將來のため宜しくないと考へたからである。そこでいろ〳〵考へた揚句思ひついたのが、或る期間中日曜學校に通はせる案であつた。これならば日曜日を遊んでばかり暮すことも出來ず、且つ神の數を聞いて心も入れ替らうといふもの、そこでチエンバース判事は三ケ月間日曜ごとに日曜學校に通ひ、三ケ月經過したところで、その期間間違ひなく通つた旨の證明書を貰つて出頭すべしとの判決を與へその通り實行したら一切を裁判所の記錄から抹消すると宣告した。

◇八十五名の虐殺事件

メキシコの片田舍トバスコ州ヴイラ・グレコ町で八十五名の虐殺事件があり、流石血腥い事件の多い同國でも問題となつた。事の起りはグレコ町長チヤプルス氏が一少女を誘拐した爲め、町民八十五名から私刑を加へられたが、地方長官ガリド氏は、この八十五名を逮捕のため軍隊を派遣した。暴徒の一團は山中に潜み、六日余も抵抗したが、歸宅すれば命はゆるすとの條件で降服するに至つた。然るにこの條件は反古となり、八十五名全部忽ち軍隊に捕へられたのみならず、町の大通りの並木にズラリと並べて絞殺、しかも死體に手をふれたものは死刑に處すとの告示で曝しものとなつてしまつた。そして、この事が同國の言論界の大問題となつた。

◇前科の數の世界的記錄

窃盗前科三十六犯といふローマ稀代の盗人アンヂエロ・ファシニは、最近やつと最後の刑期を終へて出獄したが、今度こそ改心したかと思ひきや、二週間も經たぬ間に自轉車三十六臺以上を盗み、一臺五圓平均に全部賣拂つてしまつた所をまた〳〵御用となり自轉車一臺について一ツ宛の判決を下され、一躍七十二犯の前科を肩書にすることゝなつた。そしていよ〳〵第三十七犯目の刑に服するはずだとは、前科の大記錄保持者中の一人たるを失ふまい。

矯正図書館



□作業時間短縮に對する私見

小田原　石澤信次

現在作業時間は餘りに長きに過ぎ、爲めに就業者の作業能率を反つて減殺せられ、作業教育上適當ならずとの理由で、昨年十二月より作業時間一時間を短縮し目下之が試行中である。之が成績に就ては試行後ならでは斷定し難いとは勿論であるが、一ヶ月の試行に對して私が私見を申述べることは甚だ早計ではあるが、直感した儘を書き連ねて見ることにした。

今回試行の作業時間の短縮は單なる勞働時間の短縮ではなく、之に依つて生じた餘剩時間を敎化時間として活用せらるる所に行刑上の意義があるのであつて、之に對しては何等異存のある筈はないのである。只之が普通丁年刑務所と少年刑務所と同樣一律に實行することが果して妥當なりや此の點に私は疑問を抱いたのである。

丁年刑務所の如く一日十一時間以上も殆ど間斷なく作業に從事し、讀書其の他の敎化時間の乏い所に於ては或る程度の作業時間を短縮して　其の餘剩時間を敎化の時間に利用することは作業敎育の點より見ても、又敎化の上より見ても誠に時宜を得たものであることを信ずるのである。

飜つて少年刑務所（特に當所）の現狀に就て考へて見度い。

抑も作業時間が長きに過ぎるであらうか、試みに十二月試行の作業時間を揭げて見ると朝の始業が七時五十分、晝食が十一時三十分、此の間の作業時間が三時間四十分で、晝食後の始業が十二時十分、晝間作業の罷業が午後四時であるが、當所は運動敎練の關係上三時に罷業するから、午後の作業時間が二時間五十分である。結局晝間の作業時間が六時間三十分になるが、此の作業時間中に、二時間（學級に依つてはそれ以內のものもある）の敎育時間があるから、晝間の作業時間は僅に四時間三十分に過ぎないのである。而も又此の四時間三十分の晝間作業の間に於て、入浴或に接見、又は個人敎誨等、種々なる事が爲さるゝのであるから、晝間の作業時間は四時間に足るや足らずやである。尤も夜間作業は更に三時間三十分はあるが、當所は種々なる事情の爲め何れも居房に於て麻工の如き職業訓練として、價値の乏しき作業に就業せしむるの止むなき狀態である。兎に角晝夜間作業を通じても作業時間は八時間に足らないのである。一月も同樣の作業時間であるが、朝の始業が八時になる譯である。

此の實際を考察するとき、私は少年刑務所の作業敎育は果して行刑敎化として價値つけることが出來得るであらうかと迷はざるを得ないのである。

一方敎育乃至敎化時間の點を考察して見るに、學科敎育が大體二時間（學級に依りそれ以內のものもある）運動敎練が一時間、夜間罷業後に於ける自習時間四十五分乃至一時間は每日實行されつゝある。それに今回の作業時間短縮に依る餘剩時間一時間が敎化時間として增加されたのである。其の外敎化方面にはラヂオの聽取、或は活動寫眞の觀覽、又は個人敎誨、此等の時間を計上するならば決して少ない敎化時間ではなからうと思ふ。晝間に於ける作業時間と比較するならば却つて敎化敎育の時間が多いと言ふも過言でない。勿論作業と言はず、所謂敎育と言はず、何れも行刑敎化を全ふせんが爲めの作業であり敎育であるから、何れの時間が長からうと短かからうと問題でないことは言ふまでもないことである。要は行刑敎化の最も大なるものに向つて猛進することが吾人の採るべき途であらねばならぬ。

そこで行刑と作業の關係を考へて見るならば、作業は行刑の要素たることは申すまでもない。又作業は行刑敎化の上にも偉大なる力あることも明瞭であらうと思ふ。『行刑の問題はとりもなほさず作業の問題である』とか『秩序ある作業强制は自由刑執行の本質であり、作業强制ありて玆に自由刑有し作業强制缺く所に自由存在せず』とさへも言はれて居る。又『勤勞作業は知的生活の表現であるが更に直接に意志活動の實現である。而して道德的生活は意志の世界に屬する限り勤勞作業と道德との關係は密接不離ならざるを得ない。道德の根本としての誠實とか忠實とか勤勉とか努力とかの德は作業の間に現はる。作業に依つて養はれる秩序とか正確とか注意の周到とか言ふ德も亦作業の間に培養さるるのである』と も敎育學者に依つて言はれて居る位作業は行刑敎化に於て亦一般敎育に於ても重大性を持つて居ることを考ふるとき、私は前述の如き作業狀態は餘りにも物足らなさを感ぜずには居られないのである。若し作業時間の長短は問題でなく要は作業能率にあるのであるとして考へて見ても、現在の狀態には滿足することが出來得ないのである。即ち勞働に從事するもの自由勞働者は勿論工場勞働者と雖も、勞働時間の八時間制或は九時間制などゝ口には叫ばれても、實際に實行されて居るもの幾何あるであらうか、假りに實際實行されたにしても行刑としての作業時間は必ずしも民間の勞働時間割を其のまま適用せねばならぬものとは考へ得られぬのである。又民間に於ける工場勞働者の現狀を見ても刑務所の比ではない。當地二三の民間工場に付て見ても朝の始業が六時又は六時三十分で罷業は五時三十分又六時が共通である。然るに前述せる如く刑務所の朝の始業が七時五十分或は八時罷業が三時四時などゝ言ふことは全

く考へ得ぬことではなからうか、然し刑務所は民間のそれとは同様に行けぬ事情もあるのではあるが、受刑者は將來社會の活舞臺に立つて一般勞働者と競爭せねばならぬものである以上、行刑中に於て一般社會のそれに近き勞働習慣を敎養することも行刑の義務であらねばならぬことも考へねばならないのであらう。又作業敎育職業訓練の點より考察するとき、朝八時頃より始業し晝食迄三時間半それも眞の三時間ではない其內には一二時間の學科敎育があるのである。又午後の作業時間二時それも亦午前同樣であるから殆んど作業の席の溫まることなく作業能率の絶頂時に達するの暇なく從つて作業に對する興味など喚起すること殆んど出來得ないのである。故に技能の進步なども殆んど望み得ないのである。それで就業者に對して作業督勵の言葉を與ふるとき彼等は時間がないので落ち付て仕事することも出來ず、思ふ樣な仕事も豫定の仕事も出來得ないことを異口同音に申述べるのである。作業時間の狀態を考へたとき如何にも其の通りであらうと肯かれるのである。勿論少年受刑者には敎育の必要なることは申すまでもないが、作業も亦敎育であり誠實とか忠實勤勉努力秩序正確注意の周到等の諸德が勤勞作業の間に培養し得らるゝものとするならば、行刑敎育として作業により以上の重點を置くことに依つて更に行刑效果を向上せしめ得るではなからうかと考へらるゝのである。現在の狀態では行刑敎育としての作業敎育に重點を置てあることは感じ憎い點が多々あるのである。何故ならば所定の作業時間が作業外の種々なる事情の爲め案外簡單に使用せらるゝの感がある。即ち監獄法施行規則第八十五條の敎育は別として敎化の爲めではあるが、活動寫眞の觀覽或はラヂオの聽取敎誨講話（免業日以外）又は入浴接見或は理髮等、何れも作業時間を利用せらるゝことが尠くない。又之が普通の樣にも考へられて居るではないかとさへ思はるゝのである。若し更に作業敎育に重點を置くならば此等の事柄は作業時間外或は免業日に於て爲すべく考究せられねばならないのであらう。

又一面敎育に就て考へて見度い。刑務所に於ける敎育（學科敎育）は社會の義務敎育のそれと同樣强制的である必要があるのであらうか私は此點にも疑問を抱いたのである。向學心の旺盛なるものは問題ないが、向學心なきものに對して敎育を强制してもそれ程效果は期せられないのである。現に今回試行の作業時間短縮に依る餘剩時間を敎化時間として種々なる方法を以て敎化に努めつゝあるのであるが、自習或は讀書の時間と指定し自習讀書を强制する場合向學心の强烈なるものは勿論悅んで自習讀書に專念するのであるが、然らざる者は强制せらるゝが爲め書籍に向つては居るが時間の長きに苦しむ者も尠くないであらう。故に從前に比し此の時間に於て假眠者の增加せることも事實であらうと思ふ。此等の點より考察しても刑務所に於ける敎育の强制は考慮の餘地あることを直感したのである。寧ろ向學心乏しき者に敎育を强制するよりも作業に專念せしめて作業敎育職業の訓練に力を致した方が更に效果的ではなからうか。

要するに、私は作業時間の短縮は丁年刑務所には最も必要にして且時宜を得たることと思ふが、少年刑務所には從前以上に作業時間を短縮するの必要を認め難い樣に直感したのである。寧ろ少年受刑者には從前以上作業に專念せしめ、（時間の延長ではない）而して職業の訓練に力を致し度いのである。現在の如く作業を二時間しては敎育又一時間作業しては敎育敎練と云ふが如き狀態では、作業に專念するの暇なく技能の熟達など望み得ないのであるから、此等の方法を更に適當に考究し度いことを付け加へて擱筆する。

□新制度と吾等の使命

青森　紫淵生

監獄法施行規則中の改正、假釋放審査協議會の新設等は吾等に對する實質的の重擔である。この二つの改正、一つの新律によつて吾々看守の存在もいよ〳〵現代行刑にならない重要性を多分に包含されたことを吾等は思はざるを得ない。

爾來吾等の職務たるや實に名狀すべからざる牢番に過ぎなかつたことは一般周知のことである。然れども時代の行刑思潮は何時までもそれを見のがしては居られない、此の如き新制度は吾々を一躍行刑の主柱に引立てゝしまつた、行刑の主柱たるし善意にも解釋することが出來る、若し吾々が彼等の一擧一動を些細なことゝ解釋して上司に報告せないとするならば何を以て假釋放審査なり假釋放協議會なるものゝ根據が生るべきかゞ疑問如き重要なる制度……即ち彼等の心理を探察して此等の重要機關に付議せしめ當嵌めるまでの責務が吾々看守の負擔であるからことは重且大である。舊來の陋習を墨守し牢番的意識によつてことに當らんか、この新制度たるや破滅に了らねばならない、故に此等の良制度を眞に導かんと欲するには先づ上下心を一にせねばならぬ。言を換へていふならば調和ということは最も大切と思ふ。

偶々吾々看守の權限の融和云々に就て先輩の御名論を誌上で拜見致しましたが實に御尤である。然し時代に適應した新制度と對照考察するとき大なる相違が生ずることも吾等は研考せねばならない。吾々の權限の融和といふとは吾々の常識如何である。職務の運用によつて惡意にもなるし善意にも解釋することが出來る、若し吾々が彼等の一擧一動を些細なことゝ解釋して上司に報告せないとするならば何を以て假釋放審査なり假釋放協議會なるものゝ根據が生るべきかゞ疑問

でならない、吾々はことの大小にかゝはらず彼等の一擧一動は常に上司に報告しその上々と報告されてこそ彼等が社會に近づき而して假釋放にもなるであらう。吾々が彼等の善惡を獨斷で解決しその良否を胸中に秘して居るものとしたならば、行刑の敎育化も社會化も零であり行刑の調和は勿論明るい行刑も不可能であらう。

惟ふに吾々は最早行刑の根幹であり而して彼等のバイロットであるが故に堅き信念を以て新制度を運用し、而して行刑の實を美しく熟せしめて一日も早く社會に送り歸すことは吾人の使命であらねばならぬ。

□今日の婦人の立場

吳　瀧川生

國家が今日のやうに多事多端な場合に臨んで其の關係者男子の方々ばかりに一任しておく譯には行かなく成りました。擧國一致女子も共に國論の統一を計りあらゆる國難の打開につとめなくてはなりません。無理に滿蒙に渡つて行かなくても內地に於てはよろしく國家的觀念を强くして國家多端な場合左傾的思想家の一人でも出ない樣特に母親の十分な注意が肝要です。

亦現在の國家に於て經濟狀態と言ふ事も深く考慮すべき婦人の立場ではないでせうか。

一國の富は一家の經濟より一家の經濟は主婦にあるのです。危機が迫つて苦しむ前に先づ生活の改善を計り此の不景氣に處するだけの自信力を養ひ一家經濟まで及ぼさなくて向上引いては國家經濟まで及ぼさなくてはなりません。主婦として先づ一家の生計を立てるには自分の家庭の收入を標準にして經濟を定めなければなりません。一家の收入には限りがあるものです。

併し支出と言ふものは之れに反して次から次へと限りがありません、先づ自分の生活は自分の收入の程度によつて生活しなくてはなりません。生活の程度を高めるには收入を高めねばならず、收入が減ればやつぱり生活程度も高く讀けて行く事が出來なくなります。よく廣い社會には他人の生活標準を以て自分の生活程度に定めて居る人がありますが、此等は何時か家庭經濟に行詰りを來すことになります、此の點は皆婦人の心掛け一つにあるのです、

兎角婦人は虛榮心の强いものですが、すべての婦人が此の虛榮を取去つてしまへば安樂な生活が出來ませう。此の國難にあたつて現日本の狀態として婦人なるもあまり飛んだ考へ違ひのなきやう致したいものです。其の樣に生活に餘裕ある人は此の場合他に活動すべき道はいくらでもあると思ひます。失業者の救濟貧困兒童の敎育に缺食兒童には榮養食を與へるとか國民上下擧つて今日の危急を救はなくてはなりません。

□信仰敎育に就て

青森　六浦生

米國のブロール氏は、千八百九十二年北米合衆國監獄局より出したる報告書に依り「只單に學校敎育のみにて信仰心なき者は眞の敎育者にあらず、而して信仰なき敎育法は犯罪者を減少する能はず」と主張した信仰心厚き人であつた。

今も尙氏の主張に肯首せざるを得ない。A刑務所收容者の學力程度を調するに左の如くである。（6・12・17）

專門學校卒業	四人
中學校卒業以上	一三人
尋常高等小學校卒業以上	一〇八人
尋常六年卒業	一三〇人
尋常一年程度以上	二〇人
無筆	二一人

由是觀之敎育を受けてゐる者が却つて多數を占めてゐるのである。

一體敎育なるものは其の人が先天的遺傳性本然性を有すと雖も、後天的陶冶の價値を見るは今更言を俟たないのである

然るに敎育を受けてゐる者にして比較的犯罪の數多きは今日の敎育法の缺陷より、寧ろ被敎育者の餘りにも智識の勝利、理論の討究にのみ馳せて、遂には他の人格を判定するに天秤の皿に載せ動もすればその人の言行に反抗し輕蔑するに至るが爲である。

これに就て私の學生時代に校長先生の日常の御敎訓を回想せざるを得ない。先生は輕い口調で「皆樣は勉强するに先だち何より大切なことは先生方の人格を信じてとりかゝることであります……」と。即ち信ずることはあらゆる物事を超越した尊い姿である。

彼の今小路式靜座法が岡田式と異る點は信仰的健康法をモットーとするにある。即ち手足その他の運動するにも決して力を入れないのは異彩を放つてゐる。力を拔いて自然法爾に動かす所に面白味があり、そこに無理な理窟の如き自我力が加つてゐないのである。その皮層に捉れない無我の態度こそ尊いものがある。

彼は常に「ブルナ」と云ふことを力說し學者ブルナ、紳士ブルナと。すべてブルところに傲慢があり偏倚がある。つひには自己の向上心を傷付け他人をのろうに至る。

親鸞上人は叡山の聖者ブルの愛想をつかして吉水法然師匠の許に敎を請ひ平凡な愚禿になつて喜ばれた。恰も無我の信仰が彌陀のやるせない本願力に乘托するものの心境であらう。斯の如き無我の信仰を根柢として何事を處するも決して誤はなく目に一丁字なきを悲しむに足らない。正宗の名刀は持つ人の腕によるとかや、信仰なき敎育者は却つて敎育せざるにまさるが如き慨を見るのである。

故にブロール氏の力說するが如く信仰なき敎育者は身を誤るとするも過言ではない。信仰なき敎育は眞の敎育にあらずとは宜なるかなである。今更信仰と敎育との密接不離なる關係を感ずると共に何事をなすにも信仰のネグレクトを痛感する次第である。

刑政第45巻第2号
矯正図書館

家庭の頁



節分の縁起話

一般にひろまつたのは

江戸時代のこと

節分は何時ごろからはじめられたかといへば、今から五百四十年前の應永年間で昔々文武天皇のころ疫病が流行して死ぬ人が多いので、この日御殿で公達が陰陽師に祭文をとなへさせ手に桃の弓あしの矢をつがへて、黄金四目の假面をかぶり、ほことたてとを持つた赤い著物の大舎人をおひ拂つて鬼やらひをしたといふ儀に始つてゐる、この儀式は中世以後一時衰を消したが後に變形されて公家、武家、町家などで行はれるやうになつた。

◇

節分の夜に豆をまいて赤鬼青鬼の惡漢どもを退散するのは神佛の信仰にもよるが

鬼は外福は内へといりまめのまめで今年も年をとり升

といふ賀茂季鷹の歌に緣起をかついだもので、また穀物は人の命をたもつ神秘的な力があるから、豆の力で厄拂ひするといふ信仰といま一つは鬼の兩眼を豆で射つぶすといふ茶話からも出てゐる。

◇

「福は内、鬼は外」と聲高らかに唱へたのは、それから六十年もあとのことで門戸にひいらぎやいわしをさしたのはざつと千年前である、ひいらぎを用ひたのは、この木の葉にはとげがあり、かつ生命の木とされてゐるので、これで一歩も鬼を入らせまいといふ迷信が生んだものである、いり豆や錢を乞食や厄拂ひ男にやるのは、四百年前のことで

これが年中行事として一般にひろまつたのは、江戸時代の元祿年間である。

◇

豆をいるには各地方でそれ〴〵異つた呪文を唱へる遠州見付では「やいこかしの候ながながとおんまい申す隣の婆さんへをひつた、しやらくさい、ふん」

といふ馬鹿げたことを笑はずに唱へ、またある地方では厄年の男が人目を忍んで四辻に豆と錢と古い褌とを棄てると厄が拂へるといふ面白い風習もある、

感冒や喘息に効く

金柑、橙 柚子の用ひ方

◇金柑は感冒や咳嗽に用ひられて居ります。その作り方は金柑の大きいのを八個ほど水

一合五勺に入れて半分位に煮つめ、それに生ネギをきざんで（根から一寸五分あるひは二寸）入れ砂糖も少々加へて熱い中に飲むのです、一番よいのは寢る時に飲むか、あるひは入浴後に飲んで直ぐ寢るのです。麻疹には砂糖と一緒に煮てその汁を飲むとよろしい、

◇橙も柚子も金柑と同じ方法で用ふるのですが初め熱い砂糖湯に橙あるひは柚子を切りまして絞り汁を入れて飲むのが簡單です。これを飲んでをれば冬は感冒の豫防になりますし、たとひ風邪を引かないでも外出の時にはこれを飲んで出れば體があたゝかでよろしい。また橙、柚子は調理法の外に消化催進藥として用ひられます。

◇喘息に橙を三個と千椎茸または生の椎茸二個、氷砂糖二十匁、水一升を煮て半分とし一日四回湯呑へ大根を輪切りにしたものを三つばかり入れて二杯位飲みます。これを一ケ月も續けると喘息は餘程輕くなります。

◇

蜜柑の

罐詰や壜詰は

かうして作る

季節違ひの珍好物に

蜜柑を自分で、罐詰や壜詰にするのも面白いでせう、その一方法を申上ますと、先づ大粒で新鮮なのを選んで（外皮は惡くまた瘤があつても構ひません）

…外皮を…手でむき、筋をとつて直ちに水に入れます、別に苛性曹達五匁を水一升に溶かしてその液を瀬戸鍋で沸騰させておき、金杓子で水の中に浸してある蜜柑をすくひ揚げて水をきり、沸騰してる曹達液に三十秒位浸します、かうすると奇妙に袋の皮は溶けてなくなりますから、直ちに金杓子ですくひ揚げ、冷水の中へ入れて水を取替へながら殘つた筋を丁寧に洗ひますこの際蜜柑を笊に入れたまゝ沸騰曹達液に浸し時間が來たらすぐ取り出してなるべく

…素速く…水に浸し洗流すやうにすれば尚宜しい、さて次に更に一パーセント位の酒石酸液（水一升に四匁八分溶かす）の中に暫く浸して後充分水洗して籠にとり水をきります、次に水六合に白砂糖百匁溶した冷い砂糖液をつくりその中へ蜜柑を一晩浸して置く、翌日半リットルの貯藏びんに適當につめ昨日用ひた砂糖液を布こしして更に砂糖百匁位加へて溫めて溶し、卵の白味一個分を攪きまぜながら入れて熱を高め、後靜かに置きますとアクが全部卵の白味の塊にまじつて

…浮上り…ますからそれを布漉して、その液をびんの中へ適當に入れて二十分位殺菌します、原料一貫目あればおよそ半立びん四本は出來ますからして置けば翌年晩春から

夏へかけて季節違ひの珍好物としてそのまゝ頂いてもまた密豆等へまぜてもよく見た目も大變美しいから、氣の利いた食物になるでせう、苛性曹達を用ふるには決して指先や衣類等が觸れないやうに（腐蝕されますから）もし觸れたら水で充分洗へばよく、又は酢で洗つてもよろしい。

鹽の效果

便利で實用的なことばかり

鹽の效果については人が知り過ぎてゐるやうで、その實かへつて知られてゐないことが多い、以下あぐるものはいづれも主婦の心得てゐて便利な實用的のものばかりである。

◇飯を炊くには　飯に鹽を入れて炊くと半煮え等の出來そこなひなく飯の量を增し且すこぶる風味をよくする、麥飯には白米より少し多く鹽を入れると殊に味がよくなる、外米に鹽を入れて炊くと惡臭がなく、ほとんど日本白米同樣に美味く食べられる。

◇豆腐を煮るには　豆腐は少し長く煮るとかたくなるが鹽を入れるとかたくならないばかりでなく非常に風味を增し且腐敗しない。

◇卵を保存するには新鮮な卵の小さい端の方を下にして鹽の中に詰る、但し卵は相互に接觸せぬやう、箱の底には小さい穴をあけ水分を排出させること。

◇野菜の色を保存するには　青物を煮る水に少し多くの鹽を加へ、なほふたをせずにおくと野菜は長く青々しい色を保つ。

◇キノコの善惡を判斷するには　キノコのエラに少し鹽をふりかけてみて黑くなつたら食用になり、黃色になつたら有害である。

◇甘藷を燒くには甘藷を燒く前に十分間鹽水で煮ると燒けるのが早くて美味しい。

◇魚の鱗をたやすくとるには最初鱗のちゞれるまで、魚の上にあつい鹽水をそゝぎその刹那にかき落とし次につめたい鹽水で洗ふ。

◇魚をフライにする時　小鍋に少しばかりの鹽をふりかけておいて魚をフライにすると魚は鍋にねばりつくことなく油の飛び散ることもない。

◇火を消すには　火の用心に鹽水をバケツへ一杯位常にそなへておくといゝ、鹽の多い程結構である。火の燃え始めた時にはこれが非常に效果がある。萬一煙突から火の出る恐れある時は、かわいた鹽をストーヴに投げ入れるとよい

◇はうきと齒楊枝の長持には　使用前に新らしいはうきなり齒楊枝なりを熱い鹽水につけると殆んど二倍も長持する。

◇アリの驅除には　戸棚などからアリを驅除するには充分にその場所をふき、こまかな鹽をふりかけておくとアリが見えなくなる。

◇ガラス器を丈夫にするには　初め冷水に入れ鹽を加へ徐々に煮沸しまた徐々にさます。

◇炭火を長持させるには　火がおこつたらその上に鹽を少々ふりかけておくと別に注意せず炭火は數時間燃え續く。

◇臺所の流しを清潔にするには　一週間に一二度流しや下水に熱い鹽水をそゝぐと惡臭が失せて清潔になる。

敍任辭令

二級　司法省衞生官　芥川信
全　司法書記官　森山武市郎
三級　司法屬　山本作藏
四級　全　土橋惣太郎
全　全　井川信一
全　全　山本銓吉
全　全　金田榮三郎

二級　典獄　所長　渡部新平（千葉）
全　同　長谷場圭介（三重）
五級　同　森鳶吉（宮崎）
全　同　渡邊播太郎（網走）
全　同　淺間德三郎（高松）
四級　典獄補　所長　寺澤政郎（盛岡少年）
五級　典獄補　支所長　神本直助（佐賀支所）
全　同　關　毅（福井支所）
六級　同　同　出口米吉（鳥取支所）
全　同　同　藤井武利（浦上支所）
四級　保健技師　到津要
五級　同　左座金藏

五級　保健技師　曾川良貞
全　全　平川浩一
六級　全　三井文夫
全　全　杉下學人
全　全　佐々木豐茂
七級　全　新海鐵義
八級　全　岡本主計
全　全　大澤讓
九級　全　八次佐吉
十級　全　藤井惠照
三級　教誨師　龍富祐照
四級　全　香川千巖
六級　全　常盤隆澄
全　全　湧水玄痴
全　全　吉留義憲
全　全　脇坂澄晃
全　全　岡田敎准
九級　全　福島彰信
十級　全　加藤敎榮
八級　全　塚本良讓
全　全　藤川孝學
全　作業技師　小川岩松
全　全　工東寅信
九級　全　江澤經雅
（十二月二十二日）
三級　看守長　島山雲平
四級　全　野手甚之助
四級　看守長　西鄕民吉
全　全　井上松太郎
全　全　太田彥次
全　全　寺嶋太作
全　全　福山福太郎
（十二月二十六日）
任典獄（市ヶ谷）六等四級　屬兼書記　高柳貞一郎
（十二月二十四日）
願免　典獄　高柳貞一郎
（十二月二十六日）
八王子轉勤　看守長　鈴木環（秋田）
秋田轉勤　全　小澤傳藏（宮城）
宮城轉勤　全　阿部年吉（山口）
山口轉勤　全　關谷源太郎（松山）
任看守長（松山）九級　看守　福山家賢（熊本）
免本職前橋轉勤　看守長　佐藤忠一（二見岡支所）
任二見岡支所長　看守長　神谷勇治（網走）
任看守長（網走）五十三圓　看守　西村孝平（札幌）
免本職濱松支所轉勤　看守長　支所長　宮田長之助（堺支所）
任看守長（堺支所大阪兼）八級　看守　大森忠雄（岡山）

静岡轉勤　看守長　川口隆(大阪)
任看守長(大阪)九級　看守　西村勇(市ヶ谷)
飯田支所轉勤　看守長　小船房吉(網走)
任看守長(網走)十級　看守　川村卓郎(青森)
神戸轉勤　看守長　船津敏(佐賀支所)
免本職佐賀支所轉勤　看守長　主稅鐵雄(平戸支所)
任看守長平戸支所長八級　看守　田代五郎(熊本)
免本職三重轉勤　看守長　支所長　蕨勝熊(嚴原支所)
任嚴原支所長　看守長　北岡重民(福岡)
福岡轉勤　看守長　太田彦治(鹿兒島)
任看守長(鹿兒島)九級　看守　川上光治(大阪)
松江轉勤　看守長　井上松太郎(奈良)
奈良轉勤　同　田畑明照(京都)
免本職京都轉勤　看守長　支所長　畠山雲平(吳)
任看守長吳支所長廣島俸五十三圓　看守　黒川武(金澤)
免本職秋田轉勤　看守長　支所長　橘井吉次(大通)
任大通支所長　看守長　佐藤惠(釧路)

任看守長(釧路)十級　看守　小泉泰衛(青森)
秋田轉勤　看守長　高橋又兵衛(札幌)
札幌轉勤　同　増山喜三郎(函館)
免本職函館轉勤六十圓　支所長　小野寺壽雄(大館)
任大館支所長　看守長　佐藤彌市郎(千葉)
千葉轉勤　同　古屋盛安(豊多摩)
任看守長(豊多摩)九級　看守　鈴木隆夫(市ヶ谷)
免本職網走轉勤　看守長　支所長　高橋龜治(室蘭支所)
任看守長室蘭支所長十級　看守　高橋七郎(宮城)
免本職北海少年轉勤　看守長　支所長　後藤孝治(汐見町支)
任看守長汐見町支所長五十三圓　看守　源數一(市ヶ谷)
松山轉勤　看守長　高橋龜太郎(奈良)
奈良轉勤　同　三並丹治(松山)
任看守長(静岡)八級　看守　岡田峯吉(豊多摩)
(大阪)四十七圓　綿野静三郎(静岡)
(樺太支所)九級　河村信市(釧路)
(函館)五十三圓　中克己(小菅)

任看守長(市ヶ谷)九級　看守　今里末作(長崎)
任司法屬(行刑局)五級　看守長　支所長　鹽見市郎(德山支所)
任看守長橘通支所長四級　司法屬　小島耕一(行刑局)
任司法屬(行刑局)三級　看守長　支所長　武藤亘(松本支所)
免兼官任松本支所長三級　司法屬　津久井作司(行刑局)
任下關支所長　看守長　支所長　喜多義一(橘通支所)
任德山支所長(山口兼)　看守長　支所長　緒方安章(下關支所)
(十二月二十四日)

五級　看守長　橘井吉次(秋田)
田畑明照(奈良)
長谷川清十郎(小倉支所)
佐藤忠一(前橋)
小船房吉(飯田支所)
森田明行(大阪)
朝岡晴光(同)
阿部新市(静岡)
關谷源太郎(山口)
柴田雄治(大阪)
木村元吉(前橋)
玉木泰作(長野)
高崎又市(大阪)

五級　看守長　宮田長之助(濱松支所)
徳田安溫(福岡)
田中松造(岩國少年)
高井辰之丞(名古屋)
松本稻城(德島)
佐々木盛(釧路)
鈴木環(八王子少年)
富永久一(高田支所)
稻垣正一(岡山)
成瀬正太郎(中村支所)
七十圓　上路甚三郎(松山)
齋藤宇作(静岡)
佐藤憲(大通支所)
中村太郎彦(長崎)
本庄吉助(平支所)
永野弘兄(宮崎)
羽田野直(福岡)
菊地信之丞(神戸)
松本篤(熊本)
藪本安次郎(大阪)
六十七圓　永谷近(沖縄)
石野良之助(横濱)
泉久造(宮城)
須摩卓一(岩國少年)
北村騎一郎(岡山)
七級　青木柳吾(札幌)
松田治郎七(田邊支所)
大塚勝馬(廣島)

七級　看守長　三島匠(滋賀)
橋本義二(奈良)
伊藤文平(前橋)
石川伊三郎(岐阜)
山田利助(四日市支所)
伊藤駒市(高松)
徳永方作(長崎)
佐藤三郎(札幌)
高田苗治(京都)
生田重德(大阪)
落合重太郎(奈良)
押谷彦三郎(姫路少年)
西久保清(八代支所)
遠藤勝三郎(小田原少年)
土谷正光(市ヶ谷)
岡井定男(奈良)
藤本政一(廣島)
奥田將(甲府)
立石晋作(千葉)
野崎茂七(中津支所)
大森佐登美(市ヶ谷)
高木初二(七尾支所)
柳地卯平(福岡)
吉田太郎(御嵩支所)
馬場敬藏(福江支所)
坂野つる(宮城)
五十七圓　岩本キン(熊本)
岩花辰次(市ヶ谷)

五十七圓看守長　大坪春治(市ヶ谷)
小室利市(高知)
主稅鐵雄(佐賀支所)
岡田悌一(甲府)
阿部友藏(札幌)
渡邊進(神戸)
飯村清司(前橋)
大前彙助(神戸)
柏榮樹(網走)
矢島國男(大阪)
宮城昇(岡崎)
長谷川幹雄(川越少年)
儀間實獲(平良支所)
山本祐助(大阪)
大木清市(熊本)
齋藤良介(青森)
岡村保容(巢鴨)
堤鐵藏(小菅)
小久保義晴(豊多摩)
松野岩吉(巢鴨)
松本貞男(久留米)
吉田益雄(小菅)
永岡三市(高松)
横山和義(市ヶ谷)
芝哲朗(金澤)
九級　彌永熊雄(巢鴨)
浦口市之進(大阪)
長谷場正壽(巢鴨)

九級　看守長　美谷島正雄（廣　島）
四十七圓仝　清　庸　三（青　森）
（十二月二十六日）
七十圓　看守長　楠本順作（横　濱）
仝　仝　武田正平（大　阪）
七級　通譯　西　榮（横　濱）
（十二月二十五日）
五級　看守長　内山隆治（小田原少年）
（十二月二十六日）
任典獄（金澤）六等四級（願免）
裁判所書記　富山地檢監
河　越　義　治
（昭和七年一月七日）
一級（願免）司法屬　大原虎夫（行刑局）
（一月八日）
任沼津支所長
看守長　岡田峯吉（靜　岡）
免本職靜岡轉勤
看守長　支所長　古川英一（沼津支所）
（一月十一日）
德島轉勤　看守長　橋本義二（奈　良）
奈良轉勤　仝　市原福馬（德　島）
五級　保健技師　菊地龜雄（姫路少年）
仝　仝　西野泰珉（中京區支所）
七級　仝　清水信讓（松　山）
一級　敎誨師　土倉是空（巢　鴨）

七級　敎誨師　佐竹靈瑞（高　知）
（一月十二日）
一級（願免）看守長　渡邊藤吉（靜　岡）
二級（仝）　仝　石井修司（神　戸）
三級（仝）　仝　梅津幸市（濱松支所）
仝　仝　松野八藏（飯田支所）
仝　仝　内田德三郎（和歌山支所）
仝　（仝）　田中福次（樺太支所）
仝　（仝）　吉田儀之助（函　館）
四級（仝）　仝　赤地馬之助（八王子少年）
六級（仝）　仝　上　田　勝（市ヶ谷）
任飯田支所長
看守長　小船房吉（飯田支所）
任濱松支所長
典獄補　井澤實猛（豐多摩）
免本職豐多摩轉勤
典獄補　支所長　奥村輝（福島支所）
任宮城所長一級（願免）
典獄　所長　屋山朝太郎（京　都）
任札幌所長一級（仝）
仝　松本一次（神　戸）
任長崎所長二級（仝）
仝　中村基吉（福　岡）
三級（仝）
仝　松野良太郎（松　江）
免本職長崎勤務三級
仝　小船房吉（飯田支所）
免本職宮城勤務三級
坂梨森太郎（宮　城）
北海少年所長札幌兼務一級
典獄　所長　谷内庄太郎（札　幌）
任福岡所長
仝　佐野佳夫（熊　本）
任熊本所長
仝　戸田作造（滋　賀）
任滋賀所長
典獄補　末光柴平（大　阪）
免本職大阪轉勤
典獄補　支所長　神本直助（佐賀支所）
任佐賀支所長
仝　藤井武利（浦上支所）
任神戸所長
典獄　所長　柳原鐵平（函　館）
任函館所長
仝　宮崎德安（青　森）
任青森所長
仝　齋藤弘（岩國少年）
任岩國少年所長
典獄補　所長　武田又市（八王子少年）
任八王子少年所長
仝　金澤公炳（北海少年）
任京都所長
典獄　所長　長谷場圭介（三　重）
任三重所長
仝　長山又四郎（奈　良）
任奈良所長
仝　藤居嶽（長　野）
任長野所長
仝　渡邊播太郎（網　走）

任網走所長
典獄補　柴田常次郎（神　戸）
任松江所長
典獄補　支所長　松本虎吉（北區支所）
任典獄高崎支所長七等七級　十九日願免）
看守長　坪野松爲三郎（前　橋）
任典獄（秋田）七等七級（仝）
看守長　賀内利吉（秋　田）
任典獄（札幌）七等七級（仝）
仝　松山邦助（北海少年）
任典獄補（靜岡）七等六級（仝）
仝　山岸治雄（靜　岡）
（一月十八日）
任長崎所長五級
典獄　小橋川昭慶（長　崎）
任宮城所長五級
典獄　坂梨森太郎（宮　城）
任札幌所長兼北海少年所長三級
典獄　所長　谷内庄太郎（北海少年）
任高崎支所長前橋兼務
看守長　高　橋　健（前　橋）

朝鮮總督府典獄　中橋政吉（京　城）
陞級高等官三等
朝鮮總督府典獄　岡　友　道（平　壤）
陞級高等官三等
五級俸下賜
補平壤刑務所長
朝鮮總督府保健技師　山上勘三郎（海　州）
給五級俸
朝鮮總督府看守長　長沼房吉（公　州）
四級俸下賜　願ニ依リ本職ヲ免ス
朝鮮總督府敎誨師　桑原貫一（京　城）
四級俸下賜　願ニ依リ本職ヲ免ス
朝鮮總督府敎誨師　佐々木鴻文（大　邱）
四級俸下賜　願ニ依リ本職ヲ免ス
朝鮮總督府典獄　中橋政吉（京　城）
三級俸下賜　依願免本官
朝鮮總督府典獄　岡　友　道（平　壤）
四級俸下賜　依願免本官
朝鮮總督府典獄　不動藤太郎（釜　山）
三級俸下賜　依願免本官
朝鮮總督府典獄　寺川鎭次郎（光　州）
平壤刑務所長心得ヲ命ス
朝鮮總督府典獄　藤村喜一（公　州）
補光州刑務所長
朝鮮總督府典獄補　金子義亮（群　山）
補公州刑務所長
朝鮮總督府看守長　林丙勳（京　城）
京城刑務所長事務取扱ヲ命ス
朝鮮總督府看守長　長谷場芳介（釜　山）
釜山刑務所長事務取扱ヲ命ス
朝鮮總督府看守長　鈴木園吉（群　山）
全州刑務所群山支所長事務取扱ヲ命ス
朝鮮總督府典獄補　石川亥之松（平　壤）
朝鮮總督府典獄補　久保他一（咸　興）
咸興刑務所在勤ヲ命ス
朝鮮總督府看守長　久保他一（元　山）
任朝鮮總督府典獄補
敍高等官七等　五級俸下賜
朝鮮總督府典獄補　石川亥之松（平　壤）
仝　久保他一（咸　興）
依願免本官（各通）
朝鮮總督府看守長　李雨均（平　壤）
給二級俸　依願免本官
朝鮮總督府看守長　朴基榮（西大門）
兼通譯生
給二級俸　依願免本官竝兼官
朝鮮總督府看守長　馬場讓藏（海　州）
給四級俸　依願免本官
朝鮮總督府看守長　長沼房吉（公　州）
給五級俸
朝鮮總督府看守長　山下良右衛門（西大門）
兼朝鮮總督府　屬（覺法部）
任朝鮮總督府典獄
敍高等官七等　七級俸下賜
補釜山刑務所長
朝鮮總督府典獄補　小丸源左衛門（開城）
任朝鮮總督府典獄
敍高等官七等　八級俸下賜
補開城少年刑務所長
朝鮮總督府看守長　石川亥之松（平　壤）
任朝鮮總督府典獄補
敍高等官七等　五級俸下賜
平壤刑務所在勤ヲ命ス
朝鮮總督府看守長　久保他一（元　山）
任朝鮮總督府典獄補
敍高等官七等　五級俸下賜

昭和六年十二月中入出監並在監人員

△ ハ減

Prison Population during the Month of December, 1931

		越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者		42,009	4,672	4,428	42,253	42,009	41,188	244	1,065
被疑者		197	1,366	1,463	100	197	127	△ 97	△ 27
刑事被告人		5,141	3,491	3,990	4,642	5,141	4,634	△ 499	8
労役場留置者		602	965	1,062	505	602	481	△ 97	24
乳兒		9	4	6	7	9	7	△ 2	0
總計	男	47,207	10,279	10,708	46,778	47,207	45,699	△ 429	1,079
	女	751	219	241	729	751	738	△ 22	9
	計	47,958	10,498	10,949	47,507	47,958	46,437	△ 451	1,070

備考　内朝鮮人受刑者　男 1,766人　女 4人　刑事被告人　男 148人　女 1人　被疑者　男 4人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名		受刑者	被疑者	刑事被告人	計
中華民國	男	145	1	14	160
	女	1	—	—	1
北米合衆國	男	—	—	—	—
佛蘭西	〃	—	—	—	—
露西亞	〃	2	—	—	2
ポルトガル	男	1	—	—	1
伊太利	〃	—	—	—	—
總計	男	148	1	14	163
	女	1	—	—	1

矯正図書館

刑政第45巻第2号

昭和六年十二月末日在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of December, 1931

備考　×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			労役場留置者 Prisoners in "Roe-kijo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳児 Rebies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	902	—	902	—	—	—	—	—	—	—	—	—	902	—	902
市谷 Ichigaya	84	4	88	×41 1,177	× 1 33	×42 1,210	47	1	48	—	—	—	1,349	39	1,388
豊多摩 Toyotama	1,192	—	1,192	— 290	— 4	×— 294	2	—	2	—	—	—	1,484	4	1,488
巣鴨 Sugamo	1,895	—	1,895	— —	— —	— —	1	—	1	—	—	—	1,896	—	1,896
横濱 Yokohama	688	1	689	— 132	— 1	— 133	19		19	—	—	—	839	2	841
千葉 Chiba	862	—	862	× 1 56	— 4	× 1 60	7	—	7	1	—	1	927	4	931
水戸 Mito	531	—	531	— 60	— 4	— 64	19	—	19	—	—	—	610	4	614
宇都宮 Utsunomiya	517	173	690	— 22	— 2	×— 24	1	—	1	—	—	—	540	175	715
前橋 Maebashi	978	—	978	— 36	— 3	— 39	6	—	6	—	—	—	1,020	3	1,023
静岡 Shizuoka	1,003	—	1,003	× 1 116	— 1	× 1 117	10	—	10	—	—	—	1,094	4	1,098
甲府 Kofu	535	—	535	× 1 22	— 5	× 1 27	6	—	6	—	—	—	564	5	569
長野 Nagano	744	—	744	— 43	— 3	— 46	3	—	3	—	—	—	790	3	793
新潟 Niigata	691	—	691	— 38	— —	— 38	7	—	7	—	—	—	736	—	736
京都 Kyoto	755	135	890	— 119	— 3	— 122	16	—	16	—	2	2	890	140	1,030
大阪 Osaka	3,386	1	3,387	× 1 425	— 13	× 1 438	38	—	38	—	—	—	3,850	14	3,864
神戸 Kobe	1,571	—	1,571	— 176	— 2	1 178	18	—	18	—	—	—	1,765	2	1,767
奈良 Nara	701	—	701	× 1 18	— —	× 1 18	1	—	1	—	—	—	721	—	721
滋賀 Shiga	505	—	505	× 2 16	— —	× 2 16	2	—	2	—	—	—	525	1	526
徳島 Tokushima	597	5	602	— 15	— 2	— 7	6	—	6	—	—	—	618	7	625
高松 Takamatsu	1,038		1,038	— 24	× 1 2	× 1 25	—	—	—	—	—	—	1,062	2	1,064
高知 Kochi	706	9	715	— 30	— 1	— 31	9	—	9	—	—	—	745	10	755
名古屋 Nagoya	1,680	7	1,687	× 2 281	— 4	× 2 186	15	—	15	—	—	—	1,879	11	1,890
三重 Mie	627	1	628	× 3 33	— × 1	× 3 34	1	—	1	—	—	—	664	2	666
岐阜 Gifu	685	—	685	— 27	— 1	— 28	2	—	2	1	—	1	715	1	716
金澤 Kanazawa	814	—	814	— 97	— —	— 97	5	—	5	—	—	—	916	—	916

矯正図書館
刑政第45巻第2号

廣島 Hiroshima	1,501	80	1,581	× 3 187	— 4	× 3 191	10	1	11	1	1	2	1,702	86	1,788
山口 Yamaguchi	738	—	738	— 72	— 1	— 73	7	0	7	—	—	—	817	1	818
岡山 Okayama	983	—	983	× 9 35	— —	× 9 35	19	1	20	—	—	—	1,046	1	1,047
松江 Matsue	940	—	940	× 5 45	— 4	× 5 49	4	—	4	—	—	—	994	4	998
松山 Matsuyama	655	—	655	× 1 122	— 2	× 1 124	13	—	13	—	—	—	791	2	793
長崎 Nagasaki	885	1	886	× 1 93	— 1	× 1 94	4	1	5	—	—	—	983	3	986
三池 Miike	—	—	—	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡 Fukuoka	1,893	—	1,839	× 9 127	— 1	× 9 128	7	—	7	—	—	—	2,036	1	2,037
大分 Oita	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本 Kumamoto	1,187	80	1,267	× 3 51	— 4	× 3 54	12	1	13	—	—	—	1,253	84	1,337
鹿兒島 Kagoshima	533	—	533	— 53	— 4	— 57	9	—	9	—	—	—	595	4	599
宮崎 Miyazaki	864	—	864	× 2 38	× 1 2	× 3 40	11	—	11	—	—	—	915	3	918
沖繩 Okinawa	266	9	275	× 1 26	— 2	× 1 28	20	—	20	—	—	—	313	11	324
宮城 Miyagi	1,331	40	1,371	× 1 94	— 2	× 1 96	23	2	25	—	—	—	1,449	44	1,493
福島 Fukushima	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形 Yamagata	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田 Akita	693	—	693	— 77	— 2	— 79	29	5	34	—	—	—	799	7	806

青森 Aomori	283	—	283	— 26	— —	— 26	13	1	14	—	—	—	322	1	323
札幌 Sapporo	1,279	34	1,313	× 1 139	— 1	× 1 140	35	—	35	1	—	1	1,455	35	1,490
函館 Hakodate	487	1	488	× 3 28	× 1 —	× 4 28	3	—	3	—	—	—	521	2	523
網走 Abashiri	580	—	580	— —	— —	— —	2	—	2	—	—	—	582	—	582
釧路 Kushiro	247	—	247	× 1 6	— —	× 1 6	5	—	5	—	—	—	259	—	259
小田原（少年） Odawara (for juvenil delinquents)	308	—	308	— —	— —	— —	1	—	1	—	—	—	309	—	309
川越（同） Kawagoe(ditto)	307	—	307	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	307	—	307
姫路（同） Himeji (ditto)	600	—	600	— 76	— —	— 76	7	—	7	—	—	—	683	—	683
岡崎（同） Okazaki(ditto)	192	—	192	× 2 63	— 4	× 2 67	—	—	—	—	—	—	257	4	261
岩國（同） Iwakuni(ditto)	358	—	358	— 1	— —	— 1	1	—	1	—	—	—	360	—	360
久留米（同） Kurume (ditto)	385	—	385	× 1 26	— —	× 1 26	4	—	4	—	—	—	416	—	416
盛岡（同） Morioka(ditto)	218	1	219	— 11	— 2	— 13	9	—	9	—	—	—	238	3	241
北海（同） Hokkai (ditto)	165	—	165	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	165	—	165
八王子（同） Hachioji(ditto)	106	—	106	— 1	— —	— 1	3	—	3	—	—	—	110	—	110
總計 Sum Total	41,671	582	4,2253	× 96 4,515	× 4 127	× 100 4,642	492	13	505	4	3	7	46,778	729	47,507

矯正図書館
刑政第45巻第2号

矯正図書館

廣告

正木亮氏著

新刊

行刑上の時事問題

□四六版百七十頁□
□定價金八十錢□

行刑の改良は理論と輿論と經驗との綜和によつて生れる。そこに行刑改良の困難があるのである。行刑改良の主張のむつかしさはそこにあるのである。

改良主張は行刑の尖端を走るものである。しかし、その主張が理論と離れ、輿論と遠ざかり、さうして實際と關係のないものであれば、その主張は三文のねうちもなくなる。

著者はこの關係を重要視して理論の爲めに各種の刑事書を渉獵した。輿論の爲めに新聞記事を細かく探及した。實務の爲めに行刑の實際を洞察した。それらを綜合して毎月刑政誌の巻頭に行刑改良の主張を續けること玆に十年に及んだのである。

著者の主張は既にその幾部が實行にうつされたものもある。しかし、その多くは未解決のままに殘され、而もその多くは現下の行刑論の起點を爲しつゝあることだけは認めねばならぬ。

——鹽野行刑局長序文の一節——

本書は司法書記官正木亮氏が、大正十四年以來刑政誌上に巻頭言として發表せられし行刑上の主張を蒐集したるものである。然して本書によつて生ずる利益は司法保護事業大日本教化會に贈與し、同會に於いては之を不起訴處分に附せられたる被保護者の保護費に充當せんとするにある。本書の價値は玆に言ふまでもない、進んで右の主旨に贊する大方の清鑒を希望する次第である。

發行所
刑務協會
東京市麹町區日比谷一町目一番地
電話銀座三六三四番
振替東京二五〇五九番

刑法並監獄法改正調査委員會總會決議及留保條項（刑法總則）（未定稿）

一、本決議及留保條項ハ昭和六年十月九日ヨリ同年十二月十八日ニ至ル間ニ開會シタル刑法竝監獄法改正調査委員會總會ニ於ケル決議及留保條項ヲ示ス

（昭和七年一月卅日發表）

刑法

第一編　總則

第一章　法例……一
第二章　犯罪……三
第三章　未遂犯……四
第四章　共犯……五
第五章　刑……五
第六章　刑ノ適用……一〇
第七章　累犯……一四
第八章　競合犯……一五
第九章　不定期刑……一六
第十章　執行猶豫……一七
第十一章　宣告猶豫……一九
第十二章　假釋放……一九
第十三章　刑ノ時效……二一
第十四章　刑ノ消滅……二一
第十五章　保安處分……二二

第十六章　保護觀察……二五
第十七章　期間……二六
留保條項……二七

刑法

第一編　總則

第一章　法例

第一條　本法ハ何人ヲ問ハス帝國內ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス
帝國外ニ在ル帝國ノ艦船又ハ航空機內ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付亦同シ

第二條　本法ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

一　皇室ニ對スル罪
二　內亂ニ關スル罪
三　外患ニ關スル罪
四　阿片煙ニ關スル罪
五　通貨僞造ノ罪
六　有價證券僞造ノ罪
七　文書僞造ノ罪中第二百二十七條乃至第二百三十一條ノ罪竝第二百三十一條及第二百三十一條ノ罪ノ未遂犯
八　印章僞造ノ罪中第二百三十八條第二項、第二百三十九條第二項及第二百四十條第二項ノ罪ノ未遂犯
九　風俗ヲ害スル罪中第二百五十一條及第二百五十二條ノ罪
十　略取及誘拐ノ罪

十一　治安維持法ノ罪
十二　軍機保護法ノ罪
十三　印紙犯罪處罰法第一條及第二條ノ罪

第三條　本法ハ帝國外ニ於テ死刑又ハ無期若ハ長期三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ該ル罪及其ノ未遂犯ヲ犯シタル帝國臣民ニ之ヲ適用ス

第四條　本法ハ帝國外ニ於テ帝國臣民ニ對シ前條ニ記載シタル罪ヲ犯シタル外國人ニ之ヲ適用ス但シ犯罪地ノ法律ニ依リ處罰スヘカラサル行爲ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五條　外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖同一行爲ニ付更ニ處罰スルコトヲ妨ケス但シ犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第六條　犯罪後法律ノ變更アリタルトキハ新法ヲ適用ス但シ舊法ニ定メタルモノヨリ重ク處斷スルコトヲ得ス
保安處分ニ付テハ新法ニ從フ

第七條　本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏、公吏、議員、委員其ノ他公務ニ從事スル職員ヲ謂フ
公務所ト稱スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂フ
公然ト稱スルハ不定又ハ多數ノ人ノ認識シ得ヘキ狀態ヲ謂フ
暴行ニハ人ノ健康ヲ害スヘキ物ヲ施用シ又ハ人ノ意識ヲ障礙シ若ハ抗拒ヲ妨クル爲催眠術其ノ他ノ手段ヲ施用スル行爲ヲ包含ス

第八條　本法ノ總則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定メタルモノニ亦之ヲ適用ス但シ其ノ法令ニ特別ノ規定アルトキハ此ノ限

ニ在ラス

第二章　犯罪

第九條　罪ヲ犯ス意ナキ行爲ハ之ヲ罰セス但シ法令ニ特別ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條　罪ト爲ルヘキ事實ヲ知ラスシテ犯シタル者ハ故意アリト爲スコトヲ得ス
罪本重カルヘクシテ犯ストキ知ラサル者ハ其重キニ從テ處斷スルコトヲ得

第十一條　法律ヲ知ラサルヲ以テ故意ナシト爲スコトヲ得ス但シ情狀ニ因リ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得
法律ヲ知ラサル場合ニ於テ自己ノ行爲カ法律上許サレタルモノト信シタルコトニ付相當ノ理由アルトキハ其ノ刑ヲ免除ス

第十二條　結果ニ因リ刑ヲ加重スル罪ニ付テハ其ノ結果ノ發生ヲ豫見シ得ヘカリシ場合ニ限リ重キニ從テ處斷ス

第十三條　罪ト爲ルヘキ事實ノ發生ヲ防止スル法律上ノ義務アル者其ノ發生ヲ防止セサルトキハ作爲ニ因リ其ノ事實ヲ發生セシメタル者ト同シク之ヲ罰ス
作爲ニ因リ事實發生ノ危險ヲ生セシメタル者ハ其ノ發生ヲ防止スル義務ヲ負フ

第十四條　心神ノ障礙ニ因リ事理ヲ辨別スル能力ナキ者又ハ事理ノ辨別ニ從テ行爲ヲ爲スノ能力ナキ者ノ行爲ハ之ヲ罰セス能力減弱シタル者ノ行爲ハ其ノ刑ヲ減輕ス

第十五條　瘖啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其ノ刑ヲ減輕スルコトアリ

第十六條　十四歳ニ滿タサル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

第十七條　法令ニ依ル行爲又ハ業務ニ因ル行爲其ノ他法律上正當ナル行爲ハ罪ト爲ラス

第十八條　急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ利益ヲ防衛スルニ出テタル行爲ハ其ノ際ニ於ケル情況ニ照シ相當ナルトキハ罪ト爲ラス

防衛行爲カ程度ヲ超エタル場合ニ於テハ情狀ニ因リ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ行爲カ恐怖、驚愕、興奮又ハ狼狽ニ出テ宥恕スヘキトキハ之ヲ罰セス

第十九條　自己又ハ他人ノ利益ニ對シ急迫ニシテ且他ニ避クル方法ナキ重大ナル危難ヲ避クルニ出テタル行爲ハ其ノ際ニ於ケル情況ニ照シ相當ナルトキハ罪ト爲ラス

前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニハ之ヲ適用セス

前條第二項及第三項ノ規定ハ本條ノ避難行爲ニ之ヲ準用ス

第二十條　請求權ヲ保全スルニ付相當ノ時期ニ法律上ノ手續ニ依ル救濟ヲ受クルコト能ハサル場合ニ於テ其ノ請求權ノ實行ノ不能トナリ又ハ著シク困難ト爲ルコトヲ避クル爲自ラ救濟スルニ出テタル行爲ハ其ノ際ニ於ケル情況ニ照シ相當ナルトキハ罪ト爲ラス

自救行爲カ程度ヲ超エタル場合ニ於テハ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三章　未遂犯

第二十一條　犯罪ノ實行ニ著手シ之ヲ遂ケサル者ハ其ノ刑ヲ減輕スルコトヲ得

第二十二條　結果ノ發生スルコト不能ナル場合ニ於テ其ノ行爲危險ナルモノニ非サルトキハ之ヲ罰セス

第二十三條　自己ノ意思ニ因リ犯罪ノ實行ヲ中止シ又ハ結果ノ發生ヲ防止シタル者ハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス悔悟ニ出テタルトキハ之ヲ罰セサルコトヲ得

結果ノ發生スルコト不能ナル場合又ハ行爲終了スルモ結果發生セサル場合ニ於テ行爲者其ノ事情ヲ知ラスシテ結果ヲ防止スル爲眞摯ナル努力ヲ爲シタルトキハ前項ノ例ニ依ル

第二十四條　未遂犯ヲ罰スル場合ハ各本條ニ於テ之ヲ定ム

第四章　共犯

第二十五條　二人以上共同シテ罪ヲ犯シタル者ハ皆正犯トス

第二十六條　人ヲ敎唆シテ罪ヲ犯サシメタル者ハ敎唆犯トス

敎唆犯ハ正犯ノ刑ヲ以テ處斷ス

第二十七條　他人ノ犯罪ヲ幇助シタル者ハ從犯トス

從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

第二十八條　犯人ノ身分ニ因リ構成スヘキ犯罪行爲ニ加功シタルトキハ其ノ身分ナキ者ト雖仍ホ共犯トス

身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其ノ身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科ス

第二十九條　前四條ノ規定ハ自己ノ行爲ニ付處罰セラレサル者又ハ過失犯トシテ處罰セラルルニ止マル者ヲ行爲ニ加功セシメタル場合ニ亦之ヲ適用ス

第五章　刑

第三十條　刑ノ種類左ノ如シ

一　死刑

二　懲役
三　禁錮
四　資格喪失
五　資格停止
六　居住制限
七　罰金
八　拘留
九　科料
十　譴責
十一　沒收

第三十一條　刑ノ輕重ハ前條記載ノ順序ニ依ル但シ無期禁錮ト有期懲役トハ禁錮ヲ以テ重シトシ有期禁錮ノ長期有期懲役ノ長期ヲ超ユルトキハ禁錮ヲ以テ重シトス

同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多キモノヲ以テ重シトシ長期又ハ多額ノ同シキモノハ其ノ短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ多キモノヲ以テ重シトス

前二項ノ規定ニ依ル外刑ノ輕重ハ前項ノ趣旨ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第三十二條　死刑ハ絞首シテ之ヲ執行ス

第三十三條　懲役ハ無期及有期トシ有期懲役ハ一月以上十五年以下トス

懲役ハ監獄ニ拘置シ定役ニ服ス

第三十四條　禁錮ハ無期及有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年以下トス

禁錮ハ監獄ニ拘置ス

第三十五條　有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ加重スル場合ニ於テハ二十年ニ至ルコトヲ得之ヲ減輕スル場合ニ於テハ一月未滿ニ降スコトヲ得

第三十六條　資格喪失ハ左ニ記載シタル資格ヲ喪失ス但シ情狀ニ因リ特定ノ資格ニ限リ之ヲ喪失セシムルコトヲ得

一　公務員ト爲ル資格
二　公法上ノ選擧ノ選擧權及被選擧權
三　法律ニ要件ヲ定メタル業務上ノ資格
四　親權者、後見人、後見監督人、保佐人、親族會員及財產管理者ト爲ル資格
五　法人ノ理事、監事、會社ヲ代表シ又ハ會社ノ業務ヲ執行スル無限責任社員、取締役、監査役、會社ノ支配人其ノ他法人ノ業務又ハ財產ニ付監督、監査、管理、整理、檢查又ハ清算ヲ爲ス者又ハ社債權者集會ニ於ケル代表者ト爲ル資格

第三十七條　資格停止ハ一年以上十年以下ノ期間前條ニ揭クル資格ヲ停止セシムルコトヲ得

第三十八條　資格喪失又ハ資格停止ハ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ併セテ之ヲ科スルコトヲ得

資格喪失又ハ資格停止ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ代ヘ之ヲ科スルコトヲ得

第三十九條　死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタルトキハ資格喪失ノ效果ヲ生ス

第四十條　有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタルトキハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得ルニ至ル迄資格停止ノ效果ヲ生ス現任ノ公務員ハ其ノ資格ヲ喪失ス

二個以上ノ資格喪失及資格停止ハ倶ニ其ノ效果ヲ生ス

第四十一條　居住制限ハ一年以上五年以下ノ期間居住ノ地又ハ居住スヘカラサル地ヲ限定シテ之ヲ科ス此ノ場合ニ於テハ保護觀察ニ付スルコトヲ得

二個以上ノ居住制限ハ倶ニ之ヲ執行ス其ノ性質上倶ニ執行スルコト能ハサル期間中ハ其ノ一ノ執行ニ依リ倶ニ他ノ執行アリタルモノトス

第四十二條　居住制限ハ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ併セテ之ヲ科スルコトヲ得

居住制限ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ代ヘ之ヲ科スルコトヲ得

第四十三條　罰金ハ二十圓以上トス

第四十四條　拘留ハ一日以上三十日未滿トシ監獄ニ拘置ス二十年ニ至ル迄資格停止ノ效果ヲ生ス

第四十五條　科料ハ十錢以上二十圓未滿トス

第四十六條　罰金ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上二年以下ノ期間之ヲ滯納留置ニ付ス

科料ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上三十日以下ノ期間之ヲ滯納留置ニ付ス

滯納留置者ハ滯納留置所ニ收容シ作業ニ就カシム

第四十七條　罰金ノ併科又ハ罰金ト科料トノ併科ニ因ル滯納留置ノ期間ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ス科料ノ併科ニ因ル滯納留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ス

第四十八條　罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ストキハ其ノ言渡ト共ニ罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル場合ニ於ケル滯納留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡スヘシ

第四十九條　罰金ニ付テハ裁判確定後五十日內科料ニ付テハ裁判確定後二十日內ハ本人ノ承諾アルニ非サレハ滯納留置ノ執行ヲ爲スコトヲ得ス

第五十條　罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其ノ幾分ヲ納ムルトキハ罰金又ハ科料ノ全額ト滯納留置ノ日數トノ割合ニ從ヒ其ノ金額ニ相當スル日數ヲ控除シテ之ヲ留置ス

滯納留置期間內罰金又ハ科料ヲ納ムルトキハ前項ノ割合ヲ以テ殘日數ニ充ツ

滯納留置一日ノ割合ニ滿タサル金額ハ之ヲ納ムルコトヲ得ス

第五十一條　譴責ハ譴責スル旨ノ裁判ノ宣告ニ依ル

第五十二條　左ニ記載シタル物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

一　犯罪行爲ヲ組成シタル物

二　犯罪行爲ニ供シ又ハ供セムトシタル物

三　犯罪行爲ヨリ生シ若ハ之ニ因リ得タル物又ハ犯罪行爲ノ報酬トシテ得タル物

四　前號ニ記載シタル物ノ對價トシテ得タル物

前項ノ沒收ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限ル但シ犯罪ノ後犯人以外ノ者情ヲ知リテ其ノ物ニ對スル權利ヲ取得シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十三條　前條第一項第三號及第四號ニ記載シタル物ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵スルコトヲ得

第五十四條　文書又ハ圖畫ノ一部カ僞造若ハ變造又ハ虛僞ノ記入ニ係ルトキハ其ノ部分ヲ沒收スルコトヲ得

第五十五條　過失ニ因リテ犯シタル罪又ハ拘留若ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アル場合ノ外沒收ヲ科スルコトヲ得ス

第五十六條　沒收ハ他ノ刑ニ附加シテ之ヲ科ス

行爲者ニ對シ有罪ノ裁判ヲ爲ササル場合ニ於テモ沒收ノ要件存スルトキハ之ヲ言渡スコトヲ得

第六章　刑ノ適用

第五十七條　刑ノ適用ニ付テハ犯人ノ性格、年齡及境遇竝犯罪ノ情狀及犯罪後ノ情況ヲ考察シ特ニ左ノ事項ヲ參酌スヘシ

一　犯人ノ經歷、强慣及遺傳

二　犯罪ノ決意ノ强弱

三　犯罪ノ動機カ忠孝其ノ他ノ道義上又ハ公益上非難スヘキモノナリヤ否又ハ宥恕スヘキモノナリヤ否

四　犯罪カ恐怖、驚愕、興奮、狼狽、挑發、威迫、群集暗示其ノ他之ニ類似スル事由ニ基クモノナリヤ否

五　親族、後見、師弟、雇傭其ノ他之ニ類似スル關係ヲ濫用又ハ蔑視シテ罪ヲ犯シ又ハ罪ヲ犯サシメタルモノナリヤ否

六　犯罪ノ手段殘酷ナリヤ否及巧猾ナリヤ否

七　犯罪ノ計畫ノ大小及犯罪ニ因リ生シタル危險又ハ實害ノ輕重

八　罪ヲ犯シタル後悔悟シタリヤ否損害ヲ賠償シ其ノ他實害ヲ輕減スル爲努力シタリヤ否

第五十八條　居住制限ノ適用ニ付テハ犯人及其ノ家族ノ居住及生計上ノ事情ヲモ參酌スヘシ

第五十九條　罰金ノ適用ニ付テハ犯人ノ資產、收入、信用及犯罪行爲ニ因リ又ハ犯罪行爲ノ報酬トシテ得タル利益ヲモ參酌スヘシ

第六十條　罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自首シタル者ハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得官ニ發覺シタル後自首シタル者亦同シ

告訴又ハ請求ヲ待テ論スヘキ罪ニ付告訴權者又ハ請求權者ニ對シ犯人及其ノ親族ノ爲ニ告訴又ハ請求ヲ爲サヽルヘキ旨ヲ申述ヘタルトキ亦前項ニ同シ

第六十一條　懲役ニ該ル罪ヲ犯シタル者ト雖第五十七條ニ揭ケタル事項ヲ參酌シ特ニ犯罪ノ動機道義上又ハ公益上宥恕スヘキモノナルトキハ禁錮ヲ科スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ期間ハ懲役ノ期間ニ同シ

第六十二條　禁錮ニ該ル罪ヲ犯シタル者其ノ罪ト同一又ハ類似ノ罪ニ付五年內ニ三回以上禁錮ノ刑ニ處セラレタルモノナルトキハ懲役ヲ科スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ期間ハ禁錮ノ期間ニ同シ

第六十三條　罰金ニ該ル罪ヲ犯シタル者其ノ罪ト同一又ハ類似ノ罪ニ付五年內ニ三回以上罰金ノ刑ニ處セラレタルモノナルトキハ罰金ニ代ヘ又ハ併セテ一年以下ノ禁錮ヲ科スルコトヲ得

第六十四條　射利ノ目的ヲ以テ罪ヲ犯シタル者ニ對スル刑ノ適用ハ左ノ例ニ依ルコトヲ得

一　懲役又ハ禁錮ノミニ該ル罪ニ付テハ罪金ノ併科

二　懲役又ハ禁錮ト罰金トヲ併科スル罪ニ付テハ罰金ノ增額

三　他ノ刑ト罰金トヲ選擇シテ科スヘキ罪ニ付テハ刑ノ併科及罰金ノ增額

四　罰金ノミニ該ル罪ニ付テハ罰金ノ增額

前項ニ依リ科スヘキ罰金ノ多額ハ一萬圓トス法律ニ定メタル罰金ノ額一萬圓ヲ超ユルトキハ其ノ金額ニ依ル

第六十五條　道義上又ハ公益上特ニ宥恕スヘキ動機ニ因リ罪ヲ犯シタル者ニ對シ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ヲ言渡スヘキ場合ニ於テ其ノ科刑仍ホ重シト認ムルトキハ之ニ代ヘ譴責ヲ科スルコトヲ得

第六十六條　法律ニ依リ刑ヲ減輕スヘキ一個又ハ數個ノ原由アルトキハ左ノ例ニ依ル

一　死刑ヲ減輕スヘキトキハ無期又ハ十年以上ノ懲役若ハ禁錮トス

二　無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕スヘキトキハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮トス

三　有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕スヘキトキハ其ノ刑期ノ二分ノ一ヲ減ス

四　資格喪失ヲ減輕スヘキトキハ資格停止トス資格停止ヲ減輕スヘキトキハ其ノ刑期ノ二分ノ一ヲ減ス

五　居住制限ヲ減輕スヘキトキハ其ノ刑期ノ二分ノ一ヲ減ス

六　罰金ヲ減輕スヘキトキハ其ノ金額ノ二分ノ一ヲ減ス但シ二十圓未滿ニ降スコトヲ得

七　拘留ヲ減輕スヘキトキハ其ノ長期ノ二分ノ一ヲ減ス

八　科料ヲ減輕スヘキトキハ其ノ多額ノ二分ノ一ヲ減ス

刑ノ減輕ニ因リ一日又ハ一錢ニ滿タサル端數ヲ生スルトキハ之ヲ除棄ス

第六十七條　法律ニ依リ刑ヲ減輕スヘキ場合ニ於テ各本條ニ二個以上ノ刑名アルトキハ先ツ適用スヘキ刑ヲ定メ其ノ刑ヲ減輕ス

第六十八條　刑ノ最下限犯情ニ照シ重キニ失スルモノト認ムルトキハ酌量シテ刑ヲ減輕スルコトヲ得

法律ニ依リ刑ヲ　輕スル場合ニ於テハ其ノ減輕ヲ爲スモ犯情ニ照シ科刑仍ホ重キニ失スルモノト認ムルトキニ限リ酌量減輕ヲ爲スコトヲ得

前二條ノ規定ハ酌量減輕ニ之ヲ準用ス

第六十九條　酌量減輕ヲ爲シ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處スヘキトキハ情狀ニ因リ之ニ代ヘ二千圓以下ノ罰金ヲ科スルコトヲ得

第七十條　第六十五條又ハ前二條ノ規定ニ依リ減輕ヲ爲スモ情狀ニ照シ科刑仍ホ重シト認ムルトキハ刑ヲ免除スルコトヲ得

懲役又ハ禁錮ト罰金トヲ併科スヘキ罪ニ付酌量減輕ヲ爲スヘキトキハ情狀ニ因リ其ノ一ヲ科スルコトヲ得

第七十一條　同時ニ刑ヲ加重減輕スヘキトキハ左ノ順序ニ依ル

一　第六十一條乃至第六十四條ノ處分

二　累犯加重

三　法律上ノ減輕

四　競合犯加重

五　第六十五條ノ處分

六　酌量減輕

第七十二條　未決勾留ノ日數ハ其ノ全部又ハ一部ヲ有期ノ懲役若ハ禁錮、罰金、拘留又ハ科料ニ算入ス

前項ノ算入ニ付テハ勾留日數一日ヲ刑期ノ一日又ハ金額五圓以下ノ割合ヲ以テ折算ス

懲役、禁錮、拘留、滯納留置又ハ保安處分ノ執行中勾留セラレタル者ニ付テハ第一項ノ規定ヲ適用セス

第七十三條　公益ノ爲又ハ被害者ノ利益ノ爲必要アルトキハ刑ノ言渡ヲ受クル者ノ負擔ニ於テ刑ノ言渡ト同時ニ官報及一種乃至五種ノ新聞紙ニ一回乃至三回判決ノ全部又ハ一部ヲ公示スヘキ旨ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

益ノ爲ニスル判決公示ノ宣告ハ其ノ請求アル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

被害者ノ名譽ヲ回復スル爲必要アルトキハ謝罪文ヲ公示スヘキ旨ノ宣告ヲ爲スコトヲ得ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第七十四條　被告事件罪ト爲ラサル爲又ハ犯罪ノ證明若ハ嫌疑ナキ爲被告人ニ對シ無罪又ハ免訴ノ裁判ヲ爲ストキハ裁判公示ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ謝罪文ハ裁判所自ラ之ヲ定メ又ハ被害者ノ作成スル原案ニ基キ裁判所之ヲ定ム

第七十五條　懲役又ハ禁錮ノ執行ヲ終リ又ハ死刑、懲役若ハ禁錮ノ執行ノ免除ヲ得タル後五年內ニ禁錮以上ノ刑ニ該

前項ノ場合ニ於テ告訴人又ハ告發人ニ故意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ者ヲシテ費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

第七章　累犯

第七十六條　累犯ニ對シテハ其ノ罪ニ付定メタル刑ノ長期ヲ超エテ處斷スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ長期ヲ二倍シタルモノヲ以テ長期トス

第七十七條　裁判確定後累犯者タルコトヲ發見シタルトキハ其ノ者ニ對シ更ニ刑ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ既ニ言渡シタル刑ヲ通算ス

刑ノ執行ヲ終リタル後又ハ其ノ執行ノ免除アリタル後ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第八章　競合犯

第七十八條　確定裁判前ニ於ケル數個ノ罪ヲ競合犯トス

第七十九條　競合犯ニ付同時ニ裁判ヲ爲ストキハ其ノ最モ重キ罪ニ付定メタル刑ヲ以テ處斷ス但シ他ノ罪ニ付定メタル刑ノ最下限ヨリ輕ク處斷スルコトヲ得ス

第八十條　競合犯ニ付有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處スヘキ場合ニ於テ特ニ重キ情狀アルトキハ適用スヘキ刑ノ長期ヲ超エテ處斷スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ長期ニ其ノ半數ヲ加ヘタルモノヲ以テ長期トス

前項ニ依リ言渡ス刑ハ各罪ニ對スル刑ノ長期ヲ合算シタルモノヲ超ユルコトヲ得ス

第八十一條　競合犯中既ニ裁判ヲ經タル罪トアルトキハ更ニ裁判ヲ經サル罪ニ付處斷ス

第八十二條　競合犯ニ付二個以上ノ裁判アリタルトキハ其ノ最モ重キ刑ヲ執行ス

第八十三條　競合犯ニ付二個以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡アリタル場合ニ於テ裁判所其ノ最モ重キ刑ノ期間ヲ超エテ刑ヲ執行スル必要アリト認ムルトキハ其ノ最モ重キ罪ニ付定メタル刑ノ長期ニ半數ヲ加ヘタルモノヲ超エス且

各罪ニ付言渡シタル刑ヲ合算シタルモノヲ超エサル範圍ニ於テ期間ヲ定メ刑ヲ執行スヘキコトヲ命スルコトヲ得且

第八十四條　前二條ノ場合ニ於テ既ニ執行シタル刑ハ之ヲ通算ス

第八十五條　競合犯ニ付處斷セラレタル者或罪ニ付恩赦ヲ受ケタルトキハ他ノ罪ニ付更ニ刑ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ既ニ執行シタル刑ハ之ヲ通算ス

第八十六條　資格喪失又ハ資格停止ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス二個以上ノ資格喪失又ハ資格停止亦同シ

第八十七條　居住制限ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス二個以上ノ居住制限亦同シ

第八十八條　罰金又ハ科料ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但シ死刑ニ處スヘキトキハ此ノ限ニ在ラス

二個以上ノ罰金、拘留又ハ科料ハ之ヲ併科ス

第八十九條　競合犯中重キ罪ニ付没收ナシト雖他ノ罪ニ付没收アルトキハ之ヲ科スルコトヲ得

二個以上ノ没收ハ之ヲ併科ス

第九十條　一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸ルルモノ及連續シタル數個ノ行爲ニシテ同一ノ罪名ニ觸ルルモノハ本章ノ例ニ依ル

前項ノ場合ニ付テハ第八十一條及第八十八條第二項ノ規定ヲ適用セス但シ特別ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九章　不定期刑

第九十一條　累犯者ニシテ一年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タル後長期十年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シ更ニ累犯トシテ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處スヘキ者常習トシテ其ノ罪ヲ犯シタルモノナルトキハ不定期刑ノ言渡ヲ爲ス

第九十二條　不定期刑ヲ言渡スヘキ場合ニ於テハ法律上ノ減輕、競合犯加重及酌量減輕ヲ爲サス

第九十三條　不定期刑ノ長期ハ二十年トス其ノ短期ハ其ノ罪ニ付定メタル刑ノ範圍ニ於テ之ヲ定ム

第九十四條　不定期刑ヲ言渡スヘキ罪ノ競合犯ニ付同時ニ裁判ヲ爲ストキハ其ノ重キニ從テ處斷ス

不定期刑ヲ言渡スヘキ罪ト無期刑ヲ言渡スヘキ罪トノ競合犯ニ付同時ニ裁判ヲ爲ストキハ無期刑ノ言渡ヲ爲ス

不定期刑ヲ言渡スヘキ罪ト定期刑ヲ言渡スヘキ罪トノ競合犯ニ付同時ニ裁判ヲ爲ストキハ不定期刑ノ言渡ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ其ノ短期ハ定期刑ヲ言渡スヘキ罪ニ付定ムヘキ刑ヲ下ルコトヲ得ス

第九十五條　競合犯ニ付二個以上ノ不定期刑ノ言渡アリタルトキハ其ノ短期ノ重キモノヲ執行ス

競合犯ニ付不定期刑ト無期刑トノ言渡アリタルトキハ無期刑ヲ執行ス

競合犯ニ付不定期刑ト定期刑トノ言渡アリタルトキハ不定期刑ヲ執行ス

此ノ場合ニ於テ其ノ短期定期刑ヨリ輕キトキハ定期刑ヲ以テ其ノ短期ト看做ス

前三項ノ場合ニ於テ既ニ執行シタル刑ハ之ヲ通算ス

第十章　執行猶豫

第九十六條　三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ情狀ニ因リ一年以上五年以下ノ期間其ノ刑ノ執行ヲ猶豫スルコトヲ得

五百圓以下ノ罰金ノ言渡ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ情狀ニ因リ六月以上二年以下ノ期間其ノ刑ノ執行ヲ猶豫スルコトヲ得

拘留又ハ科料ノ言渡ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ情狀ニ因リ六月以上一年以下ノ期間其ノ刑ノ執行ヲ猶豫スルコトヲ得

第九十七條　刑ヲ併科スヘキ場合ニ於テハ其ノ一ノミニ付亦刑ノ執行ヲ猶豫スルコトヲ得

第九十八條　懲役又ハ禁錮ニ付刑ノ執行猶豫ヲ言渡ス場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ猶豫期間内本人ヲ保護觀察ニ付シ又ハ本人ニ善行保證ヲ命スルコトヲ得執行猶豫ノ言渡ヲ爲シタル後ニ於テ必要アリト認ムルトキ亦同シ

善行保證ハ相當ノ金額若ハ有價證券ヲ提供セシメ又ハ保證人ヲ立テシムルコトニ依リテ之ヲ爲サシム

前二項ノ處分ハ事情ニ因リ何時ニテモ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得

第九十九條　懲役又ハ禁錮ノ執行ヲ猶豫スルニ付其ノ猶豫期間内ニ於テ左ノ事由ノ一アルトキハ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スコトヲ得

一　執行猶豫中罪ヲ犯シ資格停止以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二　善行保證ノ命令ニ違背シテ金額若ハ有價證券ヲ提供セス又ハ保證人ヲ立テサルトキ

三　保護觀察ノ條件ニ違背シ其ノ情狀重キトキ

第百條　執行猶豫ノ言渡ヲ取消ストキハ既ニ提供シタル金額又ハ有價券ヲ沒取スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ沒取セサル金額又ハ有價證券ハ之ヲ還付スヘシ

第百一條　罰金以下ノ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者其ノ猶豫中罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スコトヲ得

第百二條　執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其ノ猶豫中人ノ資格ニ關スル法令ノ適用ニ付テハ刑ニ處セラレタルコトナキモノト看做ス

第百三條　執行猶豫ノ言渡ヲ取消サルルコトナク猶豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ善行保證ノ爲提供シタル金額又ハ有價證券ハ之ヲ還付スヘシ

第百四條　資格喪失又ハ資格停止ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テハ情狀ニ因リ一年以上五年以下ノ期間其ノ效果ノ發生ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ本人ニ善行保證ヲ命スルコトヲ得

第九十七條乃至第百條、第百二條及第百三條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一章　宣告猶豫

第百五條　六月以下ノ懲役若ハ禁錮、資格喪失、資格停止、五百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ヲ言渡スヘキ場合ニ於テ情狀特ニ憫諒スヘキモノト認ムルトキハ判決ノ宣告ヲ猶豫スルコトヲ得

第百六條　宣告ヲ猶豫セラレタル者猶豫中罪ヲ犯シ資格停止以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ判決ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

第百七條　判決ノ宣告ヲ受クルコトナク二年ヲ經過シタルトキハ免訴ノ言渡アリタルモノト看做ス

第十二章　假釋放

第百八條　懲役又ハ禁錮ノ執行ヲ受クル者改悛ノ情顯著ナルトキハ無期刑ニ付テハ十年、有期刑ニ付テハ其ノ四分ノ一、不定期刑ニ付テハ其ノ短期ノ三分ノ一ヲ經過シタル後行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ釋放スルコトヲ得

前項ノ處分ヲ爲スニ付テハ左ノ事項ヲ參酌スヘシ

一　損害ノ賠償アリタリヤ又ハ賠償ヲ爲シタリヤ否特ニ本人カ損害ノ賠償ヲ爲スニ努力シタリヤ否

二　居住及生計ニ支障ナキヤ又ハ住居ヲ定メ正業ニ従事スル見込アリヤ否

第百九條　假釋放ノ處分ニ付テハ本刑ニ算入セラレタル未決勾留日數ヲ刑ノ執行ヲ經タル期間ニ算入ス減刑ニ因リ死刑ヲ無期刑ニ減輕セラレタル者ニ對スル假釋放ノ處分ニ付テハ判決確定後ノ拘禁日數ヲ無期刑ニ仔執行ヲ經タル期間ニ算入ス

第百十條　第九十八條ノ規定ハ假釋放ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第百十一條　左ニ記載シタル場合ニ於テハ假釋放ノ處分ヲ取消スコトヲ得

一　假釋放中罪ヲ犯シ資格停止以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二　善行保證ノ命令ニ違背シテ金額若ハ有價證券ヲ提供セス又ハ保證人ヲ立テサルトキ

三　保護觀察ノ條件ニ違背シ其ノ情重キトキ

假釋放ヲ取消シタルトキハ釋放中ノ日數ハ刑期ニ算入セス

第百條ノ規定ハ假釋放ノ取消ニ之ヲ準用ス

第百十二條　假釋放ヲ許サレタル者其ノ處分ヲ取消サルルコトナク左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ刑ノ執行ヲ終リタルモノトス

一　殘刑期ヲ經過シタルトキ

二　假釋放ノ後既ニ執行ヲ受ケタルト同一ノ期間ヲ經過シタルトキ

無期刑ニ付假釋放ヲ許サレタル者其ノ處分ヲ取消サルルコトナク十年ヲ經過シタルトキ亦前項ニ同シ

第百三條第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百十三條　居住制限ノ執行ヲ受ケタル者改悛ノ情顯著ナルトキハ其ノ期間ノ四分ノ一ヲ經過シタル後行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ執行ヲ停止スルコトヲ得

第百八條第二項、第百十條乃至第百十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百十四條　拘留ニ處セラレタル者ハ情狀ニ因リ何時ニテモ行政官廳ノ處分ヲ以テ釋放スルコトヲ得

罰金又ハ科料ヲ完納スル能ハサルニ因リ滯納留置ニ付セラレタル者亦前項ニ同シ

第十三章　刑ノ時效

第百十五條　刑ノ執行ヲ受クヘキ者ハ時效ニ因リ其ノ執行ノ免除ヲ得

第百十六條　時效ハ刑ノ言渡確定シタル後左ノ期間內其ノ執行ヲ受ケサルニ因リ完成ス

一　死刑ハ三十年

二　無期ノ懲役又ハ禁錮ハ二十年

三　十年以上ノ懲役又ハ禁錮ハ十五年、三年以上ノ懲役又ハ禁錮ハ十年、三年未滿ノ懲役又ハ禁錮ハ五年

四　居住制限ハ五年

五　罰金ハ三年

六　拘留、科料及沒收ハ一年

滯納留置ハ罰金又ハ科料ノ時效ニ、追徵ハ沒收ノ時效ニ從フ

第百十七條　刑ノ時效ハ法令ニ依リ執行ヲ猶豫シ又ハ停止シ其ノ他執行ヲ爲スコトヲ得サル期間內ハ進行セス

第百十八條　死刑、懲役、禁錮、居住制限及拘留ノ時效ハ其ノ執行ニ付犯人ヲ逮捕シタルニ因リ中斷ス

罰金、科料、沒收及追徵ノ時效ハ執行行爲ヲ爲シタルニ因リ中斷ス

第十四章　刑ノ消滅

第百十九條　刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル者禁錮以上ノ刑ニ處セラルルコトナク十年ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其ノ效力ヲ失フ

譴責又ハ刑ノ免除ノ言渡ヲ受ケタル者其ノ言渡後禁錮以上ノ刑ニ處セラルルコトナク二年ヲ經過シタルトキハ譴責又ハ刑ノ免除ノ言渡ハ其ノ效力ヲ失フ

第百二十條　刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル者善行ヲ保持シ禁錮以上ノ刑ニ處セラルルコトナク五年ヲ經過シタルトキハ裁判所ハ刑ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

譴責又ハ刑ノ免除ノ言渡ヲ受ケタル者其ノ言渡後善行ヲ保持シ禁錮以上ノ刑ニ處セラルルコトナク一年ヲ經過シタルトキハ裁判所ハ譴責又ハ刑ノ免除ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第百二十一條　資格ヲ喪失シタル者禁錮以上ノ刑ニ處セラルルコトナク十年ヲ經過シタルトキハ將來ニ向テ資格ヲ回復ス

第百二十二條　資格ヲ喪失シ又ハ停止セラレタル者善行ヲ保持シ資格喪失ニ付テハ五年、資格停止ニ付テハ其ノ期間ノ三分ノ一ヲ經過シタルトキハ裁判所ハ將來ニ向テ資格ヲ回復スル旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第百二十三條　資格ヲ喪失シ又ハ停止セラレタル者其ノ喪失又ハ停止ト同時ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ前二條ノ期間ヲ起算ス

第百二十四條　前三條ノ場合ニ於テハ刑ノ言渡ハ其ノ效力ヲ失フ

第百二十五條　刑ノ言渡其ノ效力ヲ失ヒタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ登錄ヲ除去スヘシ

第十五章　保安處分

第百二十六條　保安處分ハ左ノ四種トシ裁判所之ヲ言渡ス

一　監護處分
二　矯正處分
三　勞作處分
四　豫防處分

第百二十七條　禁錮以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者心神障礙者又ハ瘖啞者ナル場合ニ於テ公安上必要アリト認ムルトキハ監護處分ニ付スル旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ監護處分ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ刑ノ執行終了後引續キ之ヲ執行ス但シ事情ニ因リ刑ノ執行ニ先チ又ハ其ノ執行ヲ停止シテ監護處分ノ執行ヲ爲スコトヲ得

第百二十八條　監護處分ニ付セラレタル者ハ監護所ニ收容シ治療其ノ他監護ノ爲必要ナル處置ヲ爲スヘシ

第百二十九條　監護處分ニ付セラレタル者收容後其ノ必要ナキニ至リタルトキハ行政官廳ノ處分ヲ以テ退所セシムヘシ

第百三十條　監護處分ノ期間ハ五年トス特ニ必要アルトキハ裁判所ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第百三十一條　刑ノ言渡ト共ニ監護處分ニ付セラレタル者ニ對シ假釋放ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ假釋放中監護處分ハ之ヲ執行セス

第百三十二條　刑ノ執行ニ依リ監護處分ノ執行必要ナキニ至リタルトキハ裁判所ハ監護處分ノ執行ヲ免除スルコトヲ得

監護處分ノ執行ニ依リ刑ノ執行必要ナキニ至リタルトキハ裁判所ハ刑ノ執行ヲ免除スルコトヲ得

第百三十三條　飲酒又ハ麻醉劑使用ノ習癖アル者ニ對シ酩酊又ハ麻醉ノ狀態ニ於テ罪ヲ犯シ其ノ習癖ヲ矯正スル必要アリト認ムルトキハ矯正處分ニ付スル旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

矯正處分ノ期間ハ二年トス

第百二十七條第二項ノ規定ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對スル矯正處分ニ之ヲ準用ス

第百三十四條　矯正處分ニ付セラレタル者ハ矯正所ニ收容シ矯正ノ目的ヲ達スル爲必要ナル處置ヲ爲スヘシ

第百三十五條　第百二十九條、第百三十一條及第百三十二條ノ規定ハ矯正處分ニ之ヲ準用ス

第百三十六條　浮浪又ハ勞働嫌忌ニ因リ常習トシテ罪ヲ犯シタル者ニ對シ刑ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ裁判ト共ニ勞作處分ニ付スル旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

勞作處分ノ期間ハ三年トス

第百三十七條　勞作處分ニ付セラレタル者ハ勞作所ニ收容シ勤勉ニシテ紀律ア ル習慣ヲ馴致スル爲必要ナル作業ニ就カシムヘシ

勞作所ノ長ハ勞作處分ニ付セラレタル者ヲシテ勞作所外ニ滯在シ官設、公設又ハ私設ノ工場、農場其ノ他ノ作業場ニ於テ就業セシムルコトヲ得

第百三十八條　第百二十九條、第百三十一條及第百三十二條ノ規定ハ勞作處分ニ之ヲ準用ス

第百三十九條　懲役ノ執行ノ終了ニ因リ釋放セラルヘキ者釋放後ニ於テ更ニ放火、殺人又ハ强盜ヲ爲ス虞アルコト顯著ナルトキハ裁判所ハ豫防處分ニ付スル旨ヲ命スルコトヲ得

第百四十條　豫防處分ニ付セラレタル者ハ豫防所ニ收容シ改悛セシムル爲必要ナル處置ヲ爲スヘシ

第百四十一條　豫防處分ノ期間ハ二年トス特ニ必要アルトキハ裁判所ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第百四十二條　豫防處分ハ刑ノ執行終了後引續キ之ヲ執行ス

第百二十九條ノ規定ハ豫防處分ニ之ヲ準用ス

第百四十三條　保安處分ノ言渡確定シタル後執行ヲ爲サスシテ三年ヲ經過シタルトキハ裁判所ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ執行スルコトヲ得ス

懲役、禁錮、拘留又ハ滯納留置ノ執行中ニ係ル期間ハ之ヲ前項ノ期間ニ算入セス

第十六章　保護觀察

第百四十四條　保護觀察ハ本人ヲ保護司ノ觀察ニ付シ、保護者ニ引渡シ又ハ寺院、教會、保護團體若ハ適當ナル者ニ委託シテ之ヲ爲ス

第百四十五條　保護觀察ニ付セラレタル者ニ對シテハ左ニ揭クル事項ノ全部又ハ一部其ノ他適當ナル條件ノ遵守ヲ命スルコトヲ得

一　住所ヲ定メ正業ニ從事スルコト

二　不良ノ徒ト交際セス又ハ禁止シタル場所ニ出入セサルコト

三　酒類ノ飮用又ハ麻醉劑ノ使用ヲ爲ササルコト

四　善行保持ノ誓約ヲ爲スコト

第百四十六條　前二條ノ處分ハ其ノ執行中何時ニテモ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得

第百四十七條　保護觀察ヲ行フニハ本人ノ更ニ罪ヲ犯ス危險ヲ防止シ且本人ヲシテ正業ニ從事セシムル爲適當ノ處置ヲ爲スコトヲ得

第百四十八條　本章ニ定ムルモノノ外保護觀察ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七章　期間

第百四十九條　期間ヲ定ムルニ月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從テ計算ス

第百五十條　刑期ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス

懲役、禁錮及拘留ニ付テハ拘禁セラレサル日數ハ裁判確定後ト雖刑期ニ算入セス

第百五十一條　刑ノ執行ノ初日ハ時間ヲ論セス一日トシテ之ヲ計算ス時效期間ノ初日亦同シ

第百五十二條　釋放ハ刑期終了ノ日ニ於テ之ヲ行フ

第百五十三條　前三條ノ規定ハ滯納留置及保安處分ニ之ヲ準用ス

留保條項

（註）本留保條項ハ各則規定ノ審議ヲ了リタル後更ニ考慮ノコト

第百四十二條ノ二　生命、身體、自由、名譽、信用、業務又ハ財産ニ對スル罪ヲ犯ス意思ヲ表示シ又ハ其ノ豫備若ハ陰謀ヲ爲シ因テ其ノ罪ヲ犯ス危險顯著ナル者ニ對シテハ刑ニ處スヘキ場合ヲ除クノ外善行保證ヲ命スルコトヲ得

第九十八條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百四十二條ノ三　善行保證ヲ命セラレタル者二年內ニ其ノ罪ヲ犯シタルトキハ提供シタル金額又ハ有價證券ヲ沒取スルコトヲ得

沒取セサル金額又ハ有價證券ハ之ヲ還付スヘシ

第百四十二條ノ四　善行保證ノ命令ニ違背シテ金額又ハ有價證券ヲ提供セス又ハ保證人ヲ立テサル者ハ之ヲ豫防處分ニ付スルコトヲ得

第百四十條及第百四十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百二十六條　末尾ニ左ノ一號ヲ加フ

五　善行保證

法學志林

第三十四卷・第一號
昭和七年一月一日發行

法律的消極主義 一……牧野英一
□純粹法律理論と刑法
國際法に於ける『承認』……松原一雄
プロイセンに於ける行刑の改革……エー・ハスキン
白紙委任狀附株券轉輾の法律關係……岡村玄治
法史瑣談……宮下嘉三郎
新刊批評及思潮概觀
□刑事學から見た犯罪（武藤文雄）
□行刑改良のコロンブスの卵（牧野英一）
□法律に於ける古き偶像（牧野英一）
□新刊短評　□雜誌一瞥
判例——民事十五件　刑事十一件　行政六件

歐文

□主權、所有權及び刑罰の觀念の進化（續）（牧野英一）（佛文）

東京　法政大學發行

法學論叢

第二十七卷・第二號
昭和七年二月　發行

封建制度成立期の御恩と奉公……牧　健二
Integrationの理論とファシズム……黒田　覺
勞働行爲法の特質（二・完）……橋本文雄
我國中古に於ける債權の擔保（一）……小早川欣吾
批評と紹介
ウインストン・チャーチル『議會政治と經濟問題』（俵靜夫）——ソヴイエット・ロシヤの行政に於ける人民の權利の保護（原龍之助）——「ソヴイエート・ロシヤの離婚」（福島四郎）——英法に於ける物より生ずる損害に對する責任（伊東正）——ブリヨン中世の國家と教會の裁判（西本顯）
民事判例批評
代位を爲すべき者が責任を免るる時期——一部の代位辨濟と競賣の申立（末川博）——當事者の死亡と上訴——訴訟に於ける支配人の地位（山田正三）

京都帝國大學　法學會發行

矯正図書館

法學協會雜誌

第五十卷・第一號
昭和七年一月一日發行

論說

手形裏書の抹消　東京帝國大學助敎授　鈴木竹雄
明治八年布告第百參號裁判事務心得と私法法源　東京帝國大學敎授　杉山直治郎
所務沙汰の硏究　法學士　石井良助

資料

商法改正要綱解說　法學博士　松本烝治
判例硏究　民事訴訟法判例批評(一一七)　法學博士　加藤正治
民事法判例硏究錄(昭和五年度)(九)　末弘嚴太郎——田中耕太郎——戒能通孝——我妻榮——兼子一——鈴木竹雄——穗積重遠

雜報

法理硏究會記事「太平洋會議の感想」

東京帝大內　法學協會發行

法學新報

第四十二卷・第一號
昭和七年二月一日發行

花井卓藏博士追想錄
花井博士略歷
花井博士著作年表
花井博士追想錄

論說

消火義務の不履行と放火罪　中大講師　飯塚敏夫
事情變更の原則の法律的基礎　商大敎授　岩田新
華族制度論　中大講師　村上恭一

說苑

高橋健三君の逸事(三・完)　法學博士　故稚松生
議會側に現れたる復讐思想(法律史話)　中大敎授　瀧川政次郎

資料

儒帝學說彙纂第六卷邦譯(二)　城大敎授　船田享二
判例硏究
不動產賃權設定契約と虛僞の意思表示(片山金章)——白紙委任狀附記名株券の貸貸と商法二六三條第四號の意義(升本重夫)——保險株式會社の使用人の有する退職慰勞金請求權と保險業法第九十六條との關係(朝川伸夫)

中央大學內　法學新報社發行

編輯餘錄

□

確信犯人といふ概念があり得るや否やは思想上定め得べき問題ではない。しかし、思想的にそれがあり得るといふことは否定することは出來ぬが、さてその信念を抛棄しないといふ斷定は實證的にのみ定め得る問題である。

□

信念の抛棄には長い時間を必要とする。その意味に於て吾輩は定期刑制度の下に於ける今日の刑務所の實驗からでも徹底的な斷案は下し得ないと思ふ。

□

ただ定期刑制度の下に於ては思想的な雜魚どもにその信念を抛棄せしめるに役立つのみである。呑舟の魚を捕へるには廣い大網が必要である如く思想上の首魁をして信念を抛棄せしめるには長い期間を必要とするのである。

□

確信犯人の確信が鐵の如き堅き意思であるか否かは一度絕對不定期刑を試みてから後に言ひ得る斷定でなければならぬ。その意味に於て尾後貫學士は瀧川敎授に迫って居られるのである。

□

吾輩は思想犯人の處遇を現行の刑罰制度の下に補修しようとする當局の努力を多とする。しかし、補修には永續性の期待すべきものがない。故に、當局に對し更に一步を進めて英斷に不定期刑制度の確立を促すのである。

□

編輯子は本號より讀者ページに投稿せられたものの中より最優秀なもの一篇を資料の欄に揭載することにしたがそれには少くとも筆者のオリヂナルであることを必要とする。

昭和七、一、一五日夜

——あき緋——

定價　一冊(稅共)　金二十五錢
　　六冊(稅共)　金一圓五十錢
　　十二冊(稅共)　金三圓

廣告料　一等一頁　金五十圓
　　二等一頁　金四十圓
　　普通一頁　金三十圓

註文規定
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和七年一月廿五日印刷納本
昭和七年二月一日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　伊藤忠次郎
印刷人　東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三四番地　竹田益平
印刷所　東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三四番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　刑務協會
電話銀座二三四四、三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

刑政第45巻第2号

矯正図書館

45e Année n° 2. Février 1932

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Ogonuki, S.— Du traitement des criminels de conviction.

Muto, F.— Des personnes mentalement défectueuses au point de vue de droit pénal.

Fukuyama, F.— Considérations sur la nourriture des prisonniers.

Mouvement des idées à l'étranger :

Frhr. v. Schoen, Ein Kubanischer Strafrechtsentwurf.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio